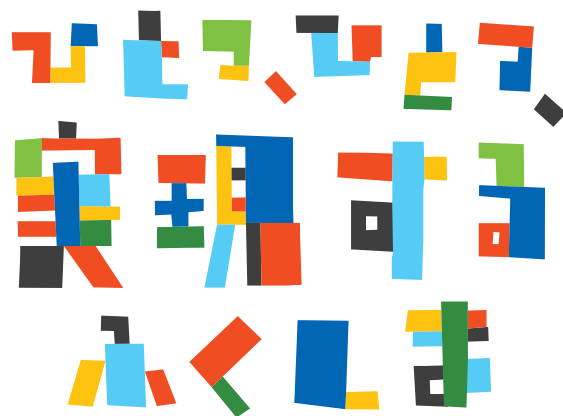


福島県看護職員需給計画



令和6年3月
福島県保健福祉部

目 次

第1章 基本的な考え方	
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の性格と役割	2
第3 看護職員確保対策の基本的な視点	2
第4 計画の期間	3
第5 計画の基本構成	3
第6 計画の進行管理	3
第2章 基本目標	4
第3章 看護職員の就業・供給の概要	
第1 就業の状況	7
第2 供給の状況	31
第4章 看護職員の需給見通し	44
第5章 看護職員の確保対策	
第1 次代の看護を担う人材の育成	46
第2 県内への就業促進と定着化	49
第3 看護職員の資質の向上	55
● 指標及び数値目標	61
● 看護職員確保対策の概要図	62
用語解説	63
参考資料	64

第 1 章 基本的な考え方

第 1 計画策定の趣旨

- 本県では、昭和 43 年から看護職員需給見通しを立て、その後、5 年ごとに福島県看護職員需給計画の見直しを行い、看護職員^{*1}の養成、確保及び資質の向上を主軸とした各種対策を推進してきました。
- 平成 30 年 3 月に策定した福島県看護職員需給計画は、福島県医療計画の部門別計画として「東日本大震災からの復旧・復興」、「次代の看護を担う人材の育成」、「県内への就業促進と定着化」、「看護職員の資質の向上」を基本目標に対策を推進してきましたが、令和 5 年度末で終期を迎えます。
- この間、新型コロナウイルスの感染拡大や、人口減少・高齢化の進行や生産年齢人口の減少、医師の働き方改革、医療分野のデジタル化など、本県の医療を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 本県の看護職員数は令和 4 年末現在 24,104 人（常勤換算）で、福島県看護職員需給計画における需給見通しの令和 4 年の需要見込数 24,892 人（常勤換算）に対し達成率は 96.8%、供給見込数 24,895 人（常勤換算）に対し達成率は 96.8%となるなど、県全体で増加しています。
- ただし、平成 23 年 3 月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、子育て世代の看護職員が流出するなど、相双地域においては看護職員が減少し、震災前の看護職員数までは回復しておらず、今後の地域医療の復興に向けて、看護職員の確保、定着は引き続き課題となっています。
- また、18 歳人口の減少により、県内看護師等養成施設の受験者数が減少傾向にあり、入学者の確保が課題であることから、社会人も含めた入学者の確保や新卒者の県内就業及び潜在看護職^{*2}の再就業の促進など確保対策が必要となっています。
- さらに、関係機関との密接な連携の下、看護職員の働き方の検討や、ワーク・ライフ・バランス^{*3}推進の取組を進めていくことが求められています。

- 看護職員の資質向上に関しては、各施設における新人看護職員研修体制の充実が図られてきており、関係団体等が新任期から管理期に至るまで体系的に研修を実施し、看護職員のキャリア形成を支援しています。また、平成29年末には221名だった認定看護師が令和4年末には275名（令和4年12月末現在）となり、着実に配置が進んでいます。
- さらに、今後の在宅医療等を支える看護師を養成することを目的に、特定行為に係る看護師の研修制度^{*4}が平成27年10月1日から開始されるなど、医療の高度化・複雑化が進む中で、チーム医療に貢献できる専門性の高い看護職が求められており、平成29年末に3人であった県内の特定行為指定研修機関の修了者数は、令和4年末で219人と着実に増加しています。
- このような背景を踏まえ、東日本大震災からの復興を担うとともに、安全で質の高い看護を提供できる看護職員の計画的かつ安定的な確保及び資質の向上を図るための取組をより推進していくために、現行計画を見直し、新たな福島県看護職員需給計画を策定します。

第2 計画の性格と役割

- 1 福島県医療計画の部門別計画に位置付け、本県における看護施策の基本指針となるものです。
- 2 看護師等の人材確保に関する法律及び基本的な指針を踏まえ、看護職員の確保を推進するものです。
- 3 関係機関・団体と連携して計画の実現を目指すとともに、その自主的な取り組みを促進する役割を持つものです。

第3 看護職員確保対策の基本的な視点

1 職員確保の視点

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により看護職員が不足した地域をはじめとした県全体の看護職員確保対策の継続

2 定着化の視点

看護職員の職場への定着や離職防止に向けた魅力ある環境づくり

3 資質向上の視点

高度化、多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応した質の高い看護サービスの提供に向けた看護職員の資質の向上

4 連携・協働の視点

高齢化や在宅医療の進展に対応した看護サービスを提供するための保健・医療・福祉等の分野間の連携及びチーム医療を推進するための他職種との連携・協働

第4 計画の期間

令和6年度（2024年4月）を初年度とし、令和11年度（2030年3月）までの6か年計画とします。

第5 計画の基本構成

- 1 東日本大震災からの復興、看護職員の養成、確保・定着及び資質の向上に関する基本目標を設定します。
- 2 新たな計画期間の看護職員の需要と供給の見通しを立てます。
- 3 基本目標、新たな需給見通しを踏まえた施策の方向性、指標及び数値目標を設定します。

第6 計画の進行管理

計画を着実に推進し、実効性を高めるために、計画策定、施策の実施、点検・評価及び見直し・改善の一連のサイクルを確立し、計画の進行管理を実施します。

基本目標に対する指標及び数値目標を設定し、数値の推移について毎年度点検・評価を行い、その結果を外部有識者等から構成される「福島県看護職員需給計画策定検討会」に報告して意見を求め、必要に応じ計画の見直しを行います。

また、県が実施する病院を対象にした「定期医療従事者数調査」等において、病院に勤務する看護職員数等に大きな変動等があった場合には、状況を確認した上で分析を行い、その結果を、毎年度計画の点検・評価のために開催する「福島県看護職員需給計画策定検討会」に報告して意見を求め、必要に応じて施策への反映について検討するなど、看護職員確保対策に係る課題に対し、柔軟に対応します。

第2章 基本目標

本県では、平成23年3月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、相双地域を中心に子育て世代の多くの看護職員が離職したため、地域医療の再建に向け、看護職員の確保及び定着、更には看護力の向上を図る必要があります。

また、少子高齢化の進展に伴い在宅医療・介護のニーズが更に高まることが予測されます。看護職員にはチーム医療を推進するため専門性の発揮が求められるとともに、その役割や就業の場が拡大しており、保健・医療・福祉の各分野において看護職への期待は、益々高まっており、看護職員の養成、確保及び資質の向上を主軸とした各種対策をより推進する必要があります。

一方、18歳人口の減少に伴う看護師等養成施設における入学者の確保が課題となっており、子育て世代の職員の離職、また増加しているベテラン層の退職など看護職の供給状況は楽観を許さない状況です。

さらに、専門職としてのキャリア形成やワーク・ライフ・バランスなど看護職員がやりがいをもって働き続けられる職場環境づくりなど雇用の質の確保も大きな課題となっています。

本計画では、これらの情勢の変化や本県の実情を考慮した看護職員の需要と供給の見通しを踏まえ、次の目標を基本として施策の推進を図ります。

1 次代の看護を担う人材の育成

(1) 看護職を目指す学生の確保

少子高齢化が進行する中で、次代を担う看護職を確保するため、子どもたちに看護の魅力や看護職の資格取得の方法等を広く普及し、看護職員の重要な供給力である看護師等養成施設における学生の確保を目指します。

(2) 看護師等養成所の教育体制の充実

質の高い看護職を養成する観点から、看護師等養成施設における専任教員や実習指導者等の養成及び資質の向上、実習指導教員の配置や教育環境の整備など、看護教育体制の充実を目指します。

2 県内への就業促進と定着化

(1) 各地域の医療機関等における看護職員確保対策

地域や医療機関の種別毎に異なる課題に対応した県内への就業促進と定着化に取り組めます。

特に、震災等の影響により、看護職員数が大きく減少した相双地域においては、地域医療の復興に向けて、上記取り組みを通じ、看護力の復活を目指します。

(2) 新卒看護職の県内への就業促進と定着化

県内及び県外の看護師等養成施設の卒業生の県内就業を促進するとともに、職場における新人教育体制の充実に向けた支援など、新卒就業者の定着化を目指します。

(3) 看護職員の定着に向けた働き続けることができる職場環境づくり

結婚や子育て等に伴う離職や、病院での働き盛りである中堅看護職員の離職を防止し、職場への定着を推進するため、キャリア形成支援やワーク・ライフ・バランスの推進、看護補助者の活用や病院内保育所の運営支援など就業環境の整備や、看護職員の高齢化への対応など、医療関係団体等、関係機関と連携し、働き続けることができる職場環境づくりを目指します。

(4) 看護職の再就業への支援等

無料職業紹介所として県ナースセンターを設置し、ナースバンクを運用することで、就業相談業務や職業紹介業務等を行うとともに、ハローワークと連携して巡回相談会等を実施するなど、求人・求職のマッチングの促進を目指します。

また、資格を持ちながら就労していない看護職、いわゆる潜在看護職の再就業を支援するため、離職届出制度^{※5}も活用し、関係機関・団体と連携し、就業情報の提供や相談、復職に必要な知識・技術の習得等を支援し、潜在看護職の復職を促進します。

更に、災害時や感染拡大時において潜在看護職が活躍できる取組を進めます。

3 看護職員の資質の向上

(1) 各地域の医療ニーズに応じた看護力の向上

地域や医療機関の種別毎に異なる医療ニーズに対応した看護職員の資質の向上を目指します。

特に、震災等の影響により、看護職員数が大きく減少した相双地域においては、地域医療の復興に向けて、上記取り組みを通じ、看護力の復活を目指します。

(2) 看護職員の専門性の向上

社会情勢の変化、医療の高度化や複雑化するニーズに的確に対応し、安全で質の高い看護を提供するために、認定看護師の養成など看護職員の資質の向上を目指します。

(3) 在宅ケアの推進

高齢化の進展に伴い、在宅医療や介護へのニーズが高まっていることから、訪問看護など在宅ケアに携わる人材等の養成、確保及び資質の向上を目指します。

(4) 医師等と看護職員の連携・協働によるチーム医療の推進

地域医療提供体制の充実に向けて、チーム医療を推進する観点から、それぞれの職種役割について相互理解を深め、多職種連携が図られるよう専門能力の研鑽を目指します。

第3章 看護職員の就業・供給の概要

第1 就業の状況

1 就業者数

(1) 県全体

県内の看護職員の就業者数は、平成22年までは年々増加していましたが、平成23年3月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故後に、相双地域を中心に大きく減少しました。

令和4年末現在、看護職員数は25,631人であり、現行計画の基準年（平成28年末の24,780人）と比較すると851人の増となっています。

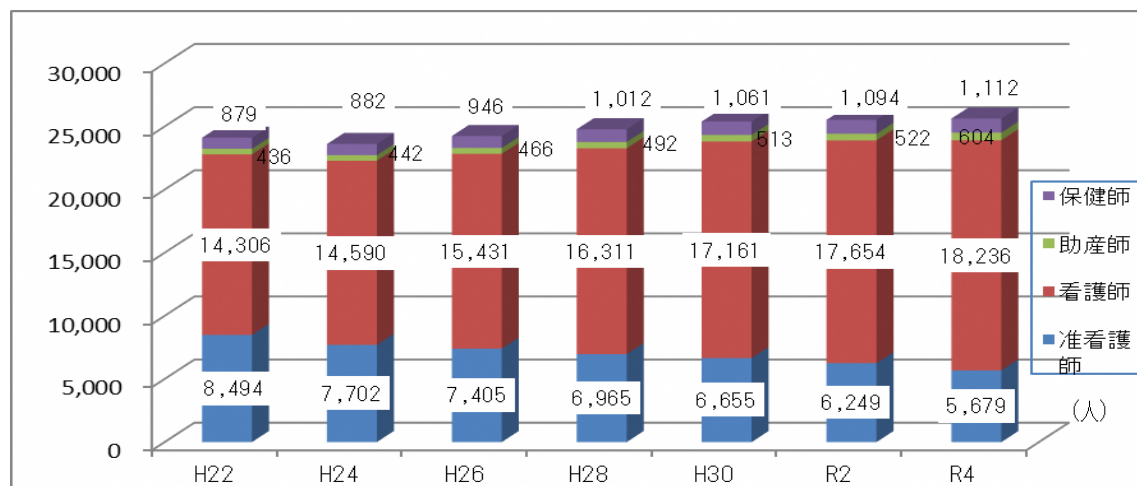
令和4年末の職種別就業者数（就業者数に占める割合）は、保健師は1,112人（4.3%）、助産師は604人（2.4%）、看護師は18,236人（71.2%）、准看護師は5,679人（22.2%）で、平成28年末と比較すると、保健師は100人、助産師は112人、看護師は1,925人増加した一方、准看護師は1,286人減少しており、看護師の就業割合が増加しています。

表1 就業者数の推移（実人員）

職種別 年	保健師		助産師	看護師		准看護師		総数		増減	
		男性再掲			男性再掲		男性再掲		男性再掲		男性再掲
平成22年	879	11	436	14,306	781	8,494	584	24,115	1,376	637	116
平成24年	882	16	442	14,590	890	7,702	530	23,616	1,436	▲499	60
平成26年	946	23	466	15,431	987	7,405	511	24,248	1,521	632	85
平成28年	1,012	33	492	16,311	1,186	6,965	491	24,780	1,710	532	189
平成30年	1,061	48	513	17,161	1,312	6,655	497	25,390	1,857	610	147
令和2年	1,094	47	522	17,654	1,420	6,249	483	25,519	1,950	129	93
令和4年	1,112	54	604	18,236	1,517	5,679	424	25,631	1,995	112	45

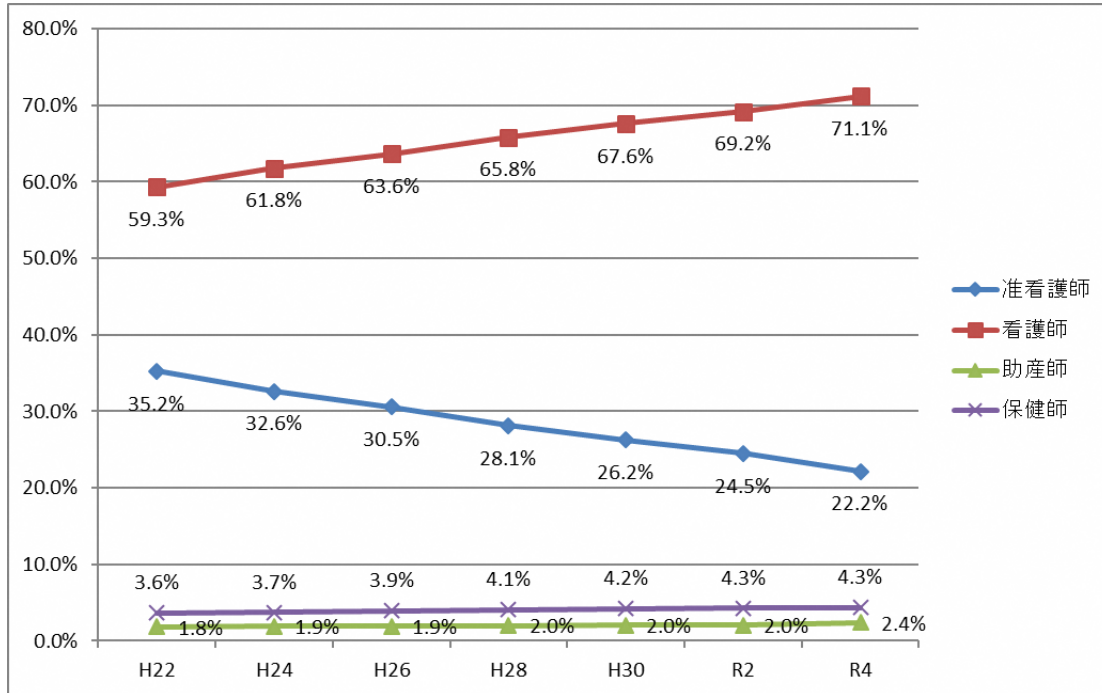
資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

図1 就業者数の推移（実人員）



資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

図2 就業者数における職種別割合の推移



資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

（2）職種別

保健師は震災前（平成22年末）と比較し233人増加していますが、地域別にみると南会津地域では減少しています。

助産師は震災前（平成22年末）と比較し168人増加しており、地域別にみると相双、南会津地域で減少し、特に県北地域、県南地域、県中地域で増加しています。

看護師は震災前（平成22年末）と比較し3,930人増加しており、地域別にみると相双地域を除く全地域で増加し、増加率は県北地域、県南地域、いわき市、県中地域、南会津地域、会津地域の順に高くなっています。相双地域は、震災前の水準までは回復していませんが、平成28年末の771人から191人の増となり、これまでの取組の成果がみられます。

准看護師は震災前（平成22年末）と比較し2,815人減少しており、地域別にみると県内全地域で減少し、減少率は相双地域、県中地域、県北地域、県南地域、いわき市、南会津地域、会津地域の順に高くなっています。相双地域は、震災前（平成22年末）の914人から571人減少しており、半数以上が離職した（一部看護師へのキャリアアップを含む）と考えられます。

表2 地域別職種別の推移（実人員）

	年	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき市	総数
保健師	H22	270	192	65	146	31	96	79	879
	H24	275	192	66	159	29	96	65	882
	H26	286	226	68	160	30	105	71	946
	H28	305	192	70	168	30	132	80	977
	H30	322	240	73	180	29	101	116	1,061
	R2	341	242	78	176	27	100	130	1,094
	R4	336	256	87	175	29	106	123	1,112
	H22-R4増減	66	64	22	29	▲2	10	44	233
	H22-R4増減率	24.4%	33.3%	33.8%	19.9%	▲6.5%	10.4%	55.7%	26.5%
助産師	H22	133	130	30	60	2	27	54	436
	H24	147	130	33	61	1	16	54	442
	H26	155	142	36	64	1	14	54	466
	H28	160	130	34	61	1	20	61	467
	H30	170	159	34	62	2	18	68	513
	R2	165	168	36	66		14	73	522
	R4	224	182	45	67	1	17	68	604
	H22-R4増減	91	52	15	7	▲1	▲10	14	168
	H22-R4増減率	68%	40%	50%	12%	-50%	-37%	26%	39%
看護師	H22	3,576	4,071	828	2,339	146	1,014	2,332	14,306
	H24	3,746	4,306	905	2,427	162	625	2,419	14,590
	H26	3,981	4,584	943	2,519	163	727	2,514	15,431
	H28	4,260	4,071	994	2,564	176	771	2,707	15,543
	H30	4,483	5,015	1,029	2,685	182	865	2,903	17,162
	R2	4,730	5,062	1,048	2,658	186	910	3,060	17,654
	R4	4,915	5,194	1,125	2,731	184	962	3,125	18,236
	H22-R4増減	1,339	1,123	297	392	38	▲52	793	3,930
	H22-R4増減率	37.4%	27.6%	35.9%	16.8%	26.0%	▲5.1%	34.0%	27.5%
准看護師	H22	1,905	2,036	607	1,193	64	914	1,775	8,494
	H24	1,805	1,911	588	1,229	61	436	1,672	7,702
	H26	1,693	1,821	563	1,200	60	401	1,667	7,405
	H28	1,560	2,036	518	1,071	57	385	1,695	7,322
	H30	1,442	1,538	463	1,093	59	382	1,677	6,654
	R2	1,363	1,361	445	1,060	52	376	1,592	6,249
	R4	1,178	1,229	453	1,014	51	343	1,411	5,679
	H22-R4増減	▲727	▲807	▲154	▲179	▲13	▲571	▲364	▲2,815
	H22-R4増減率	▲38.2%	▲39.6%	▲25.4%	▲15.0%	▲20.3%	▲62.5%	▲20.5%	▲33.1%

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

（3）地域別

平成22年から平成24年に、看護職員全体で相双地域では878人、いわき市では30人減少しましたが、その後は増加しています。

震災前（平成22年末）と比較し、相双地域を除く各地域で増加しており、増加率は県北地域、県南地域、いわき市、南会津地域、県中地域、会津地域の順に高くなっています。

表3 地域別看護職員数の推移（実人員）

年	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき市	計
H22	5,884	6,429	1,530	3,738	243	2,051	4,240	24,115
H24	5,973	6,539	1,592	3,876	253	1,173	4,210	23,616
H26	6,115	6,773	1,610	3,943	254	1,247	4,306	24,248
H28	6,285	6,900	1,616	3,864	264	1,308	4,543	24,780
H30	6,417	6,952	1,599	4,020	272	1,366	4,764	25,390
R2	6,599	6,833	1,607	3,960	265	1,400	4,855	25,519
R4	6,653	6,861	1,710	3,987	265	1,428	4,727	25,631
H22→24	89	110	62	138	10	▲ 878	▲ 30	▲ 499
H24→26	142	234	18	67	1	74	96	632
H26→28	170	127	6	▲ 79	10	61	237	532
H28→H30	132	52	▲ 17	156	8	58	221	610
H30→R2	182	▲ 119	8	▲ 60	▲ 7	34	91	129
R2→R4	54	28	103	27	0	28	▲ 128	112
H22→R4	769	432	180	249	22	▲ 623	487	1,516
増減率(%)	13.1	6.7	11.8	6.7	9.1	▲ 30.4	11.5	6.3

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

病院に勤務する看護職員数は、平成23年3月と比較し令和5年4月には県全体で335人、現在稼働している病院（休業中の病院を除く）で見ると735人増加しており、相双地域でも令和3年4月に稼働ベースで見るとプラスに転じました。

表4 病院勤務の看護職員就業状況推移（実人員）

医療圏	平成23年	平成24年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成23年3月1日時点との比較
	3月1日	3月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	
病院数	139	138	134	133	132	131	130	129	▲ 10
県北	3,391人	3,429人	3,765人	3,835人	3,811人	3,887人	3,857人	3,838人	447
県中	4,080人	4,001人	4,307人	4,294人	4,243人	4,233人	4,227人	4,200人	120
県南	922人	978人	965人	963人	957人	964人	930人	933人	11
会津	2,378人	2,386人	2,343人	2,330人	2,269人	2,269人	2,245人	2,225人	▲ 153
南会津	102人	96人	95人	97人	94人	100人	102人	102人	0
相双	1,188人	680人	724人	767人	778人	790人	809人	802人	▲ 386
（稼働ベース）	788人	556人	724人	767人	778人	790人	809人	802人	14
（相馬地域）	791人	572人	680人	699人	714人	727人	744人	734人	▲ 57
（稼働ベース）	756人	541人	680人	699人	714人	727人	744人	734人	▲ 22
（双葉地域）	397人	108人	44人	68人	64人	63人	65人	68人	▲ 329
（稼働ベース）	32人	15人	44人	68人	64人	63人	65人	68人	36
いわき	2,495人	2,519人	2,729人	2,768人	2,789人	2,823人	2,831人	2,791人	296
合計	14,556人	14,089人	14,928人	15,054人	14,941人	15,066人	15,001人	14,891人	335人
（稼働ベース）	14,156人	13,965人	14,928人	15,054人	14,941人	15,066人	15,001人	14,891人	735人

※ 病院数は、休業中の病院を含めた数です。

・休業中の病院6か所

相馬地域：小高赤坂病院

双葉地域：医療法人西会西病院、福島県厚生農業協同組合連合会双葉厚生病院、医療法人博文会双葉病院、福島県立大野病院、今村病院

・相双地域の上段は休業中の病院も含めた人数の推移。

・相双地域の下段は休業中の病院を除いた人数の推移。

資料：医療人材対策室による県内全病院を対象とした調査

また、看護師、准看護師をあわせた人数（保健師、助産師を除く）のうち、看護師が占める割合は県全体で平成22年は63%、令和4年は76%で看護師の比率が高くなっています。全地域で看護師比率が高くなっており、県平均の76%を越えているのは県中地域、県北地域、南会津地域となっています。相双地域では、准看護師の減少が大きかったため、看護師比率が最も上昇しています。

表5 平成22年地域別看護師・准看護師数（実人員）

看護師比率：看護師/看護師+准看護師

	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき市	総数
看護師	3,576	4,071	828	2,339	146	1,014	2,332	14,306
准看護師	1,905	2,036	607	1,193	64	914	1,775	8,494
看護師比率	65%	67%	58%	66%	70%	53%	57%	63%

表6 令和4年地域別看護師・准看護師数（実人員）

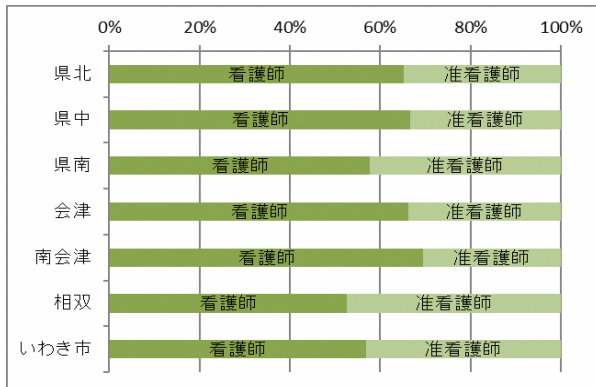
看護師比率：看護師/看護師+准看護師

	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき市	総数
看護師	4,915	5,194	1,125	2,731	184	962	3,125	18,236
准看護師	1,178	1,229	453	1,014	51	343	1,411	5,679
看護師比率	81%	81%	71%	73%	78%	74%	69%	76%

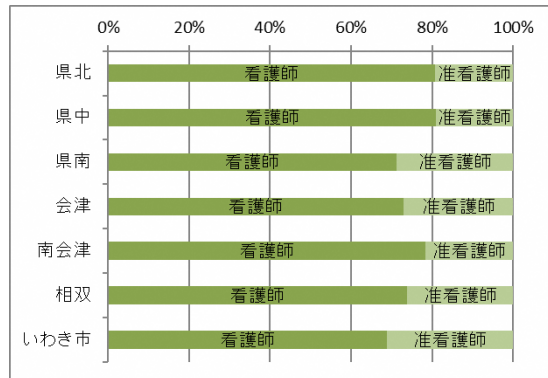
資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

図3 看護師・准看護師比率

○平成22年



○令和4年



2 年齢構成

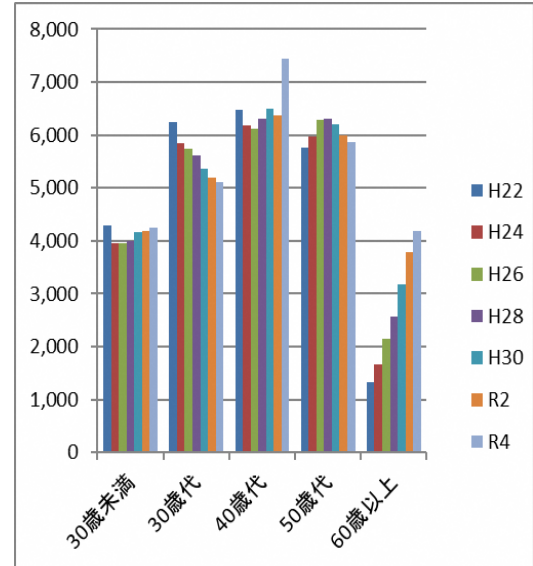
(1) 県全体

年齢別の就業者数の推移をみると、30歳代の就業者が減少しています。震災前（平成22年）と比較し、50歳未満の就業者はあわせて1,437人減少しており、50歳以上の職員は2,953人増加しております。特に、60歳以上の就業者が震災前（平成22年末）1,335人から4,198人と3倍以上増加しています。

令和4年の60歳以上の就業者のうち、65歳未満は2,553人(60.9%)であり、70歳未満は3,685人(87.9%)となっています。

表7 年齢別就業人数(実人員) (単位:人)

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H22	4,296	6,241	6,472	5,771	1,335	24,115
H24	3,956	5,841	6,175	5,970	1,674	23,616
H26	3,950	5,735	6,124	6,285	2,154	24,248
H28	3,987	5,613	6,312	6,309	2,559	24,780
H30	4,158	5,362	6,489	6,205	3,173	25,387
R2	4,177	5,189	6,372	6,000	3,781	25,519
R4	4,241	5,104	6,227	5,861	4,198	25,631
R4構成割合	16.5%	19.9%	24.3%	22.9%	16.4%	100.0%
H22→24増減	▲ 340	▲ 400	▲ 297	199	339	▲ 499
H24→26増減	▲ 6	▲ 106	▲ 51	315	480	632
H26→28増減	37	▲ 122	188	24	405	532
H28→30増減	171	▲ 251	177	▲ 104	614	607
H30→R2増減	19	▲ 173	▲ 117	▲ 205	608	132
R2→R4増減	64	▲ 85	▲ 145	▲ 139	417	112
H22→R4増減	▲ 55	▲ 1137	▲ 245	90	2863	1516
増減率	-1.3%	-18.2%	-3.8%	1.6%	214.5%	6.3%



資料:保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届(各年12月末日現在)

表8 令和4年末60歳以上職員の年齢別職種別内訳(実人員)

職種	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85以上
保健師(女)	106	23	4		1	
保健師(男)						
保健師 計	106	23	4		1	
助産師	40	30	7	1	1	1
看護師(女)	1,312	547	141	37	8	2
看護師(男)	42	28	2	1		
看護師 計	1,354	575	143	38	8	2
准看護師(女)	1,006	475	248	36	6	0
准看護師(男)	47	29	12	1	1	3
准看護師 計	1,053	504	260	37	7	3
合計	2,553	1,132	414	76	17	6

資料:保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届(各年12月末日現在)

(2) 職種別

震災前(平成22年)と令和4年を比較すると、保健師は40歳代と50歳代が減少、助産師は全年代で増加しています。

看護師は30歳代が減少し、その他の年代では増加しています。

准看護師は50歳代までの各年代層で減少し、60歳以上のみ増加しています。

表9 保健師年代別就業人数（実人員）（単位：人）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H22	142	193	289	235	20	879
H24	127	203	238	276	38	882
H26	161	224	213	297	51	946
H28	192	238	223	296	63	1,012
H30	216	269	216	284	76	1,061
R2	200	304	218	259	113	1,094
R4	210	328	213	227	134	1,112
H22→24増減	▲ 15	10	▲ 51	41	18	3
H24→26増減	34	21	▲ 25	21	13	64
H26→28増減	31	14	10	▲ 1	12	66
H28→30増減	24	31	▲ 7	▲ 12	13	49
H30→R2増減	▲ 16	35	2	▲ 25	37	33
R2→R4増減	10	24	▲ 5	▲ 32	21	18

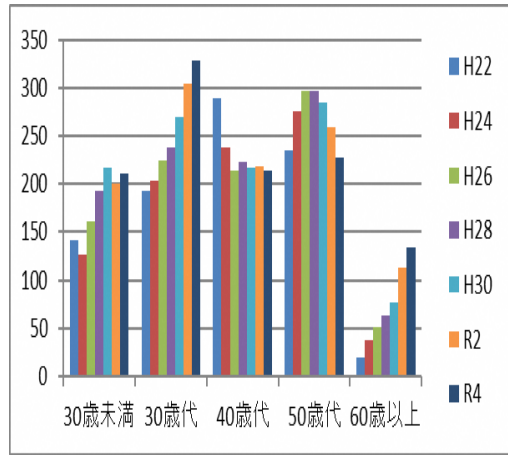


表10 助産師年代別就業人数（実人員）（単位：人）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H22	94	116	123	90	13	436
H24	94	125	103	99	21	442
H26	87	138	105	102	34	466
H28	92	140	113	97	50	492
H30	102	135	115	110	51	513
R2	113	136	103	105	65	522
R4	134	138	137	115	80	604
H22→24増減	0	9	▲ 20	9	8	6
H24→26増減	▲ 7	13	2	3	13	24
H26→28増減	5	2	8	▲ 5	16	26
H28→30増減	10	▲ 5	2	13	1	21
H30→R2増減	11	1	▲ 12	▲ 5	14	9
R2→R4増減	21	2	34	10	15	82

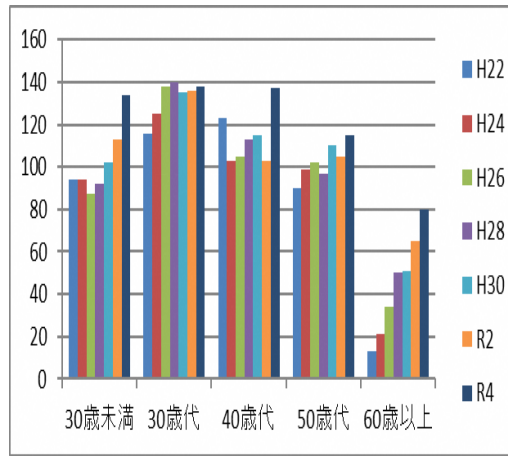


表11 看護師年代別就業人数（実人員）（単位：人）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H22	3,188	4,147	3,771	2,739	461	14,306
H24	3,043	4,028	3,906	2,985	628	14,590
H26	3,137	4,014	4,100	3,323	857	15,431
H28	3,247	4,074	4,336	3,548	1,106	16,311
H30	3,421	3,974	4,566	3,727	1,473	17,161
R2	3,474	3,933	4,613	3,856	1,778	17,654
R4	3,552	3,981	4,592	3,991	2,120	18,236
H22→24増減	▲ 145	▲ 119	135	246	167	284
H24→26増減	94	▲ 14	194	338	229	841
H26→28増減	110	60	236	225	249	880
H28→30増減	174	▲ 100	230	179	367	850
H30→R2増減	53	▲ 41	47	129	305	493
R2→R4増減	78	48	▲ 21	135	342	582

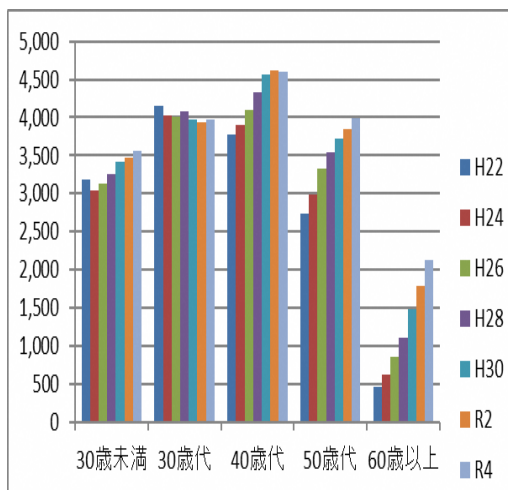


表12 准看護師年代別就業人数（実人員）（単位：人）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H22	872	1,785	2,289	2,707	841	8,494
H24	692	1,485	1,928	2,610	987	7,702
H26	565	1,359	1,706	2,563	1,212	7,405
H28	456	1,161	1,640	2,368	1,340	6,965
H30	419	984	1,592	2,084	1,573	6,652
R2	390	816	1,438	1,780	1,825	6,249
R4	345	657	1,285	1,528	1,864	5,679
H22→24増減	▲ 180	▲ 300	▲ 361	▲ 97	146	▲ 792
H24→26増減	▲ 127	▲ 126	▲ 222	▲ 47	225	▲ 297
H26→28増減	▲ 109	▲ 198	▲ 66	▲ 195	128	▲ 440
H28→30増減	▲ 37	▲ 177	▲ 48	▲ 284	233	▲ 313
H30→R2増減	▲ 29	▲ 168	▲ 154	▲ 304	252	▲ 403
R2→R4増減	▲ 45	▲ 159	▲ 153	▲ 252	39	▲ 570

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

また、令和4年の看護職員全体の年齢構成は、「60歳以上」が最も多く、年次推移でも割合が増えています。

職種別に見ると、保健師は「30歳から34歳」が最も多く、平成28年に最多となっていた「55歳から59歳」のピークは、「60歳以上」の分布に移行しています。

助産師は「25歳から29歳」が最も多く、60歳以上にも増加がみられます。

看護師は「45歳から49歳」が最も多く、「30歳から34歳」「35歳から39歳」「40歳から44歳」は減少し、特に60歳以上が増えています。

准看護師は、平成22年に最多となっていた「50歳から54歳」からピークが移り、特に60歳以上の割合が大きく増えています。

図4 年齢別就業割合（看護職員全体）

（グラフに記載の％は令和4年の値）

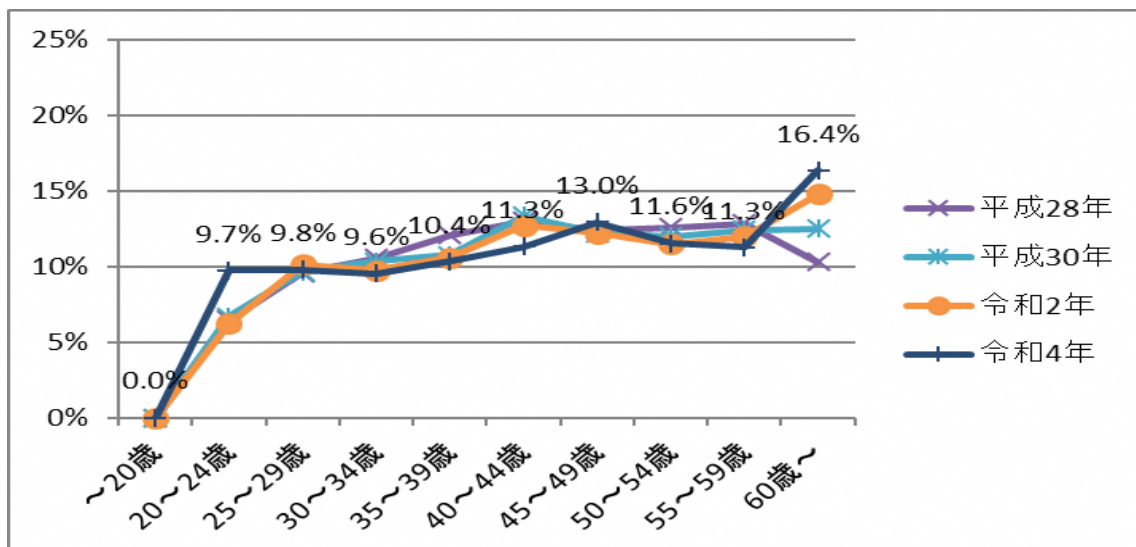


図5 年齢別就業割合（保健師）

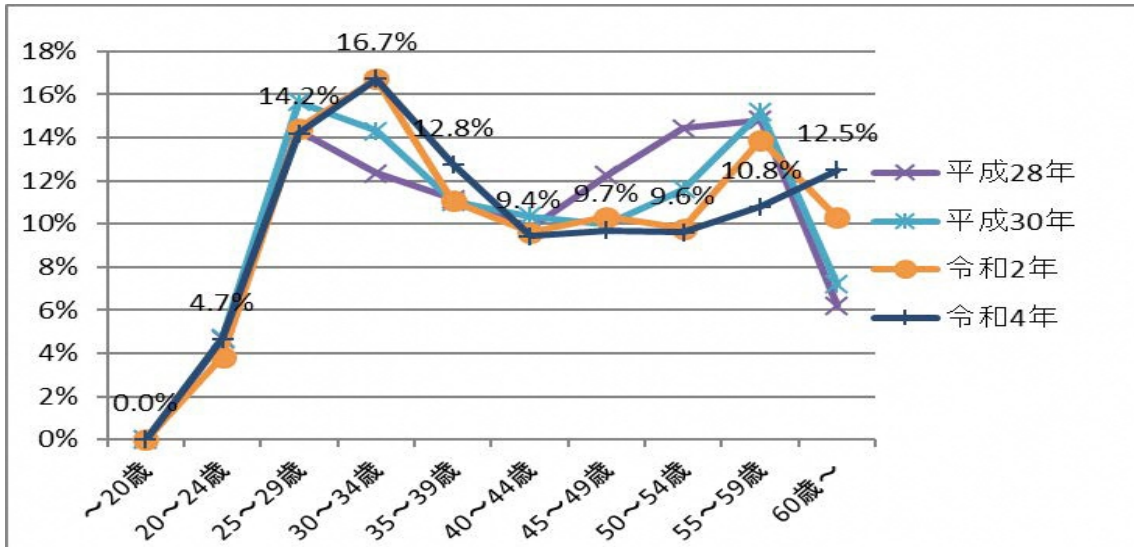


図6 年齢別就業割合（助産師）

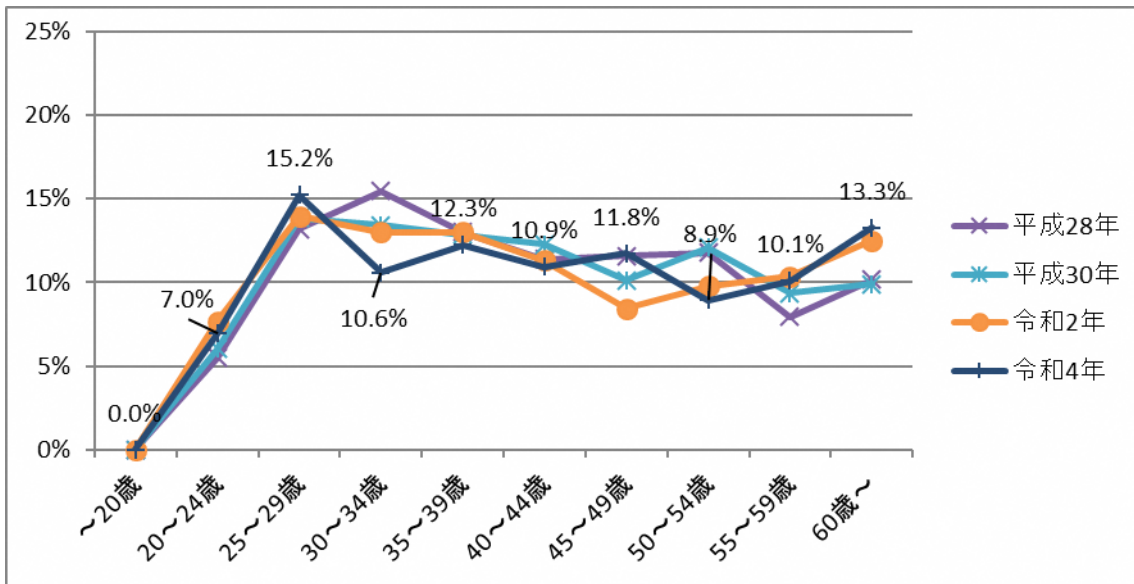


図7 年齢別就業割合（看護師）

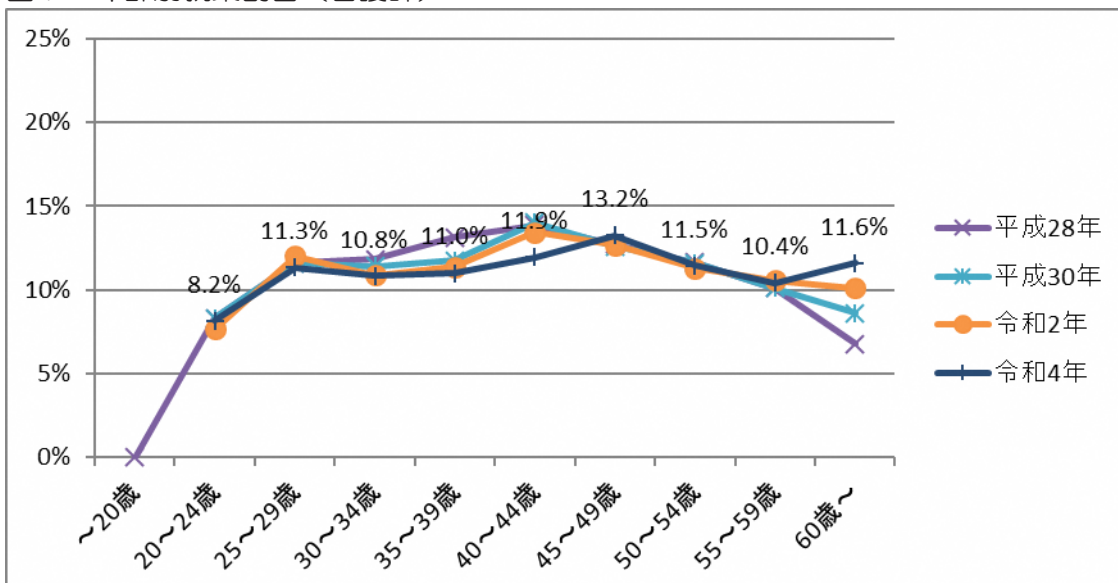


図8 年齢別就業割合（准看護師）

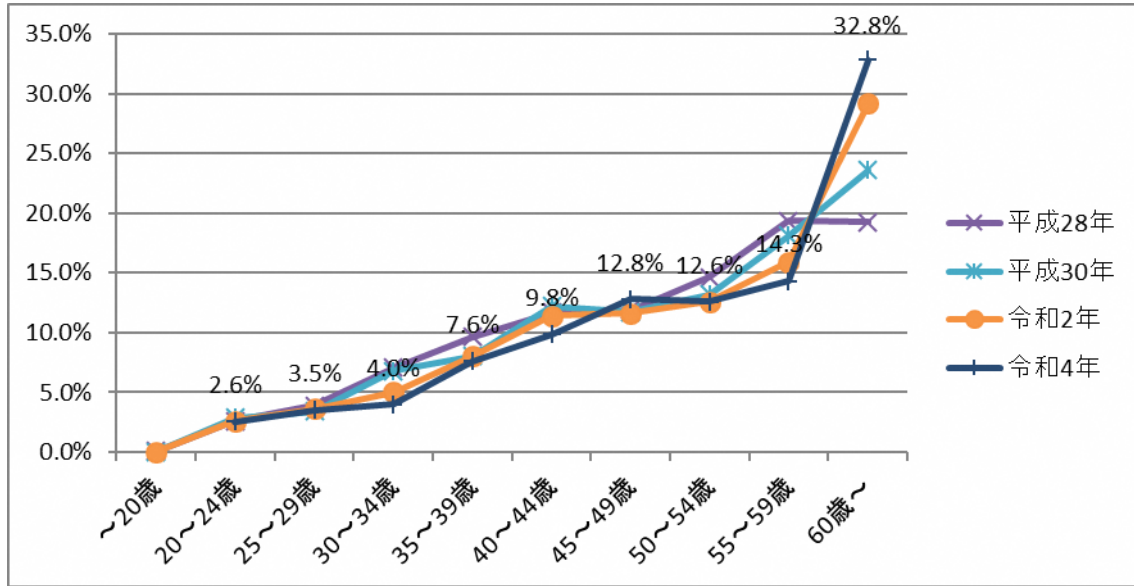


図4～図8資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

（3）地域別

現行計画の基準年（平成28年）と令和4年を比較すると、県北地域は、30歳代は減少、50歳代は概ね横ばい、30歳未満と60歳以上は増加しています。

県中地域は、30歳未満と30歳代、50歳代は減少、40歳代は概ね横ばい、60歳代以上は増加しています。

県南地域は、50歳代は減少、30歳未満と30歳代、40歳代は概ね横ばい、60歳以上は増加しています。

会津地域は、30歳未満、30歳代、40歳代はやや減少、50歳代は概ね横ばい、60歳以上は増加しています。

南会津地域は、人数が少なく年度により増減がありますが30歳未満は概ね横ばい、50歳代は減少、40歳代と60歳以上は増加しています。

相双地域は、震災後に大きく減少した後、30歳代、50歳代を除き各年代で概ね増加しています。

いわき地域は、30歳代は減少、50歳代は概ね横ばい、30歳未満と60歳代以上は増加しています。

また、令和4年の年齢別の就業者割合は、全県でみると50歳未満の職員が6割以上を占めていますが、相双地域では50歳未満の職員が58.7%、県南地域では57.6%と他の地域より割合が低くなっています。

表13 県北地域年代別就業者数（実人員）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H28	991	1,471	1,583	1,508	732	6,285
H30	1,118	1,361	1,662	1,496	853	6,490
R2	1,145	1,362	1,625	1,469	997	6,598
R4	1,134	1,342	1,624	1,480	1,073	6,653

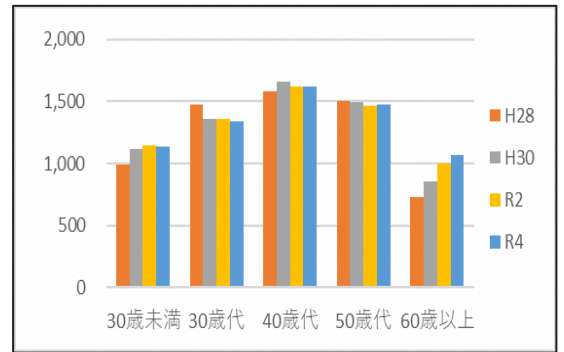


表14 県中地域年代別就業者数（実人員）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H28	1,294	1,662	1,680	1,686	578	6,900
H30	1,242	1,607	1,732	1,663	708	6,952
R2	1,199	1,509	1,705	1,550	870	6,833
R4	1,209	1,466	1,644	1,530	1,012	6,861

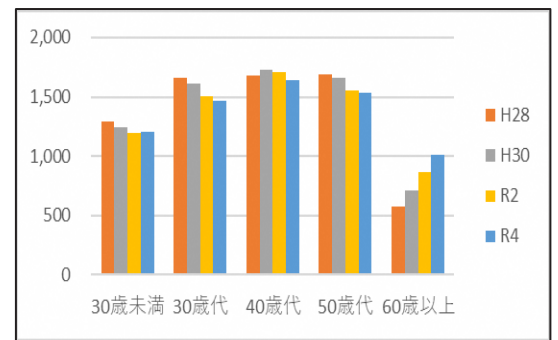


表15 県南地域年代別就業者数（実人員）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H28	206	355	399	484	172	1,616
H30	207	316	395	473	208	1,599
R2	214	321	399	408	265	1,607
R4	228	329	429	378	346	1,710

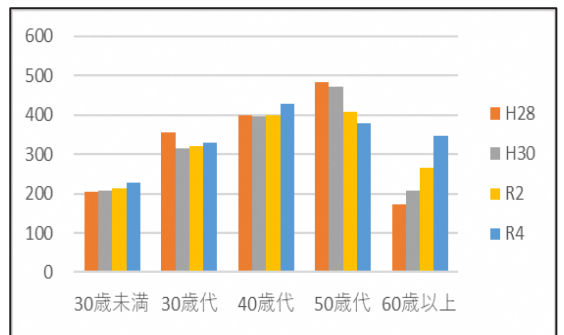


表16 会津地域年代別就業者数（実人員）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H28	677	816	1,021	1,009	341	3,864
H30	683	816	1,026	1,020	475	4,020
R2	647	786	936	1,029	562	3,960
R4	626	759	939	1,004	659	3,987

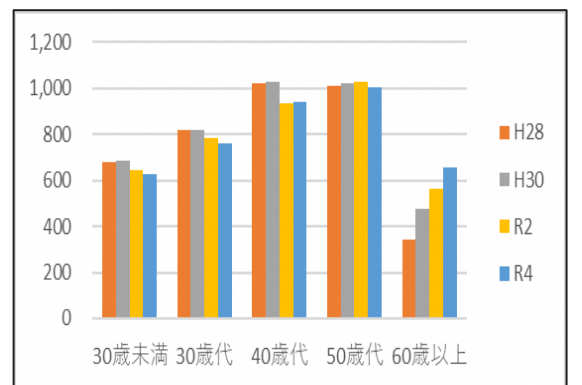


表17 南会津地域年代別就業者数（実人員）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H28	32	73	65	72	22	264
H30	21	70	69	70	32	262
R2	25	61	78	61	40	265
R4	26	57	86	47	49	265

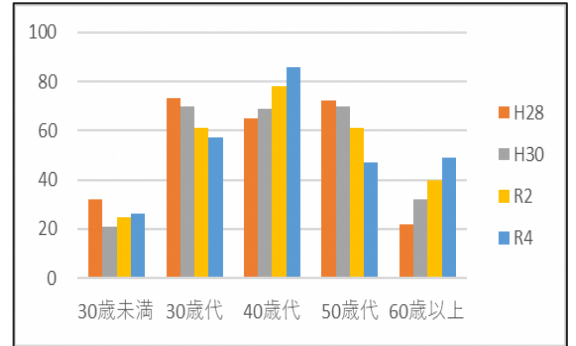


表18 相双地域年代別就業者数（実人員）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H28	126	244	345	398	159	1,272
H30	203	242	356	361	201	1,363
R2	215	245	356	336	248	1,400
R4	235	256	347	313	277	1,428

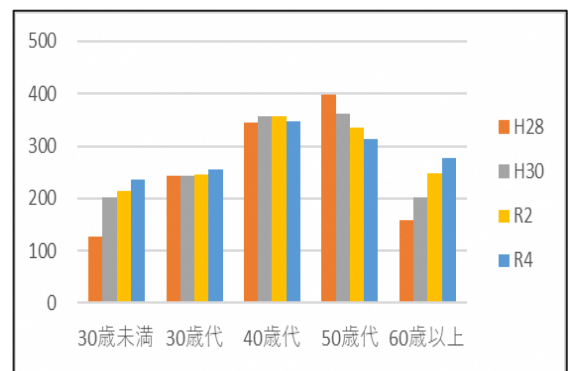
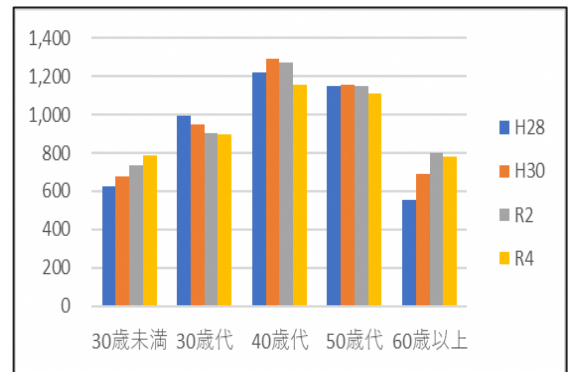


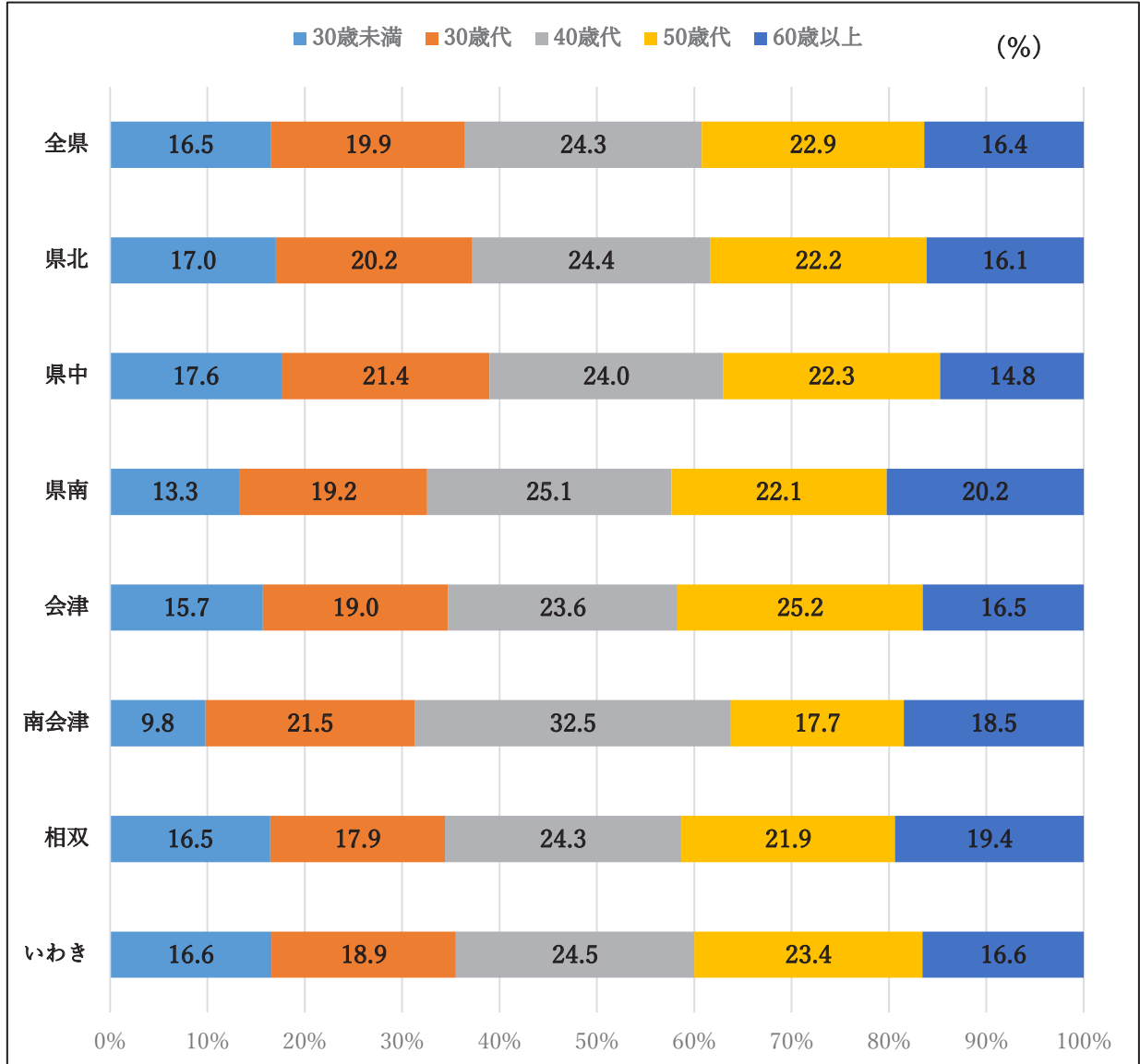
表19 いわき地域年代別就業者数（実人員）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H28	625	992	1,219	1,152	555	4,543
H30	674	950	1,293	1,154	693	4,764
R2	732	905	1,273	1,147	798	4,855
R4	784	895	1,157	1,108	783	4,727



資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

図9 令和4年地域別年代別割合（実人員）



3 就業場所別

(1) 県全体

令和4年における看護職員の就業場所別就業割合は、「病院」が57.1%と最も多く、次いで「診療所」の16.1%、「介護保険施設等」の13.2%となっており、「病院」、「診療所」、「介護保険施設等」をあわせると86.4%となります。

この施設の平成28年からの就業割合の推移をみると、「病院」、「診療所」は減少傾向にあり、「介護保険施設等」が増加しています。

また、令和2年における就業場所別就業者数（実人員）で比較すると、「訪問看護ステーション」と「その他」の就業者が増加しており、「その他」には新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するために設置された宿泊療養施設の従事者や、ワクチン接種の従事者が含まれます。

図10 看護職員就業割合の推移

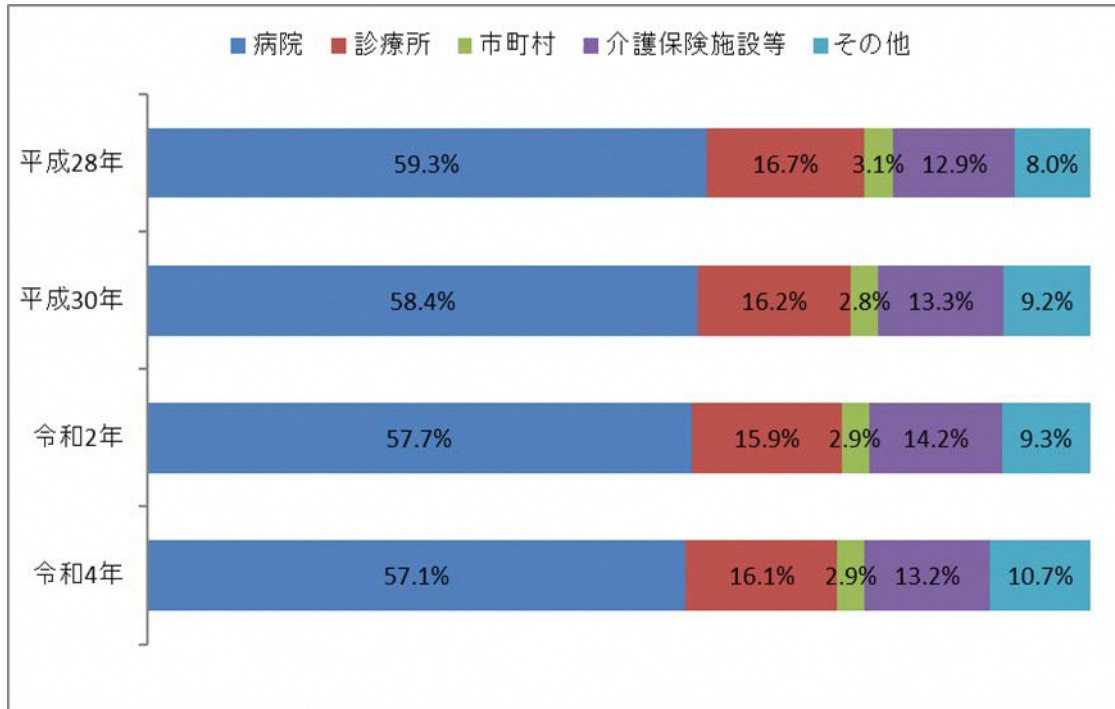


表20 就業場所別就業者数（実人員）

年	職種	人数	病院	診療所	助産所	訪問看護ステーション	介護保険施設等	社会福祉施設	保健所	都道府県	市町村	事業所	看護師等養成施設	その他	計
			人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
令和2年	保健師	人数	75	35	0	5	38	6	181	38	594	39	25	58	1,094
		%	6.9	3.2	0.0	0.5	3.5	0.5	16.5		54.3	3.6	2.3	5.3	100.0
	助産師	人数	329	106	29	0	0	0	0	0	26	0	30	2	522
		%	63.0	20.3	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	5.7	0.4	100.0
	看護師	人数	12,280	2,020	0	640	1,751	355	42	8	98	80	265	115	17,654
		%	69.6	11.4	0.0	3.6	9.9	2.0	0.2		0.6	0.5	1.5	0.7	100.0
准看護師	人数	2,030	1,905	0	69	1,838	309	0	1	18	35	0	44	6,249	
	%	32.5	30.5	0.0	1.1	29.4	4.9	0.0		0.3	0.6	0.0	0.7	100.0	
計		人数	14,714	4,066	29	714	3,627	670	223	47	736	154	320	25,519	
		%	57.7	15.9	0.1	2.8	14.2	2.6	0.9		2.9	0.6	1.3	0.9	100.0
令和4年	保健師	人数	78	35	0	8	34	4	195	37	590	61	21	49	1,112
		%	7.0	3.1	0.0	0.7	3.1	0.4	17.5		53.1	5.5	1.9	4.4	100.0
	助産師	人数	378	120	33	4	0	3	3	1	26	0	30	6	604
		%	62.6	19.9	5.5	0.7	0.0	0.5	0.5		4.3	0.0	5.0	1.0	100.0
	看護師	人数	12,371	2,193	0	749	1,803	417	57	14	95	57	257	223	18,236
		%	67.8	12.0	0.0	4.1	9.9	2.3	0.3		0.5	0.3	1.4	1.2	100.0
准看護師	人数	1,803	1,774	0	80	1,557	326	0	0	31	41	0	67	5,679	
	%	31.7	31.2	0.0	1.4	27.4	5.7	0.0		0.5	0.7	0.0	1.2	100.0	
計		人数	14,630	4,122	33	841	3,394	750	255	52	742	159	308	25,631	
		%	57.1	16.1	0.1	3.3	13.2	2.9	1.0		2.9	0.6	1.2	1.3	100.0

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

※「介護保険施設等」に含まれる施設：介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、その他

(2) 職種別

保健師は「市町村」が53.1%と最も多いが、減少傾向にあり、「病院」、「保健所」が増加しています。

助産師は「病院」が62.6%と最も多く、「診療所」は減少傾向にあり、「助産所」が増加しています。

看護師は「病院」が67.8%と最も多いが、減少傾向にあり、「介護保険施設等」が増加しています。

准看護師は「病院」が31.8%と最も多いが、減少傾向にあり、「介護保険施設等」、「社会福祉施設」が増加傾向にあります。他の職種に比較し、准看護師は「病院」就業者の割合が大きく減少しています。

図1-1 保健師就業割合の推移

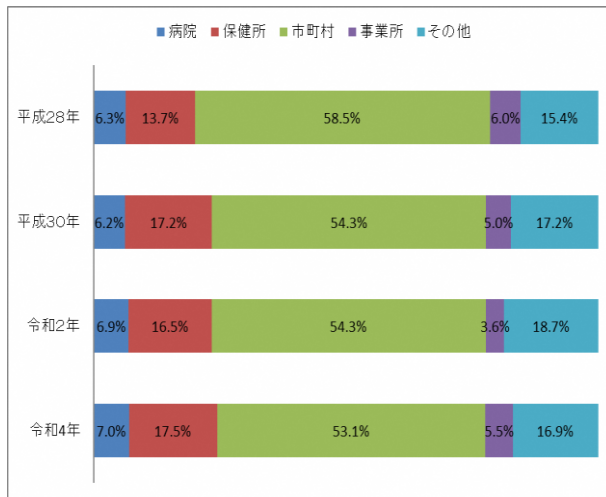


図1-2 助産師就業割合の推移

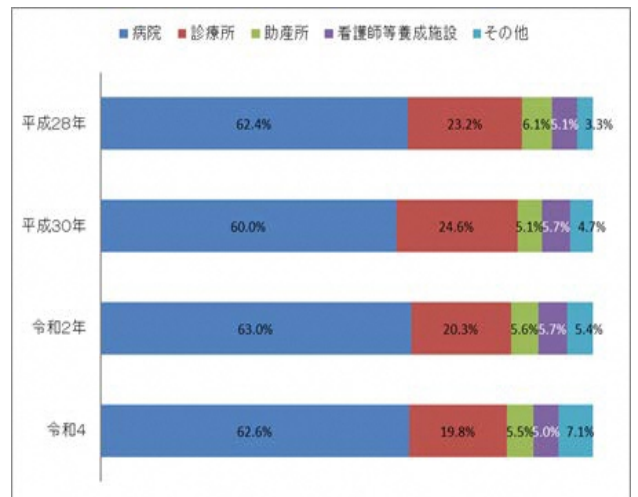


図1-3 看護師就業割合の推移

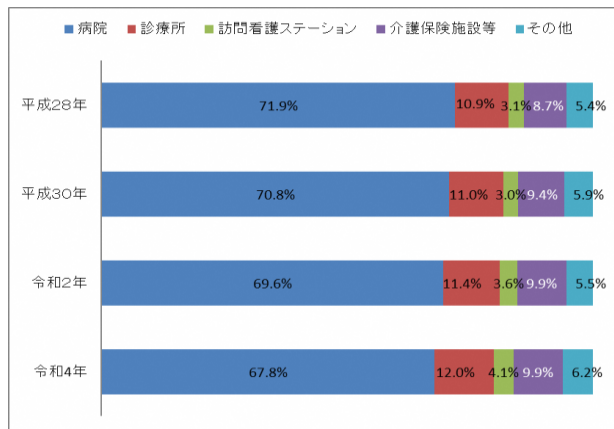
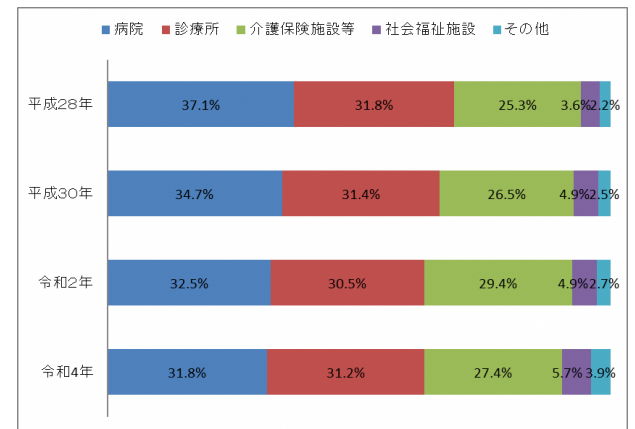


図1-4 准看護師就業割合の推移



資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

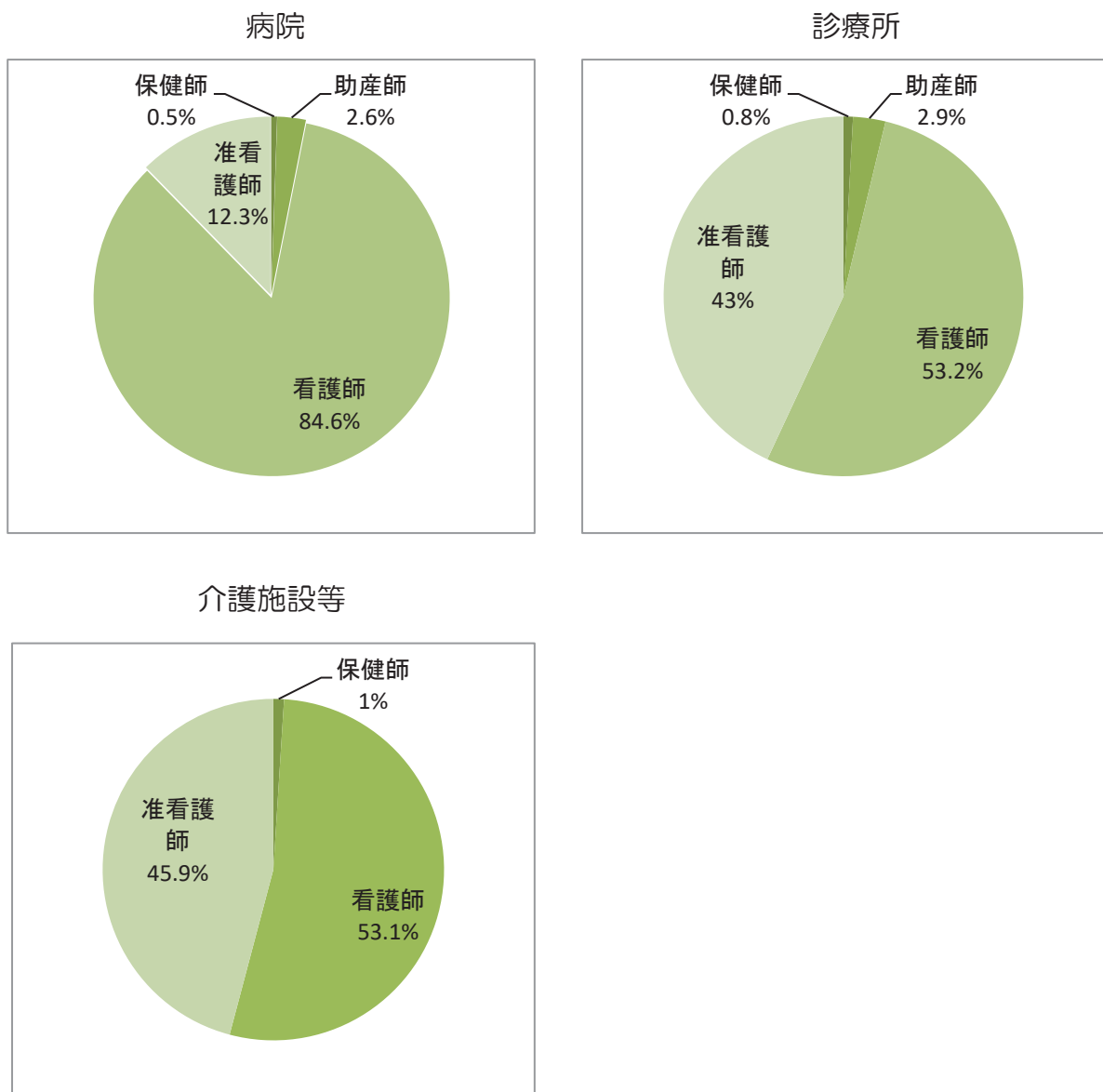
また、看護職員的主要な就業先である「病院」、「診療所」、「介護保険施設等」の職種別内訳をみると、「病院」は看護師が84.6%、准看護師が12.3%、助産師が

2.6%、保健師が0.5%となっています。

「診療所」は看護師が53.2%、准看護師が43.0%、助産師が2.9%、保健師が0.8%となっています。

「介護保険施設等」は看護師が53.1%、准看護師が45.9%、保健師が1.0%となっています。

図15 主な就業場所別の職種別就業割合（令和4年）



資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

4 人口10万人当たりの看護職員数

令和4年末の人口10万人当たりの看護職員数は、全国平均1,332.1人に対し、本県では1,431.5人（全国順位29位）となっています。

職種別にみると、保健師は全国平均48.3人に対し本県では62.1人（同22位）、助産師は全国平均30.5人に対し本県では33.7人（同17位）、看護師は全国平均1,049.5人に対し本県では1,018.6人（同36位）、准看護師は全国平均203.5人に対し本県では317.1人（同18位）となっており、保健師及び准看護師は全国平均を上回っていますが、看護師は全国平均を下回っています。

表2-1 人口10万人当たりの看護職員数（実人員）

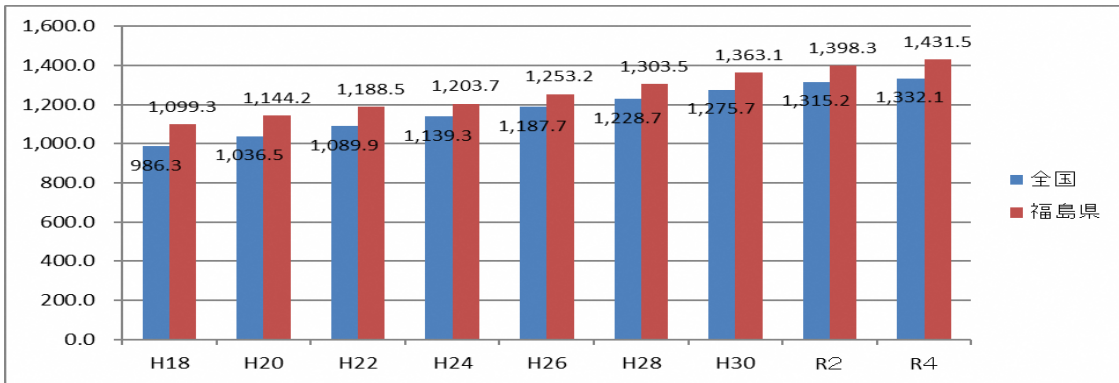
	全国	福島県
H18	986.3	1,099.3
H20	1,036.5	1,144.2
H22	1,089.9	1,188.5
H24	1,139.3	1,203.7
H26	1,187.7	1,253.2
H28	1,228.7	1,303.5
H30	1,275.7	1,363.1
R2	1,315.2	1,398.3
R4	1,332.1	1,431.5

○職種別の人口10万人当たりの職員数（実人員 令和4）

	全国	福島県
保健師	48.3	62.1
助産師	30.5	33.7
看護師	1,049.8	1,018.6
准看護師	203.5	317.1

※資料：衛生行政報告

図16 人口10万人当たりの看護職員数の推移



資料：衛生行政報告例

表2-2 地域別人口10万人当たりの看護職員数（実人員）

	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき市	福島市	郡山市
H20	1,134.1	1,124.3	1,006.2	1,369.7	742.7	1,021.2	1,170.5		1,362.9
H22	1,184.3	1,165.0	1,019.1	1,427.0	813.2	1,046.8	1,239.0		1,401.2
H24	1,240.0	1,221.3	1,082.6	1,510.6	875.4	643.1	1,274.7		1,462.3
H26	1,283.3	1,273.0	1,107.4	1,574.8	917.7	698.7	1,320.2		1,507.2
H30	947.3	946.0	1,141.2	1,666.8	1,074.8	1,312.4	1,389.3	1,596.8	1,528.6
R2	965.7	1,000.1	1,167.5	1,691.8	1,101.1	1,417.6	1,439.6	1,686.0	1,486.3
R4	983.9	1,035.5	1,259.7	1,773.2	1,154.3	1,253.9	1,451.2	1,760.7	1,521.3

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

表23 都道府県別人口10万対就業看護職員数の順位（実人員）令和4年12月末現在

順位	県名	保健師	順位	県名	助産師	順位	県名	看護師	順位	県名	准看護師
1	長野県	91.9	1	鳥取県	50.8	1	高知県	1,685.4	1	熊本県	504.7
2	島根県	87.1	2	和歌山県	45.2	2	鹿児島県	1,504.9	2	宮崎県	504.7
3	高知県	85.5	3	長野県	43.2	3	佐賀県	1,468.9	3	佐賀県	499.5
4	山梨県	80.5	4	富山県	42.3	4	長崎県	1,465.2	4	鹿児島県	463.0
5	大分県	75.0	5	鹿児島県	39.3	5	宮崎県	1,435.1	5	長崎県	462.2
6	鳥取県	71.3	6	沖縄県	39.0	6	熊本県	1,431.1	6	徳島県	453.3
7	富山県	70.9	7	徳島県	38.8	7	和歌山県	1,423.2	7	山口県	429.4
8	宮崎県	70.9	8	滋賀県	38.0	8	大分県	1,418.2	8	大分県	429.2
9	岩手県	70.4	9	長崎県	36.7	9	鳥取県	1,410.9	9	高知県	407.8
10	福井県	70.1	10	京都府	36.4	10	山口県	1,388.2	10	香川県	378.6
11	山形県	69.2	11	石川県	34.8	11	石川県	1,364.1	11	鳥取県	372.5
12	佐賀県	68.9	12	山形県	34.6	12	徳島県	1,356.3	12	青森県	363.3
13	徳島県	67.6	13	新潟県	34.5	13	島根県	1,324.1	13	広島県	342.3
14	秋田県	67.2	14	福井県	34.3	14	富山県	1,318.0	14	福井県	332.5
15	香川県	67.2	15	香川県	34.0	15	愛媛県	1,317.4	15	愛媛県	330.6
16	鹿児島県	65.6	16	宮城県	33.8	16	北海道	1,306.9	16	和歌山県	321.1
17	長崎県	64.2	17	福島県	33.7	17	香川県	1,284.5	17	群馬県	319.4
18	熊本県	64.2	18	宮崎県	33.6	18	岡山県	1,277.7	18	福島県	317.3
19	北海道	64.0	19	岩手県	33.4	19	福岡県	1,273.1	19	岡山県	291.9
20	沖縄県	62.5	20	大分県	33.3	20	福井県	1,268.9	20	栃木県	282.1
21	岡山県	62.2	21	岐阜県	32.9	21	秋田県	1,265.3	21	秋田県	278.6
22	福島県	62.1	22	山梨県	31.8	22	岩手県	1,217.9	22	福岡県	273.6
23	山口県	59.6	23	山口県	31.3	23	長野県	1,208.1	23	岐阜県	261.6
24	群馬県	59.2	24	奈良県	31.2	24	広島県	1,207.0	24	富山県	255.2
25	和歌山県	59.2	25	福岡県	31.2	25	沖縄県	1,205.3	25	北海道	254.2
26	青森県	58.9	26	愛知県	31.1	26	山形県	1,190.3	26	三重県	241.9
27	愛媛県	58.4	27	大阪府	30.7	27	京都府	1,146.7	27	山形県	228.5
28	新潟県	57.9	28	北海道	30.6	28	青森県	1,118.2	28	茨城県	224.5
29	岐阜県	57.7	29	佐賀県	30.6	29	新潟県	1,105.3	29	山梨県	219.1
30	栃木県	57.3	30	秋田県	30.5	30	兵庫県	1,088.4	30	石川県	212.8
31	石川県	55.7	31	高知県	30.5	31	奈良県	1,086.1	31	沖縄県	211.0
32	京都府	53.6	32	静岡県	30.3	32	三重県	1,085.5	32	岩手県	209.9
33	静岡県	52.8	33	島根県	30.1	33	山梨県	1,079.6	33	新潟県	208.8
34	広島県	52.7	34	栃木県	29.9	34	滋賀県	1,054.4	34	宮城県	203.6
35	滋賀県	51.3	35	東京都	29.8	35	群馬県	1,038.6	35	長野県	201.5
36	宮城県	51.1	36	熊本県	29.6	36	福島県	1,018.8	36	島根県	195.5
37	奈良県	49.6	37	群馬県	28.6	37	静岡県	1,003.7	37	兵庫県	158.2
38	三重県	49.3	38	兵庫県	28.6	38	栃木県	976.7	38	静岡県	155.8
39	茨城県	47.8	39	三重県	28.5	39	大阪府	976.2	39	愛知県	150.1
40	福岡県	45.2	40	青森県	28.2	40	岐阜県	953.3	40	埼玉県	150.0
41	兵庫県	41.2	41	岡山県	28.0	41	宮城県	934.4	41	京都府	145.4
42	愛知県	40.9	42	神奈川県	27.0	42	東京都	893.9	42	大阪府	135.4
43	千葉県	39.3	43	茨城県	26.8	43	愛知県	890.8	43	奈良県	134.6
44	東京都	34.3	44	広島県	26.3	44	茨城県	850.3	44	千葉県	128.7
45	埼玉県	31.5	45	千葉県	25.6	45	神奈川県	813.2	45	滋賀県	96.7
46	神奈川県	31.0	46	愛媛県	22.1	46	千葉県	796.2	46	東京都	80.4
47	大阪府	30.1	47	埼玉県	22.0	47	埼玉県	744.2	47	神奈川県	79.5
	全国	48.3		全国	30.5		全国	1,049.8		全国	203.5

資料：衛生行政報告例

5 雇用形態

雇用形態は、非常勤職員の占める割合が増加傾向にあり、全職種で同様の傾向となっています。特に准看護師では非常勤職員が20%を越えています。

表24 看護職員の雇用形態別就業者数（実人員）

職種	雇用形態	H22	H24	H26	H28	H30	R2	R4
保健師	常勤職員	803	784	837	886	941	948	965
	非常勤職員	74	93	102	113	113	137	141
	派遣職員	2	5	7	13	7	9	6
助産師	常勤職員	396	388	391	417	444	454	495
	非常勤職員	38	52	74	75	68	68	109
	派遣職員	2	2	1	0	1	0	0
看護師	常勤職員	12,744	12,930	13,565	14,321	14,967	15,234	15,630
	非常勤職員	1,557	1,656	1,852	1,983	2,181	2,411	2,585
	派遣職員	5	4	14	7	13	9	21
准看護師	常勤職員	6,939	6,226	5,878	5,507	5,172	4,718	4,229
	非常勤職員	1,550	1,463	1,518	1,456	1,481	1,528	1,441
	派遣職員	5	13	9	2	2	3	9
合計	常勤職員	20,882	20,328	20,671	21,131	21,524	21,354	21,319
	非常勤職員	3,219	3,264	3,546	3,627	3,843	4,144	4,276
	派遣職員	14	24	31	22	23	21	36
総数		24,115	23,616	24,248	24,780	25,390	25,519	25,631

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

図17 看護職員の雇用形態別割合（%）の推移

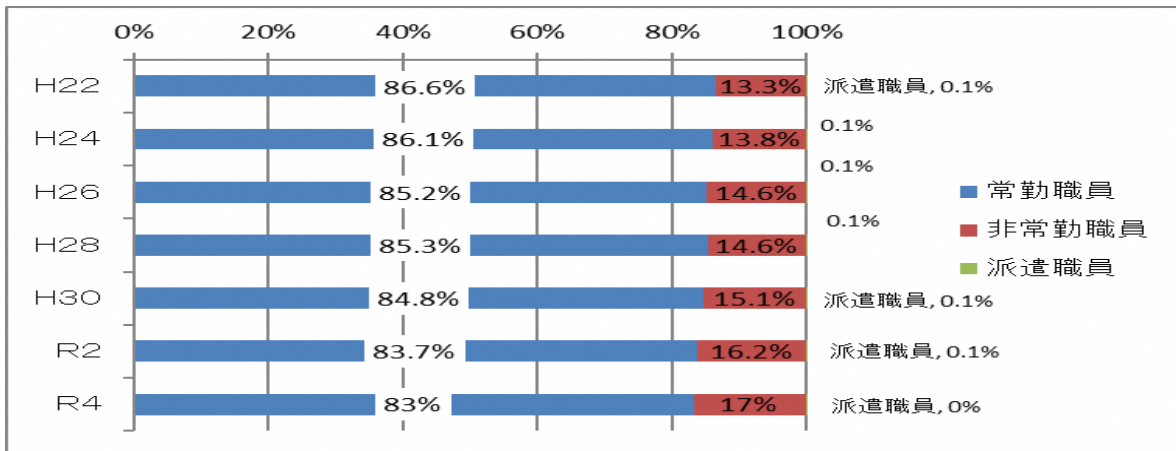
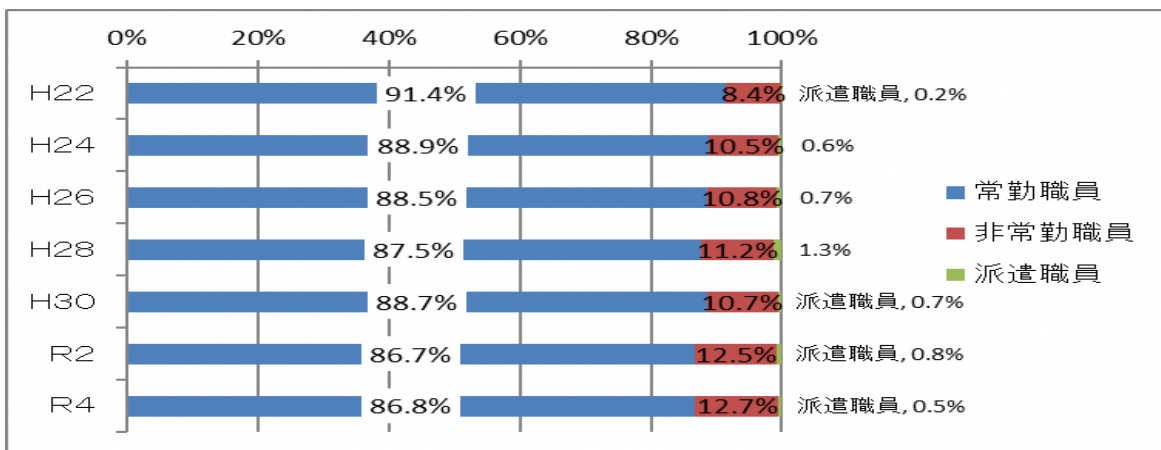
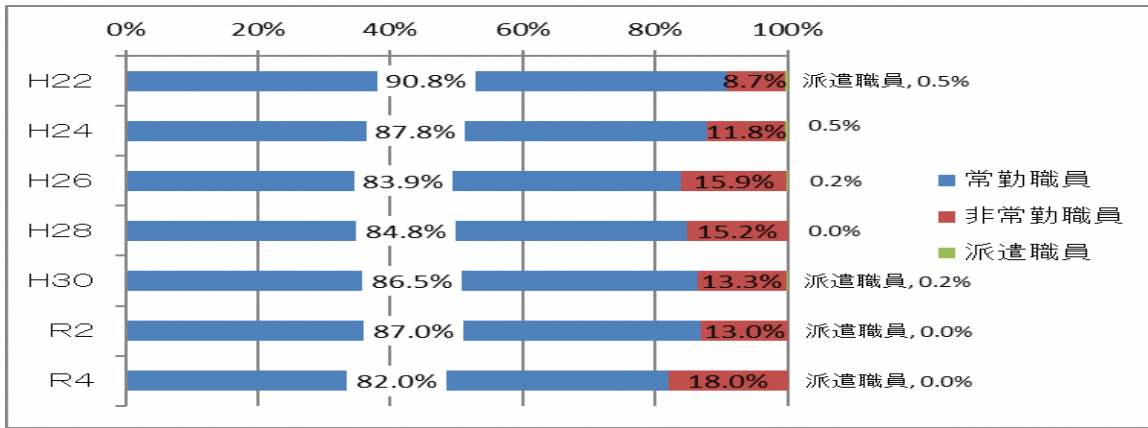


図18 職種別雇用形態別割合（%）の推移

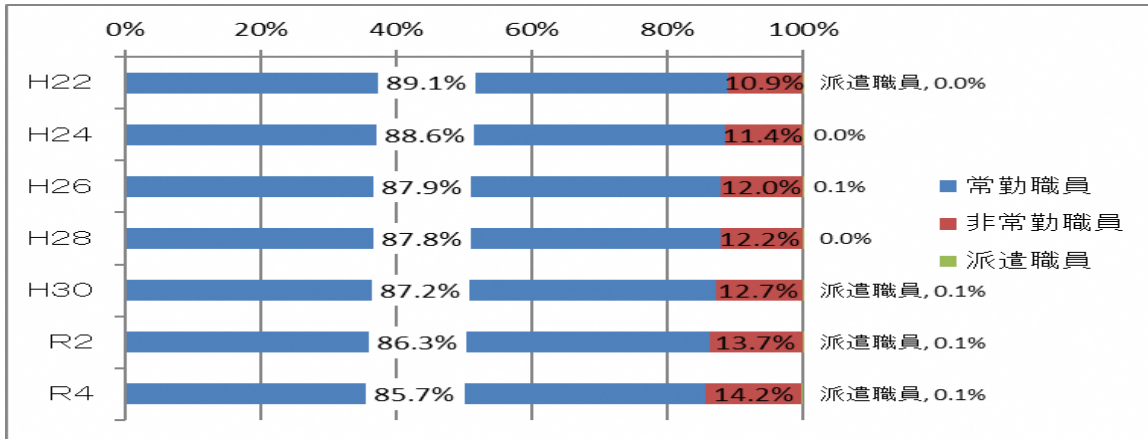
○保健師



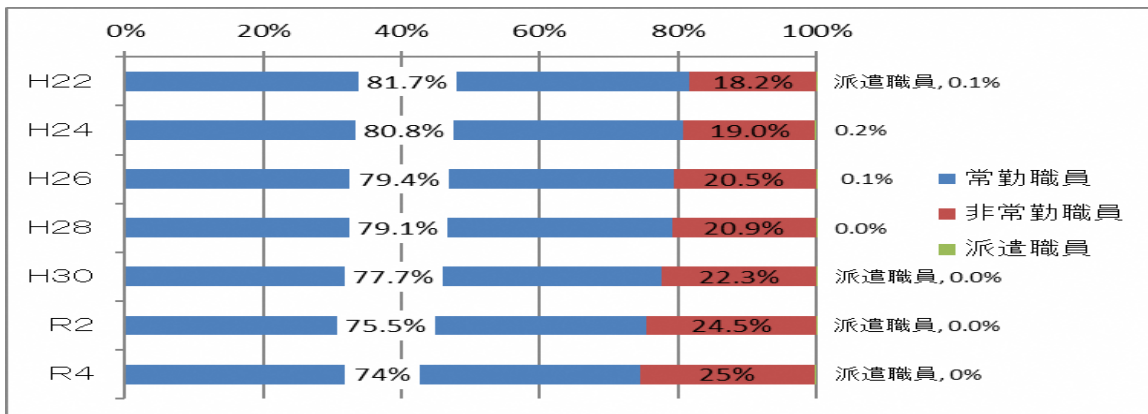
○助産師



○看護師



○准看護師



資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

6 再就業及び転職

令和3年に初めて看護職として勤務した者は681人、再就業は343人、転職は1,043人であり、令和4年に初めて看護職として勤務した者は842人、再就業は400人、転職は1,341人となっています。

再就業、転職の推移をみると、平成22年から令和4年まで、再就業は減少していますが、転職は増加しています。

表25 従事期間が2年未満の看護職員の従事開始状況（令和4年）

職種	従事期間									
	1年未満				1年以上2年未満				2年以上	計
	新規	再就業	転職	その他	新規	再就業	転職	その他		
総数	842	400	1,341	136	681	343	1,043	148	20,697	25,631
保健師	33	21	45	18	26	11	58	17	883	1,112
助産師	33	11	32	3	21	4	23	1	476	604
看護師	688	258	1,001	93	560	247	738	116	14,535	18,236
准看護師	88	110	263	22	74	81	224	14	4,803	5,679

- ※新規：免許取得後、初めて看護職として勤務した場合（令和2年から分類に加わった）
 再就業：従事開始前1年間に看護職として勤務していない場合
 転職：従事開始前1年間に看護職として勤務したことがある場合

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

表26 再就業及び転職の推移（実人員）

従事期間 開始理由	1年未満				1年以上2年未満				再就業 合計	転職 合計
	再就業	転職	その他	計	再就業	転職	その他	計		
H22	548	1,222	676	2,446	437	951	604	1,992	985	2,173
H24	516	1,255	644	2,415	415	1,116	630	2,161	931	2,371
H26	566	1,370	694	2,630	435	1,269	561	2,265	1,001	2,639
H28	537	1,273	856	2,666	407	1,083	696	2,186	944	2,356
H30	547	1,351	896	2,794	389	1,057	813	2,259	936	2,408
R2	418	1,337	906	2,661	378	1,121	736	2,235	796	2,458
R4	400	1,341	978	2,719	343	1,043	829	2,215	743	2,384
H22→24増減	▲ 32	33	▲ 32	▲ 31	▲ 22	165	26	169	▲ 54	198
H24→26増減	50	115	50	215	20	153	▲ 69	104	70	268
H26→28増減	▲ 29	▲ 97	162	36	▲ 28	▲ 186	135	▲ 79	▲ 57	▲ 283
H28→30増減	10	78	40	128	▲ 18	▲ 26	117	73	▲ 8	52
H30→R2増減	▲ 129	▲ 14	10	▲ 133	▲ 11	64	▲ 77	▲ 24	▲ 140	50
R2→R4増減	▲ 18	4	72	58	▲ 35	▲ 78	93	▲ 20	▲ 53	▲ 74

※その他：新規はその他を含む。

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

7 県外からの移動

県外から県内に移動した看護職員は、県内養成所を卒業した者、県外養成所を卒業した者のどちらも増加し、令和4年は、震災前（平成22年）の6.2倍に増加しました。

令和3年～令和4年に移動した看護職員を年齢別にみると25～29歳が最も多く、次いで45歳～49歳、55歳～59歳となっています。

表27 県外からの移動

○県内養成所を卒業（実人員）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
H22	9	1	74	25	109
H24	3	3	82	30	118
H26	8	6	88	33	135
H28	8	6	116	56	186
H30	8	7	154	52	221
R2	10	6	248	84	348
R4	16	14	427	111	568

○県外養成所を卒業（実人員）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
H22	15	12	213	43	283
H24	22	11	206	22	261
H26	24	10	197	29	260
H28	31	12	248	21	312
H30	38	16	463	55	572
R2	61	30	919	167	1177
R4	75	58	1414	318	1865

表28 年齢別内訳（R4年）

年齢		25歳未満	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上	計
県内養成所を卒業	保健師	1	2	3	1	1	1	3		3	1	16
	助産師		4	3	1	1	1	1	1	2		14
	看護師	55	65	58	49	44	37	44	38	23	14	427
	准看護師	1	6	2	4	11	17	9	20	17	24	111
県内計		57	77	66	55	57	56	57	59	45	39	568
県外養成所を卒業	保健師	7	18	14	10	6	5	5	3	6	1	75
	助産師	3	7	8	9	5	8	6	4	4	4	58
	看護師	76	180	156	149	166	188	144	164	119	72	1,414
	准看護師	4	16	11	24	33	28	44	44	68	46	318
県外計		90	221	189	192	210	229	199	215	197	123	1,865
合計	保健師	8	20	17	11	7	6	8	3	9	2	91
	助産師	3	11	11	10	6	9	7	5	6	4	72
	看護師	131	245	214	198	210	225	188	202	142	86	1,841
	准看護師	5	22	13	28	44	45	53	64	85	70	429
合計		147	298	255	247	267	285	256	274	242	162	2,433

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

8 転職・再就業の際に利用した施設等

転職・再就業の際に利用した施設等は、ハローワークが最も多く、次いで知人等の紹介、ナースバンク、広告・求人誌等となっています。

転職・再就業の際に利用した施設の回答数を年代別にみると、40歳代、50歳代、30歳代、60歳代の順に多くなっています。

年代別の利用割合をみるとハローワークは、70歳以上を除く各年代で最も多く利用されており、ナースバンク、民間の職業紹介所、医療機関等のホームページは年代が低いほど利用割合が高く、広告・求人誌等、知人等の紹介は年代が高いほど利用割合が高くなっています。

表29 転職・再就業の際に利用した施設等 (複数回答)

利用した施設等	ナースバンク	ハローワーク	看護職ナビ等行政機関の情報	民間の職業紹介所	医療機関等ホームページ	広告・求人誌等	知人等の紹介	その他	計
利用者数(複数回答)	1,156	4,377	503	718	607	865	2,942	465	11,633
%	10%	38%	4%	6%	5%	7%	25%	4%	100%

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

図19 転職・再就業の際に利用した施設等割合

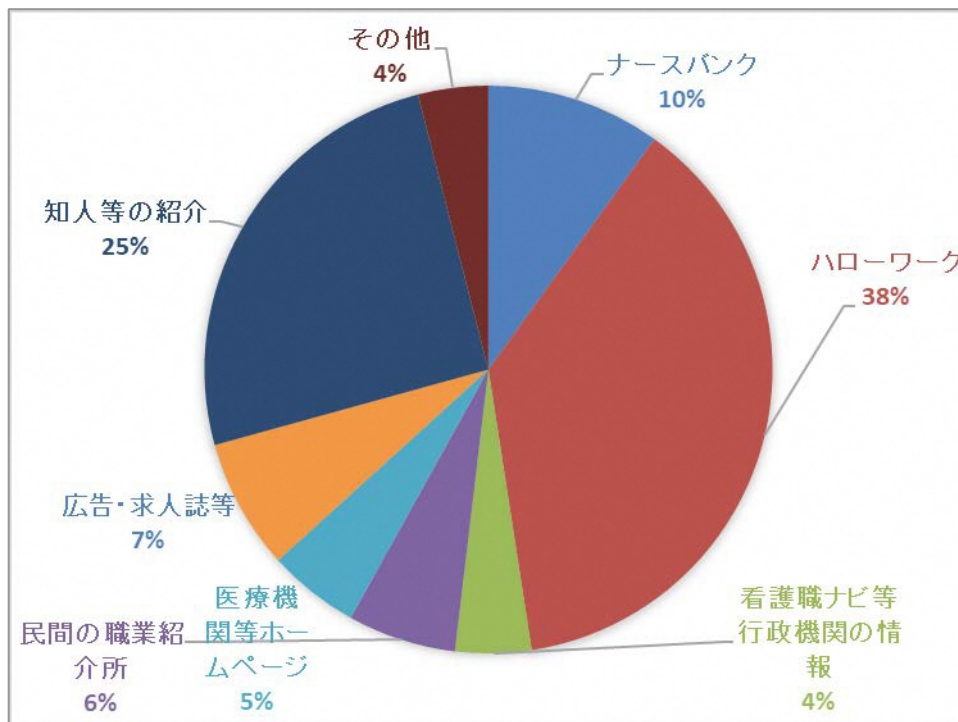
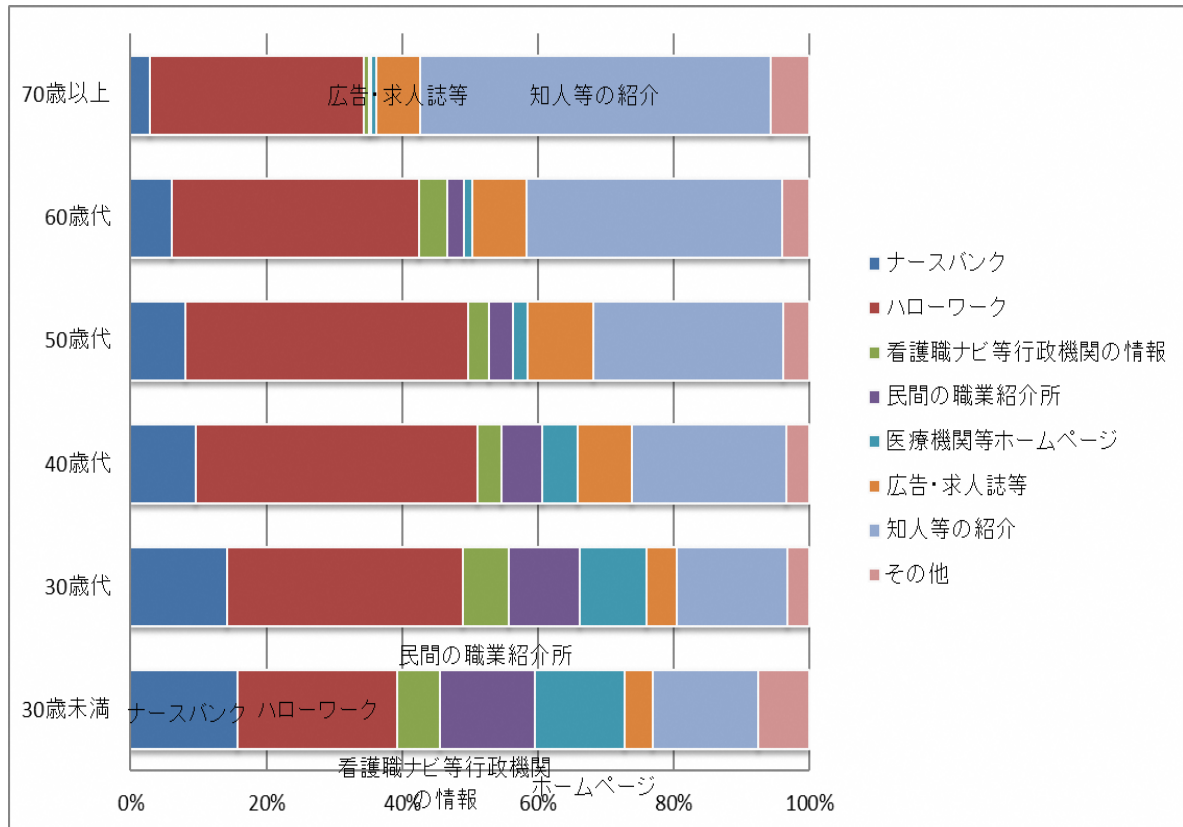


表30 転職・再就業の際に利用した施設の年代別の人数（複数回答）
（単位：人）

	ナースバンク	ハローワーク	看護職ナビ等行政機関の情報	民間の職業紹介所	医療機関等ホームページ	広告・求人誌等	知人等の紹介	その他	計
30歳未満	144	213	58	127	121	37	141	69	910
30歳代	339	825	158	250	233	106	386	77	2,374
40歳代	304	1,304	113	187	165	254	715	107	3,149
50歳代	244	1,248	91	107	63	295	835	118	3,001
60歳代	117	698	81	46	23	155	721	78	1,919
70歳以上	8	88	2	1	2	18	144	16	279
計	1,156	4,376	503	718	607	865	2,942	465	11,632

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

図20 転職・再就業の際に利用した施設（複数回答）の年代別の割合



9 看護師等の離職届出制度の認知度

平成27年10月から開始された看護師等の離職時の届出制度について制度について、「知っている」と回答した者は全体の73%となっています。

表31 令和4年末 看護師等の離職届出制度の年齢別認知度 (単位:人)

	25歳未満	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70歳以上	計
制度を知っている	1,099	1,524	1,569	1,773	1,993	2,394	2,148	2,076	1,834	799	353	18,586
制度を知らない	432	724	632	659	696	630	579	564	488	235	117	6,933
制度を知っている割合(%)	72%	68%	71%	73%	74%	79%	79%	79%	79%	77%	75%	73%

資料:保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届(各年12月末日現在)

第2 供給の状況

1 看護師等養成施設における養成数

県内の看護職員の養成施設は、令和5年4月1日現在、大学(大学院を含む)2校、高等学校2校の他、養成所19校の計23施設となっています。

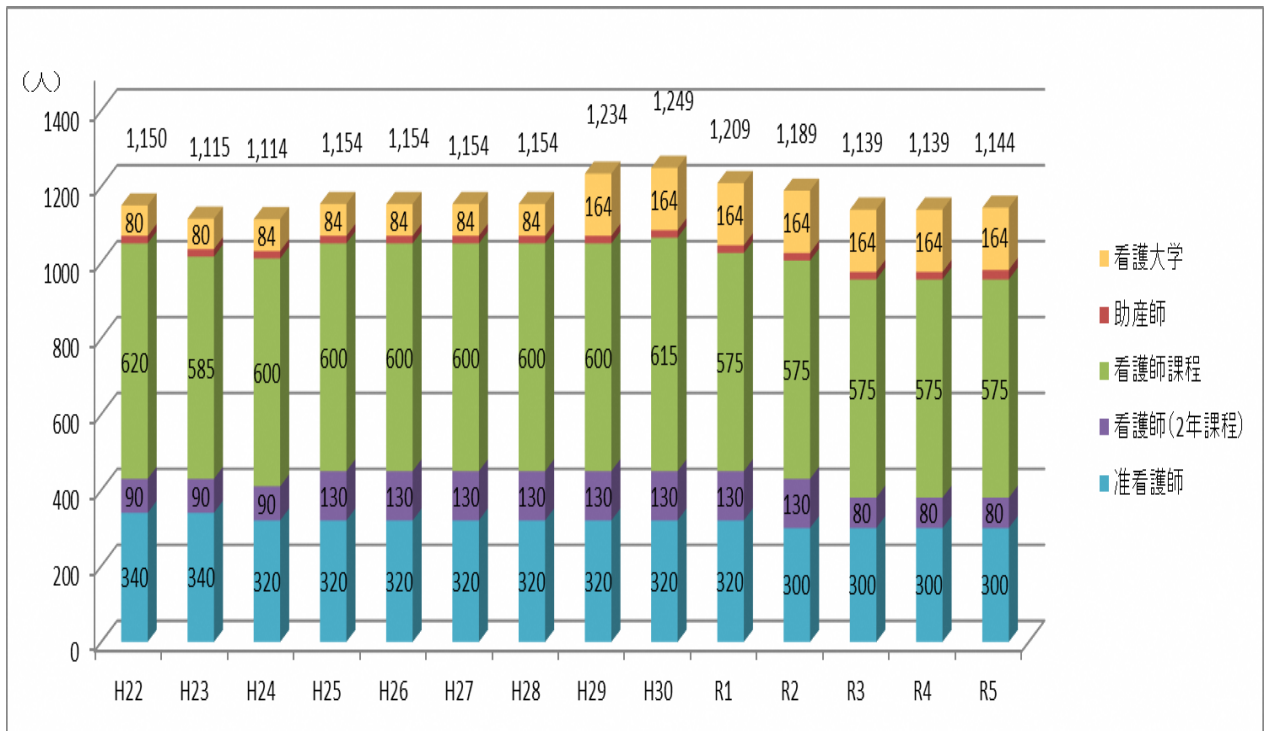
令和5年3月末で福島県立総合衛生学院が閉校しましたが、同年4月に福島県立医科大学に助産養成課程が開講し、助産師養成課程の定員は25名となりました。

表32 看護師等養成施設の1学年定員

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
看護大学	80	80	84	84	84	84	84	164	164	164	164	164	164	164
助産師	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	25
看護師課程	620	585	600	600	600	600	600	600	615	575	575	575	575	575
看護師(2年)	90	90	90	130	130	130	130	130	130	130	130	80	80	80
准看護師	340	340	320	320	320	320	320	320	320	320	300	300	300	300
合計	1,150	1,115	1,114	1,154	1,154	1,154	1,154	1,234	1,249	1,209	1,189	1,139	1,139	1,144

※統合カリキュラムは看護師課程に含む。 資料:保健師助産師看護師法施行令第14条、20条に基づく養成所報告

図2-1 看護師養成施設の1学年定員



資料：保健師助産師看護師法施行令第14条、20条に基づく養成所報告

表3.3 看護師養成課程の定員

養成課程別		種別年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
看護大学	課程数		1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	
	1学年定員		80	80	84	84	84	84	84	164	164	164	164	164	164	164	
	総定員		320	320	324	328	332	336	336	656	656	656	656	656	656	656	
助産師	課程数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
	1学年定員		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	25	
	総定員		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	25	
看護師 (3年課程)	保健師・看護師 統合カリ キュラム	課程数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		1学年定員	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
		総定員	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	全日制	課程数	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11
		1学年定員	500	465	480	480	480	480	480	480	480	495	455	455	455	455	455
		総定員	1,535	1,500	1,480	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485
	高等学校・ 専攻科 (5年一貫)	課程数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		1学年定員	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
		総定員	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	合計	課程数	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14
1学年定員		620	585	600	600	600	600	600	600	600	615	575	575	575	575	575	
総定員		2,095	2,060	2,040	2,025	2,025	2,025	2,025	2,025	2,025	2,025	2,045	2,045	2,045	2,045	2,045	
看護師 (2年課程)	合計 (全日制の み)	課程数	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
	1学年定員	90	90	90	130	130	130	130	130	130	130	130	130	80	80	80	
	総定員	180	180	180	220	260	260	260	260	260	260	260	260	160	160	160	
准看護師	衛生看護科	課程数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		1学年定員	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
		総定員	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
	養成所	課程数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
		1学年定員	300	300	280	280	280	280	280	280	280	280	260	260	260	260	
		総定員	600	600	580	560	560	560	560	560	560	560	540	540	540	540	
	合計	課程数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
		1学年定員	340	340	320	320	320	320	320	320	320	320	300	300	300	300	
		総定員	720	720	700	680	680	680	680	680	680	680	660	660	660	660	
合計	施設数	24	24	24	23	23	23	23	23	24	24	24	24	24	24	23	
	課程数	27	27	27	27	27	27	27	27	28	28	27	27	26	26	27	
	1学年定員	1,150	1,115	1,114	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,234	1,249	1,209	1,189	1,139	1,139	1,144	
	総定員	3,335	3,300	3,264	3,273	3,317	3,321	3,321	3,321	3,641	3,641	3,661	3,641	3,541	3,541	3,546	

資料：保健師助産師看護師法施行令第14条、20条に基づく養成所報告

- ※ 白河厚生総合病院附属高等看護学院 平成21年4月～ 定員25名→30名
 - ※ 福島県立会津若松看護専門学校 平成22年10月～ 募集中止(定員35名)
 - ※ 福島県立医科大学看護学部看護学科 平成24年4月～ 定員80名→84名
 - ※ 太田看護専門学校 平成24年4月～ 定員70名→80名
 - ※ 竹田看護専門学校 平成24年4月～ 定員35名→40名
 - ※ 郡山看護専門学校(准看護学科) 平成24年4月～ 定員100名→80名
 - ※ 郡山看護専門学校 平成25年4月～開校 定員40名
 - ※ 医療創生大学 平成29年4月～開校 定員80名
 - ※ 松村看護専門学校 平成30年4月～ 定員25名→40名
 - ※ 福島病院附属看護学校 閉校 令和元年4月～ 定員40名→0名
 - ※ いわき准看護学校 令和2年4月～ 定員100名→80名
 - ※ 福島県立総合衛生学院 看護学科 閉科 令和3年4月～ 定員20名→0名
 - ※ 福島県立総合衛生学院 閉校(助産学科 閉科) 令和5年4月～ 定員20名→0名
 - ※ 福島県立医科大学 助産師養成課程 令和5年4月～ 定員25名(別科20名、大学院5名)
- 注：公立双葉准看護学院(1学年定員30名)は平成23年度から休校し平成29年4月に再開しましたが、休止中も課程数及び定員に含めています。

2 看護師等養成施設への入学状況

(1) 大学・短大（看護系）への進学状況

県内高等学校卒業生数は年々減少していますが、大学・短大への進学率は上昇傾向にあり、そのうち看護系学部への進学者は各年300人以上（大学・短大進学者の4%以上）を維持しています。

大学・短大の看護系進学者の人数から県内の大学に進学した人数を差し引くと各年200～250人程度が県外に進学しています。

また、県外の大学・短大を卒業して県内に就業する人数は50人～60人程度で、平成24年に大きく落ち込みましたが、その後は回復しています。

表34 県内高等学校卒業生の大学・短大（看護系）への進学状況

各年3月	卒業生数	大学・短大 進学者数	大学・短大 への進学率	大学・短大の看護 系進学者数	大学・短大の看護 系進学率
	A	B	B/A	C	C/B
H29	17,607	8,041	45.7%	383	4.8%
H30	16,967	7,862	46.3%	378	4.8%
R1	18,850	7,722	41.0%	385	5.0%
R2	16,479	7,545	45.8%	368	4.9%
R3	15,802	7,539	47.7%	360	4.8%
R4	15,262	7,447	48.8%	300	4.0%

資料 学校統計要覧

表35 県外大学・短大（看護系）への進学者

県外大学・短大（看護系）卒業生の県内への就業状況

各年3月	大学・短大の看護系 進学者数	県内大学看護系 への進学者数	県外大学・短大 への進学者	県外大学・短大卒業生 で県内への就業
	A	B	C(A-B)	D
H29	383	137	246	53
H30	378	120	258	50
R1	385	141	244	47
R2	368	116	252	64
R3	360	125	235	52
R4	300	99	201	57

資料 学校統計要覧

(2) 県内養成施設への進学状況

県内看護師等養成施設の受験者は減少傾向にあり、入学定員に対する充足率についても低下する傾向にあります。

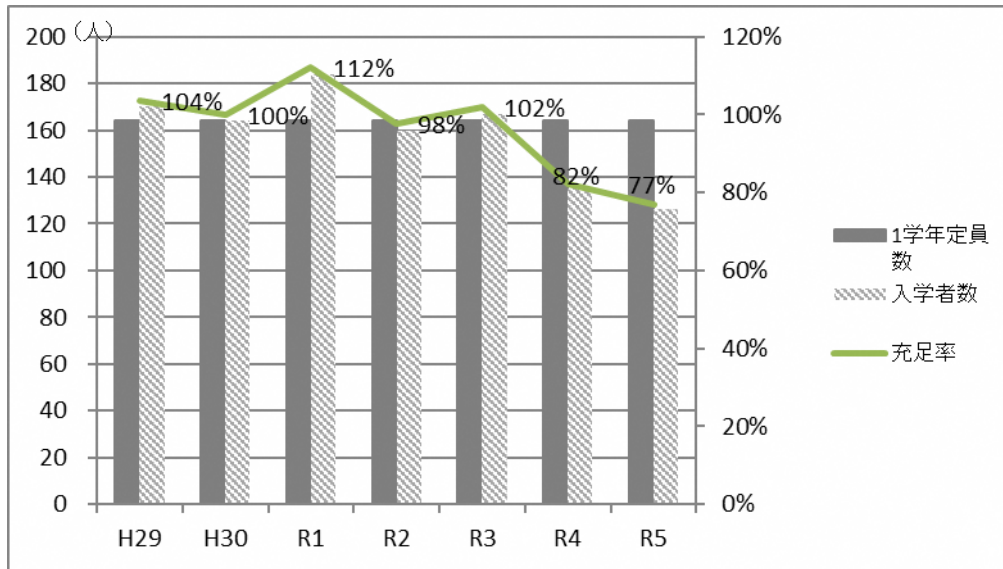
表36 県内看護師等養成施設の入学状況

区分	年度	課程数	1学年定員A	応募者数	受験者数B	合格者数	入学者数C	競争率% B/C	充足率% C/A	県内入学者D	割合% D/C
看護系大学	R1	2	164	687	565	347	184	3.1	112.2	141	76.6%
	R2	2	164	611	509	323	160	3.2	97.6	116	72.5%
	R3	2	164	482	399	249	167	2.4	101.8	125	74.9%
	R4	2	164	420	326	192	135	2.4	82.3	99	73.3%
	R5	2	164	445	335	202	126	2.7	76.8	90	71.4%
助産師	R1	1	20	50	48	18	15	3.2	75.0	14	93.3%
	R2	1	20	51	47	18	16	2.9	80.0	9	56.3%
	R3	1	20	69	64	20	20	3.2	100.0	16	80.0%
	R4	1	20	52	46	20	20	2.3	100.0	15	75.0%
	R5	2	25	87	80	22	22	3.6	88.0	10	45.5%
保健師・看護師統合カリキュラム	R1	1	40	72	72	49	37	1.9	92.5	36	97.3%
	R2	1	40	86	86	49	42	2.0	105.0	39	92.9%
	R3	1	40	59	57	49	36	1.6	90.0	35	97.2%
	R4	1	40	53	51	38	31	1.6	77.5	30	96.8%
	R5	1	40	75	73	53	38	1.9	95.0	37	97.4%
看護師3年課程	R1	11	455	857	835	584	441	1.9	96.9	401	90.9%
	R2	11	455	697	684	515	426	1.6	93.6	371	87.1%
	R3	11	455	798	761	518	429	1.8	94.3	388	90.4%
	R4	11	455	691	656	485	421	1.6	92.5	378	89.8%
	R5	11	455	602	580	477	375	1.5	82.4	344	91.7%
高等学校・専攻科 5年一貫	R1	2	80	64	64	62	56	1.1	70.0	53	94.6%
	R2	2	80	80	80	58	53	1.5	66.3	48	90.6%
	R3	2	80	52	52	49	48	1.1	60.0	44	91.7%
	R4	2	80	74	74	68	61	1.2	76.3	58	95.1%
	R5	2	80	50	50	46	44	1.1	55.0	40	90.9%
看護師2年課程	R1	3	130	113	112	100	86	1.3	66.2	76	88.4%
	R2	3	130	84	84	67	62	1.4	47.7	61	98.4%
	R3	3	80	73	73	68	65	1.1	81.3	62	95.4%
	R4	2	80	61	60	57	49	1.2	61.3	45	91.8%
	R5	2	80	79	77	65	62	1.2	77.5	57	91.9%
看護師計(3年、5年、2年)	R1	16	665	1034	1011	746	583	1.7	87.7	530	90.9%
	R2	16	665	861	848	640	541	1.6	81.4	480	88.7%
	R3	16	615	923	886	635	542	1.6	88.1	494	91.1%
	R4	15	615	826	790	610	531	1.5	86.3	481	90.6%
	R5	15	615	731	707	588	481	1.5	78.2	441	91.7%
准看護師	R1	7	320	251	245	233	189	1.3	59.1	171	90.5%
	R2	7	300	201	197	184	151	1.3	50.3	135	89.4%
	R3	7	300	200	192	184	163	1.2	54.3	148	90.8%
	R4	7	300	199	190	188	159	1.2	53.0	151	95.0%
	R5	7	300	147	141	134	109	1.3	36.3	96	88.1%
合計	R1	27	1209	2094	1941	1393	1008	1.9	83.4	892	88.5%
	R2	27	1189	1810	1687	1214	910	1.9	76.5	779	85.6%
	R3	27	1139	1733	1598	1137	928	1.7	81.5	818	88.1%
	R4	26	1139	1550	1403	1048	876	1.6	76.9	776	88.6%
	R5	27	1144	1485	1336	999	776	1.7	67.8	674	86.9%

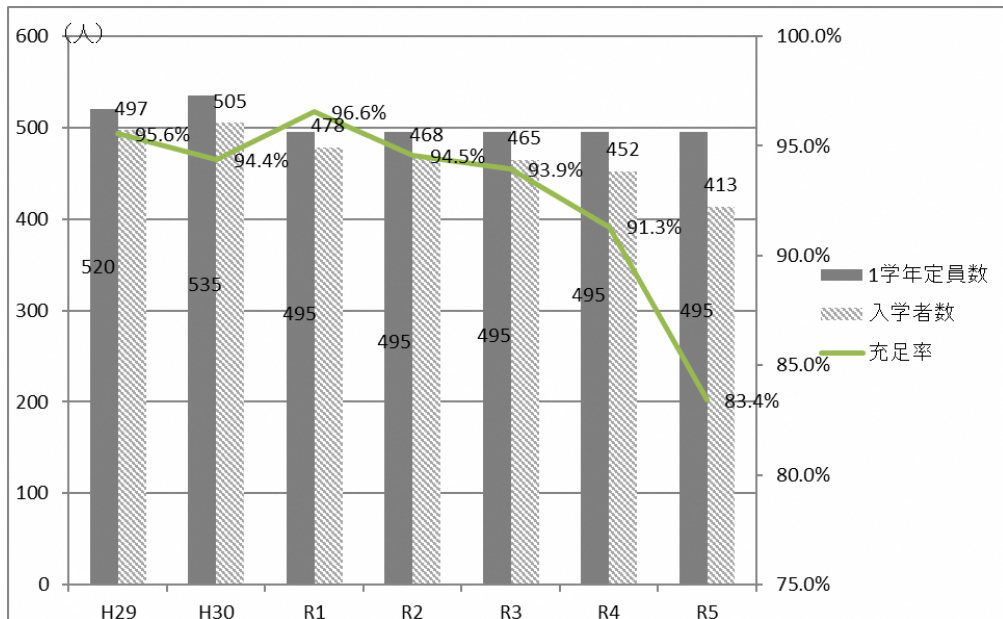
資料 看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

図22 各養成課程の1学年定員数、入学者数、定員充足率の推移

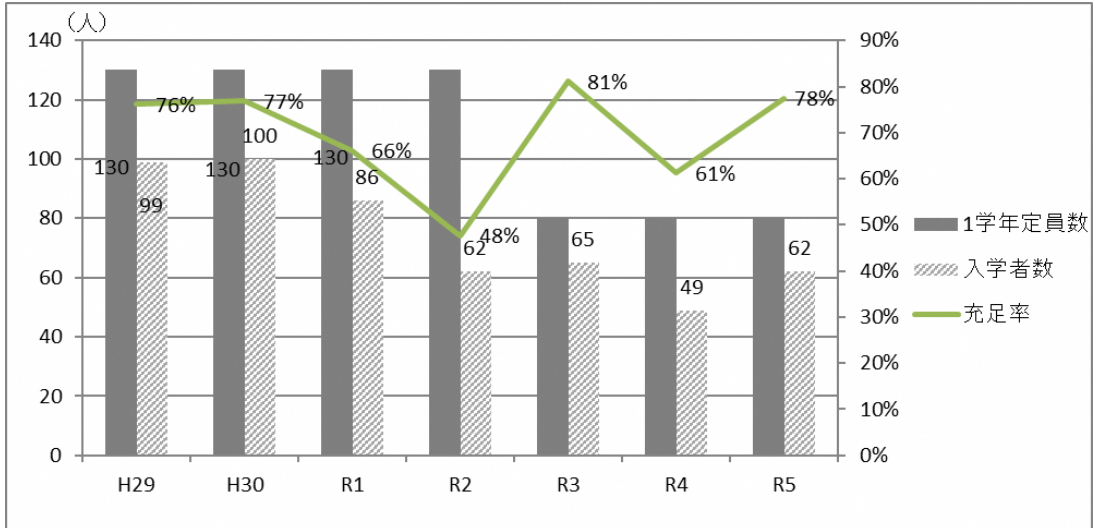
○大学



○看護師3年課程養成所（保健師・看護師統合カリキュラム校を含む）

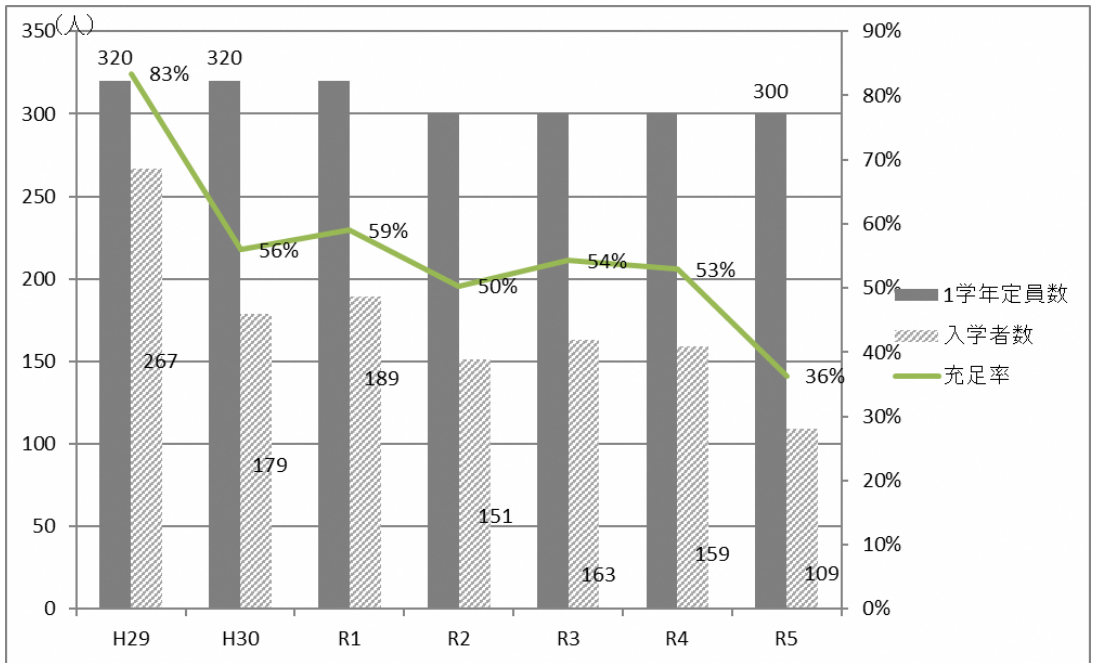


○看護師2年課程養成所



※看護師2年課程養成所(通信課程を除く)

○准看護師養成所(高等学校衛生看護科を含む)



資料 看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

3 看護師等養成施設卒業者の就業状況

(1) 県内養成施設からの就業状況

県内看護師等養成施設卒業者の県内就業率は、平成30年の78.2%から概ね80%程度を維持しており、特に看護師養成所(3年課程)においては80%台後半で推移し県内への就業率が高くなっています。准看護師養成所においては進学者が約4割となっており、就業者でみると概ね80%以上が県内に就業しています。

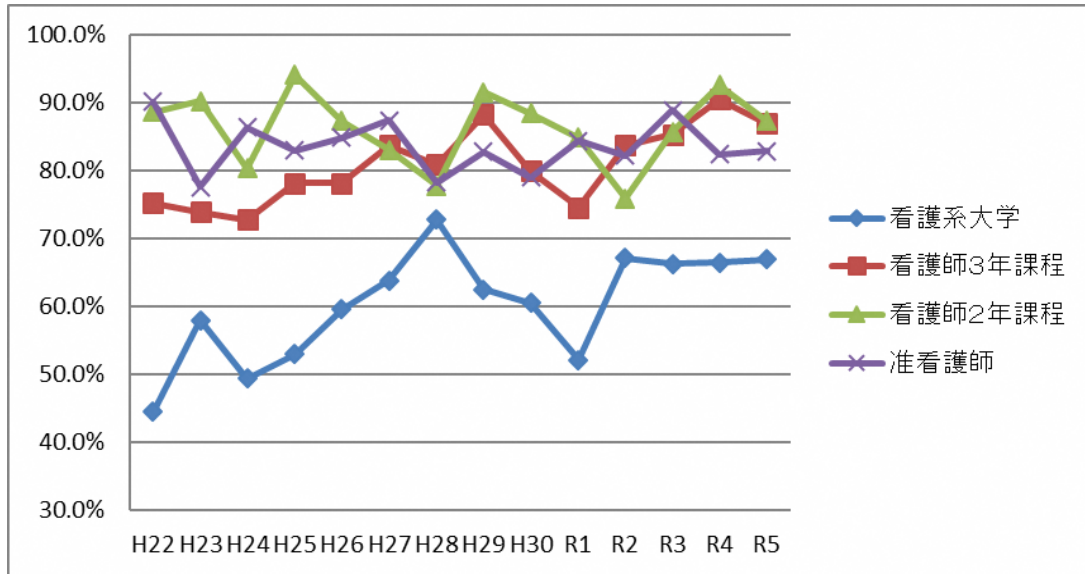
表3.7 県内看護師等養成施設の卒業状況

区分	年	課程数	入学時 学生数	卒業者 数 A	就業者 数 B	県内就業 者数 C	就業者の 県内割合 (%) C/B	県外就業 者数 D	就業者の 県外割合 (%) D/B	卒業者の 県内就業割 合 (%) C/A	進 学 者 数	そ の 他
看護系大学	30	1	84	87	81	49	60.5%	32	39.5%	56.3%	4	2
	31	1	82	79	73	38	52.1%	35	47.9%	48.1%	3	3
	R2	1	84	80	73	49	67.1%	24	32.9%	61.3%	6	1
	R3	2	170	156	142	94	66.2%	48	33.8%	60.3%	3	11
	R4	2	164	156	140	93	66.4%	47	33.6%	59.6%	8	8
R5	2	184	164	151	101	66.9%	50	33.1%	61.6%	6	7	
助産師	30	1	18	17	17	10	58.8%	7	41.2%	58.8%	0	0
	31	1	19	17	17	11	64.7%	6	35.3%	64.7%	0	0
	R2	1	15	17	17	13	76.5%	4	23.5%	76.5%	0	0
	R3	1	16	15	15	8	53.3%	7	46.7%	53.3%	0	0
	R4	1	20	20	20	12	60.0%	8	40.0%	60.0%	0	0
R5	1	20	19	19	11	57.9%	8	42.1%	57.9%	0	0	
保健師・看護師 統合カリキュラム	30	1	40	39	37	29	78.4%	8	21.6%	74.4%	1	1
	31	1	40	38	37	28	75.7%	9	24.3%	73.7%	1	0
	R2	1	40	37	35	29	82.9%	6	17.1%	78.4%	1	1
	R3	1	41	36	35	25	71.4%	10	28.6%	69.4%	1	0
	R4	1	42	42	40	31	77.5%	9	22.5%	73.8%	2	0
R5	1	37	33	31	21	67.7%	10	32.3%	63.6%	2	0	
看護師3年課程 ア	30	12	468	436	399	319	79.9%	80	20.1%	73.2%	31	6
	31	12	470	415	377	281	74.5%	96	25.5%	67.7%	23	15
	R2	12	455	397	375	314	83.7%	61	16.3%	79.1%	18	4
	R3	12	486	441	416	355	85.3%	61	14.7%	80.5%	21	4
	R4	11	441	413	389	352	90.5%	37	9.5%	85.2%	19	5
R5	11	426	390	367	319	86.9%	48	13.1%	81.8%	18	5	
高等学校・専攻 科5年一貫イ	30	2	71	53	52	42	80.8%	10	19.2%	79.2%	1	0
	31	2	80	56	54	38	70.4%	16	29.6%	67.9%	1	1
	R2	2	70	61	56	43	76.8%	13	23.2%	70.5%	2	3
	R3	2	70	65	62	51	82.3%	11	17.7%	78.5%	1	2
	R4	2	58	48	47	42	89.4%	5	10.6%	87.5%	0	1
R5	2	67	59	56	38	67.9%	18	32.1%	64.4%	1	2	
看護師2年課程ウ	30	3	104	88	86	76	88.4%	10	11.6%	86.4%	1	1
	31	3	100	84	79	67	84.8%	12	15.2%	79.8%	3	2
	R2	3	99	93	91	69	75.8%	22	24.2%	74.2%	1	1
	R3	3	90	82	77	66	85.7%	11	14.3%	80.5%	2	3
	R4	3	62	57	54	50	92.6%	4	7.4%	87.7%	1	2
R5	2	65	55	55	48	87.3%	7	12.7%	87.3%	0	0	
看護師 計 (ア+イ+ウ)	30	17	643	577	537	437	81.4%	100	18.6%	75.7%	33	7
	31	17	650	555	510	386	75.7%	124	24.3%	69.5%	27	18
	R2	17	624	551	522	426	81.6%	96	18.4%	77.3%	21	8
	R3	17	646	588	555	472	85.0%	83	15.0%	80.3%	24	9
	R4	16	561	518	490	444	90.6%	46	9.4%	85.7%	20	8
R5	15	558	504	478	405	84.7%	73	15.3%	80.4%	19	7	
准看護師	30	7	231	213	81	64	79.0%	17	21.0%	30.0%	110	22
	31	7	263	212	115	97	84.3%	18	15.7%	45.8%	85	12
	R2	7	179	145	73	60	82.2%	13	17.8%	41.4%	59	13
	R3	7	186	157	81	72	88.9%	9	11.1%	45.9%	61	15
	R4	7	149	125	68	56	82.4%	12	17.6%	44.8%	45	12
R5	7	174	143	64	53	82.8%	11	17.2%	37.1%	67	12	
計	30	27	1,016	933	753	589	78.2%	164	21.8%	63.1%	148	32
	31	27	1,054	901	752	560	74.5%	192	25.5%	62.2%	116	33
	R2	27	942	830	720	577	80.1%	143	19.9%	69.5%	87	23
	R3	28	1,059	952	828	671	81.0%	157	19.0%	70.5%	89	35
	R4	27	936	861	783	636	81.2%	122	15.6%	73.9%	75	28
R5	26	973	863	743	591	79.5%	152	20.5%	68.5%	94	26	

※看護師計は看護師3年課程、高等学校・専攻科5年一貫、看護師2年課程の合計

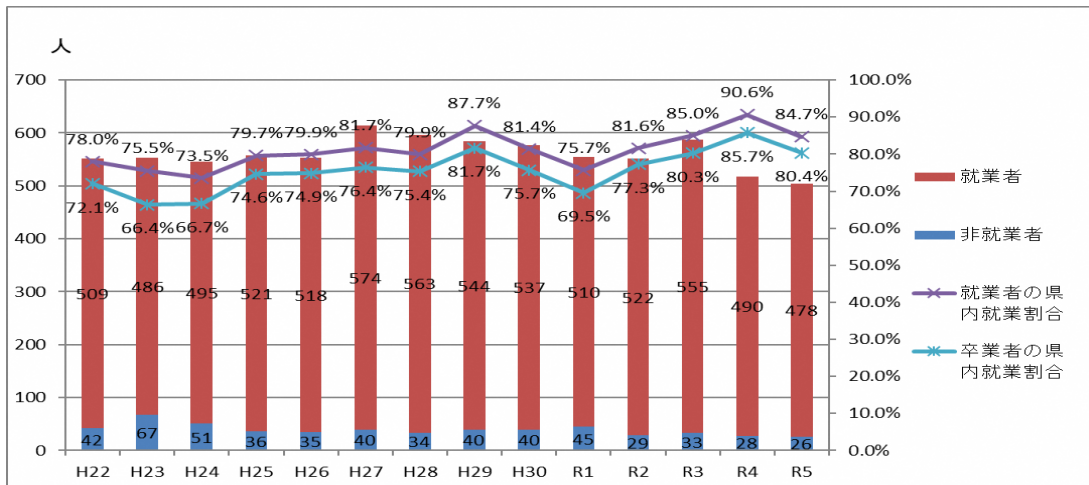
資料 看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

図23 県内看護師等養成施設新卒者（就業者）の県内就業率



資料 看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

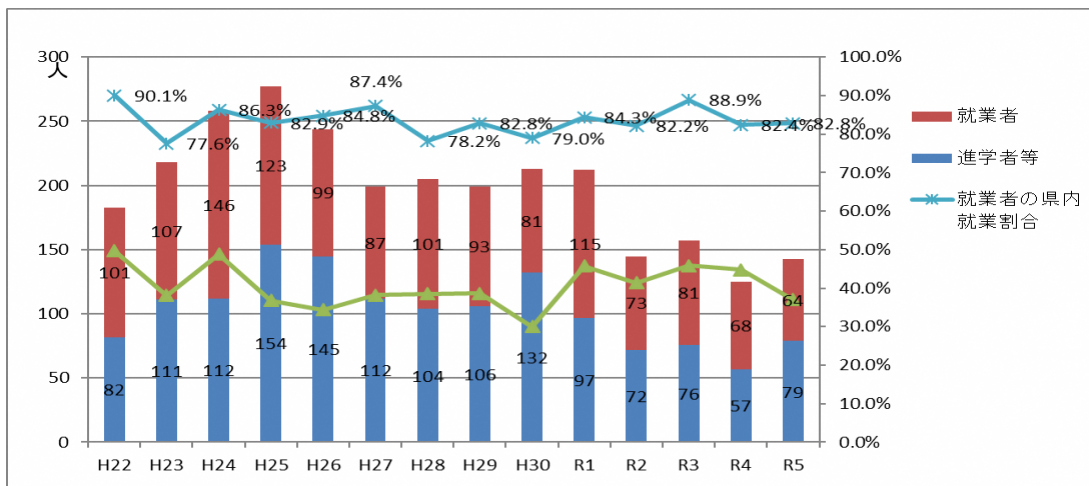
図24 看護師養成所の県内就業状況



※看護師養成所(3年課程、2年課程、5年一貫)の合計

資料 看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

図25 准看護師養成所の県内就業状況



資料 看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

(2) 県外養成施設からの就業状況

県外の看護師等養成施設を卒業し、県内に就業する新卒者は平成24年に減少しましたが、その後は回復傾向にあります。なお、特に看護師2年課程からの卒業者が減少していますが、これには通信課程の卒業者も含まれており、県内に平成21年度に通信課程が設置されたことに伴い、県外の通信課程への進学者が減少したことによる影響が大きいと考えられます。看護師2年課程を除いた新卒者についても平成24年に一旦低下しましたが、それ以降は増加傾向にあります。

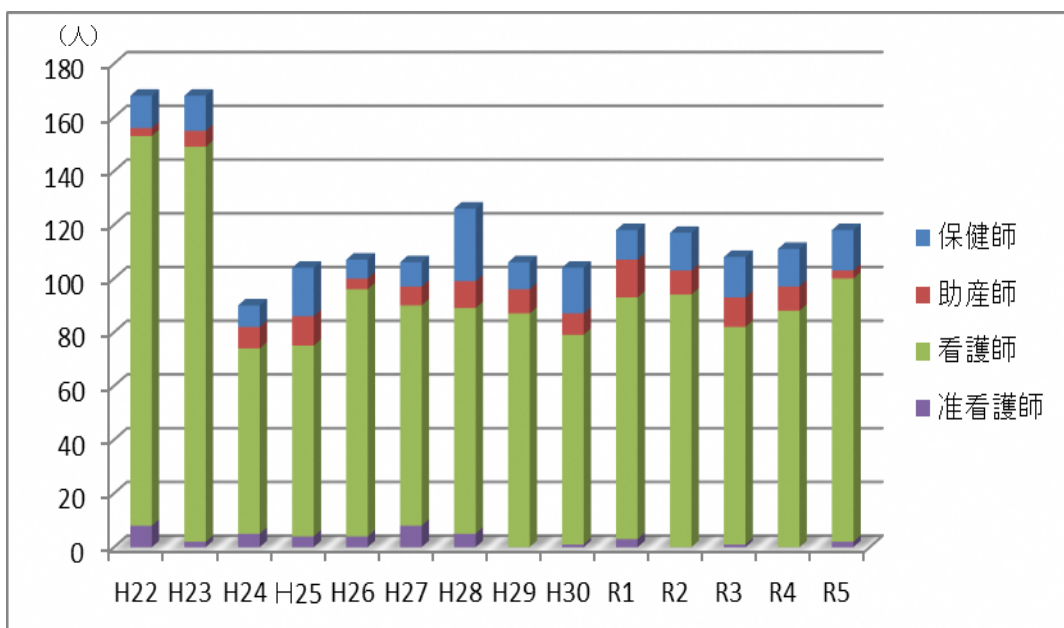
職種別にみると、令和5年は看護師、保健師、助産師、准看護師の順に多く、看護師3年課程新卒者が震災後最多となっています。

表38 県外の看護師等養成施設から県内に就業する新卒者の推移（課程別）

各年3月	大学	短大 3年課程	保健師 養成所	助産師 養成所	看護師 3年課程	5年一貫	准看護師	看護師 2年課程	合計	看護師2年課程を除いた 人数(再掲)
H22	35	0	4	4	18	2	2	103	168	65
H23	40	2	5	6	18	1	1	95	168	73
H24	22	2	3	7	8	0	2	46	90	44
H25	42	4	10	8	17	2	2	19	104	85
H26	38	1	6	3	30	4	3	22	107	85
H27	36	6	12	6	23	0	5	18	106	88
H28	49	0	15	10	28	2	1	21	126	105
H29	50	3	5	8	26	2	0	12	106	94
H30	52	1	5	6	21	4	1	14	104	90
R1	46	1	3	14	34	3	3	14	118	104
R2	62	2	5	6	28	5	0	9	117	108
R3	48	4	6	8	33	1	1	7	108	101
R4	51	6	2	9	25	2	0	16	111	95
R5	49	4	6	3	36	1	2	17	118	101

資料 看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

図26 県外の看護師等養成施設から県内に就業する新卒者の推移（職種別）



資料 看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

表39 県外の看護師等養成施設から県内に就業する新卒者の推移（職種別）

各年3月	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
H22	12	3	145	8	168
H23	13	6	147	2	168
H24	8	8	69	5	90
H25	18	11	71	4	104
H26	7	4	92	4	107
H27	9	7	82	8	106
H28	27	10	84	5	126
H29	10	9	87	0	106
H30	17	8	78	1	104
R1	11	14	90	3	118
R2	14	9	94	0	117
R3	15	11	81	1	108
R4	14	9	88	0	111
R5	15	3	98	2	118

資料 看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

4 再就業者数

ナースバンクの令和4度の登録者は 1,182 人、有効求人数は 2,416 人となっています。ナースバンクの登録者数、利用者数、就業者数、紹介数は、ワクチン接種等による看護職員の求人が多くなった令和3年度が最多となりましたが、令和4年度も引き続き高い水準にあります。

また、平成 26 年度から「ナースセンター・ハローワーク連携事業」により、支援対象の求職者及び求人に関する情報を共有するなど、ハローワークと連携して各医療機関等とのマッチングの強化に取り組んでいます。

平成 27 年 10 月から開始された看護師等免許保持者の届出制度による離職届出数は、累計 2,673 人（令和5年9月末現在）となっています。

表40 福島県ナースバンクによる再就業者の推移

年度	年末登録者数 A	有効求人数 B	紹介者数 C	就業者数 D	連携事業による ハローワーク 就業者数 E	就業者 合計 (D+E) F	登録者就業率 (F/A%)	求人就業率 (F/B%)
H29	881	2,999	214	188	67	255	28.9	8.5
H30	792	2,372	190	159	54	213	26.9	9.0
R1	786	2,184	174	143	101	244	31.0	11.2
R2	783	2,252	170	121	77	198	25.3	8.8
R3	1,222	2,555	312	265	102	367	30.0	14.4
R4	1,182	2,146	215	181	113	294	24.9	13.7

資料：福島県ナースバンク事業実績

表4-1 看護師等免許保持者の届出制度に基づく離職届出数

(単位：件)

	届出登録数	年代別					地域別						
		30歳未満	30代	40代	50代	60歳以上	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
H30 (H30年4月～31年3月)	494	182	100	79	63	70	96	134	26	123	0	17	98
R1 (H31年4月～R2年3月)	502	215	93	72	61	61	118	79	36	128	5	22	114
R2 (R2年4月～3年3月)	488	193	81	69	69	76	128	107	38	110	2	19	84
R3 (R3年4月～4年3月)	436	168	90	67	46	65	90	82	56	107	0	25	76
R4 (R4年4月～5年3月)	500	198	124	54	57	67	118	105	25	141	0	26	85
R5 (R5年4月～R5年9月)	253	105	61	24	18	45	38	66	16	72	0	8	53
計	2,673	1,061	549	365	314	384	588	573	197	681	7	117	510

資料：福島県ナースバンク事業実績（各月報告から集計）

5 退職等による減少数

令和4年に実施した「看護職員需給計画策定のための調査」では、平成30年度から令和3年度にかけて定年退職は概ね横ばいですが、新卒者、中途退職は増加傾向にあります。

表4-2 看護職員の退職状況

(単位：人)

	保健師			助産師			看護師			准看護師			計		
	新卒	定年	中途	新卒	定年	中途	新卒	定年	中途	新卒	定年	中途	新卒	定年	中途
H30	1	9	33	2	7	19	34	104	944	13	50	271	50	170	1,267
R1	3	9	36	2	4	25	37	135	1,052	13	63	288	55	211	1,401
R2	3	15	49	0	2	15	41	119	981	16	56	285	60	192	1,330
R3	3	10	63	0	4	29	73	113	1,108	21	64	289	97	191	1,489

資料：看護職員需給計画策定のための調査（福島県）

6 60歳以上の就業状況

60歳以上の就業者数は全職種で増加しており、就業者全体に占める割合も増加しています。

表4-3 60歳以上の看護職員就業状況

(単位：人)

	保健師		助産師		看護師		准看護師		合計	
	60～64歳	65歳以上	60～64歳	65歳以上	60～64歳	65歳以上	60～64歳	65歳以上	60～64歳	65歳以上
H22	15	5	5	8	338	123	655	186	1,013	322
H24	31	7	14	7	463	165	750	237	1,258	416
H26	37	14	26	8	634	223	800	412	1,497	657
H28	47	16	35	15	774	332	814	526	1,670	889
H30	58	18	37	14	1,026	447	913	660	2,034	1,139
R2	90	23	40	25	1,196	582	1,104	721	2,430	1,351
R4	106	28	40	40	1,354	766	1,053	811	2,553	1,645

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

表44 全職員に占める60歳以上の看護職員の割合

	保健師		助産師		看護師		准看護師		合計	
	60～64歳	65歳以上	60～64歳	65歳以上	60～64歳	65歳以上	60～64歳	65歳以上	60～64歳	65歳以上
H22	1.7%	0.6%	1.1%	1.8%	2.4%	0.9%	7.7%	2.2%	4.2%	1.3%
H24	3.5%	0.8%	3.2%	1.6%	3.2%	1.1%	9.7%	3.1%	5.3%	1.8%
H26	3.9%	1.5%	5.6%	1.7%	4.1%	1.4%	10.8%	5.6%	6.2%	2.7%
H28	4.6%	1.6%	7.1%	3.0%	4.7%	2.0%	11.7%	7.6%	6.7%	3.6%
H30	5.5%	1.7%	7.2%	2.7%	6.0%	2.6%	13.7%	9.9%	8.0%	4.5%
R2	8.2%	2.1%	7.7%	4.8%	6.8%	3.3%	17.7%	11.5%	9.5%	5.3%
R4	9.5%	4.6%	0.2%	0.7%	5.3%	4.2%	18.5%	3.2%	10.0%	6.4%

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

第4章 看護職員の需給見通し

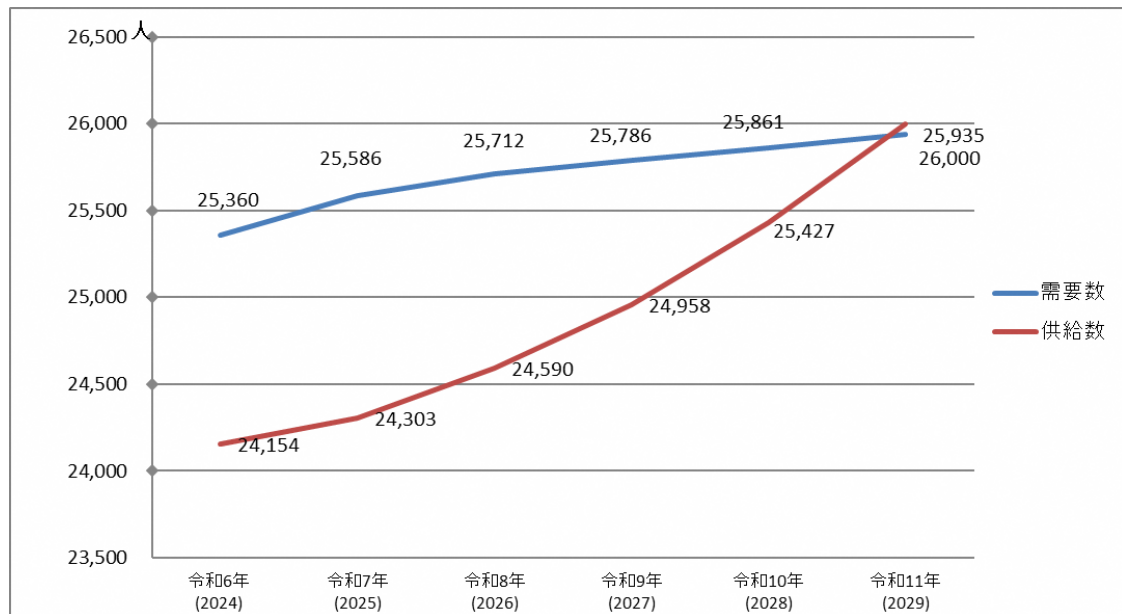
1 令和6年から令和11年までの需給見通し（常勤換算）

表45 看護職員需給見通し（需要数：常勤換算、供給数：実数、常勤換算）

	需要数 (常勤換算) A	供給数（実数）					供給数 (常勤換算) G = F × 常勤 換算率※
		年当初 就業者数 B	新卒就業者 数 C	再就業者数 D	退職等による減少数 E	年末就業者 数 F = B + C + D - E	
令和6年 (2024)	25,360	25,600	720	275	918	25,677	24,154
令和7年 (2025)	25,586	25,676	745	286	853	25,854	24,303
令和8年 (2026)	25,712	25,855	773	298	787	26,139	24,590
令和9年 (2027)	25,786	26,137	801	310	722	26,526	24,958
令和10年 (2028)	25,861	26,527	831	323	659	27,022	25,427
令和11年 (2029)	25,935	27,021	862	337	595	27,625	26,000

※常勤換算率：令和4年末就業届（速報値）の常勤換算数/実人員、供給数（常勤換算）は、職種別に常勤換算数を出して合計したもの

図27 看護職員需給見通し（令和6年～11年）



※参考（需要数（常勤換算）：施設種別毎の内訳）

- ・病院 15,123 人
- ・診療所 3,996 人
- ・助産所 30 人
- ・訪問看護ステーション 983 人
- ・介護保険施設、社会福祉施設等 4,065 人
- ・保健所、市町村、県 984 人
- ・養成機関、その他（事業者等） 754 人
- ・合計 25,935 人

2 需要数及び供給数の考え方

(1) 看護職員の需要数（常勤換算）

「福島県看護職員需給計画策定のための調査」（別添）で、各医療機関等から回答があった需要数を基に今後の増加率を算出し、令和4年末就業届出数（速報値）を基本として需要数を積算しました。

(2) 看護職員の供給数（常勤換算）

令和4年末就業届出数（速報値）を基準として、新卒就業者数及び再就業者数等を加算し、退職等の人数を減算の上、新卒県内就業者及び再就業者の増など今後の確保対策の効果を見込んで算出しました。

○新卒就業者

県内看護師等養成施設の定員の増減見込や既入学者数から卒業見込数を参考に、施設毎に過去の県内就業率から推計しました。

さらに、県保健師等修学資金貸与事業や各種啓発事業などの効果により、県内就業率が上昇するものとして推計しました。

○再就業者

無料職業紹介所である県ナースセンターによるナースバンクによる再就業者の実績に加え、看護師等免許保持者の届出制度による届出者へのきめ細かな支援、ハローワークとの連携によるナースバンク事業の普及啓発の強化や再就業支援の取組の強化による再就業者の増加を見込みました。

○退職者など

「次期福島県看護職員需給計画策定のための調査」から、新卒退職者、中途退職者、定年退職者を基礎とし、離職防止に向けた取組やセカンドキャリアの活用などが進むと見込みました。また、県外からの流入数も、一定程度確保できるものとして推計しました。

第5章 看護職員の確保対策

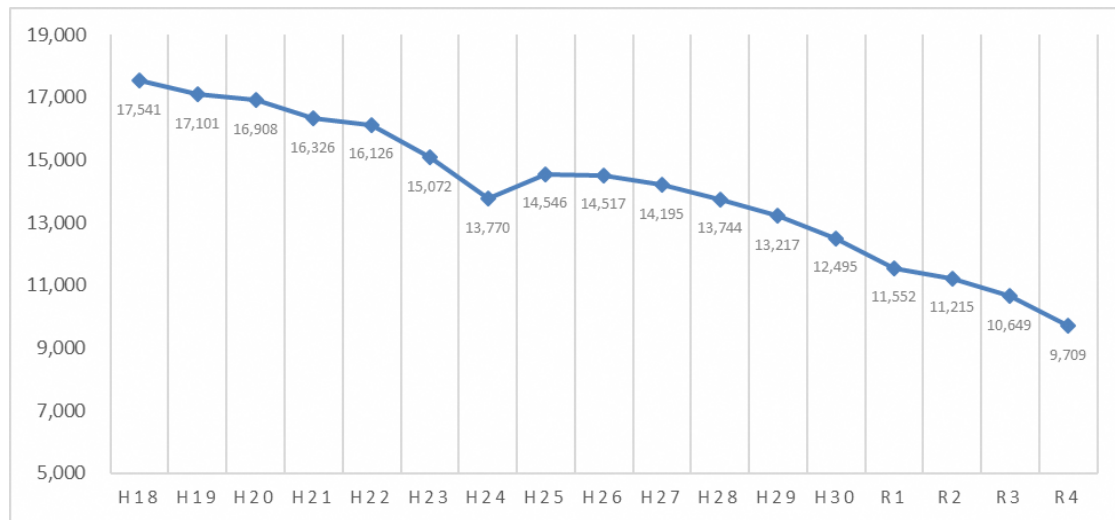
第1 次代の看護を担う人材の育成

現状・課題

1 看護職を目指す学生の確保

- 少子化の進行に伴い、本県においても、18歳人口が減少していくなかで、次代の看護を担う人材を育成するためには、看護職を目指す学生の確保が重要となっています。

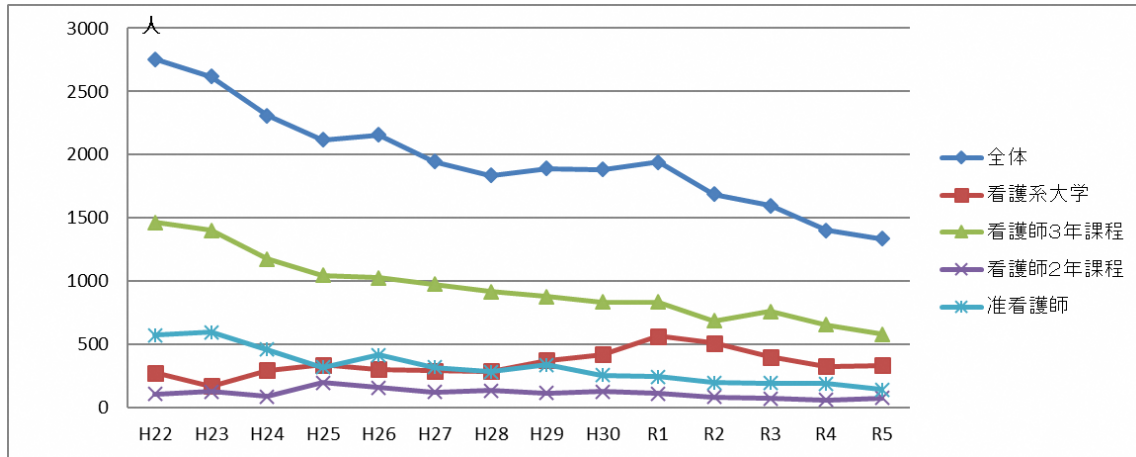
図28 福島県の出生数の推移（令和6年以降に18歳に到達する年の出生数）（人）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

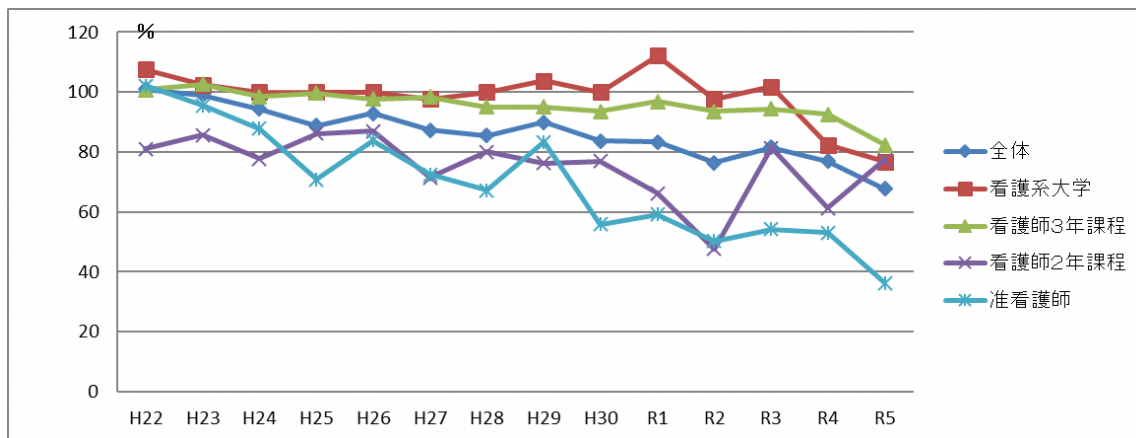
- 県内の看護師等養成施設の受験者は減少傾向にあり、令和5年の入学定員に対する充足率は全体で7割程度となっています。
また、看護師等養成施設の区分により充足率は大きく異なります。
- 少子化が進行する中、看護職を安定的に育成するためには、次代を担う子どもたちの看護への関心や興味を高めるとともに、看護の資格取得等の理解を深めるための普及啓発に医療関係団体、看護師等養成施設や教育庁等、関係機関が連携して、取り組む必要があります。
また、進路の決定に当たっては、保護者や進路指導担当教諭の理解も必要です。
- 普及啓発については、看護職への「憧れ」、看護職のイメージ向上のため、より早い段階から施策等に取り組む必要があります。
- 今後は、社会人に向けた看護師等養成施設入学に関する情報提供や、各看護師等養成所においても社会人入学希望者の受入れに関する配慮が必要となっています。

図29 看護師等養成施設の受験者数



資料：看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

図30 看護師等養成施設の定員充足率



資料：看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

表45 看護師等養成施設の社会人入学者の状況

養成課程別	種別	年度													
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
看護師養成所 (3年課程・統合カリキュラム)	1学年定員	505	505	520	520	520	520	520	520	535	495	495	495	495	495
	入学者	515	519	519	513	509	512	496	501	513	487	468	465	452	413
	社会人入学者	17	27	42	16	22	36	47	39	43	31	30	42	30	35
	社会人入学者 / 入学者	3.4%	5.3%	8.1%	3.1%	4.2%	6.9%	9.0%	7.5%	8.0%	6.3%	6.1%	8.5%	6.1%	7.1%
准看護師養成所 (高等学校を除く)	1学年定員	300	300	280	280	280	280	280	280	280	260	260	260	260	260
	入学者	304	282	244	206	230	196	194	247	163	157	130	151	143	100
	社会人入学者	128	133	122	86	112	102	81	106	75	86	56	56	63	45
	社会人入学者 / 入学者	42.1%	47.2%	50.0%	41.7%	48.7%	52.0%	41.8%	42.9%	46.0%	54.8%	43.1%	37.1%	44.1%	45.0%
合計	1学年定員	805	805	800	800	800	800	800	800	815	775	755	755	755	755
	入学者	819	801	763	719	739	708	690	748	676	644	598	616	595	513
	社会人入学者	145	160	164	102	134	138	128	145	118	117	86	98	93	80
	社会人入学者 / 入学者	17.7%	20.0%	21.5%	14.2%	18.1%	19.5%	18.6%	19.4%	17.5%	18.2%	14.4%	15.9%	15.6%	15.6%

資料：看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

2 看護師等養成所の教育体制の充実

(1) 看護教員・実習指導者等の養成

- 令和5年4月現在の看護師等養成所（大学・高等学校を除く）の専任教員数については、専任教員に必要な研修の未受講者が約1割となっています。

また、実習施設の実習指導者のうち、実習指導者講習会等の未受講者が約3割となっており、専任教員や実習指導者等の養成及び継続教育が必要となっています。

(2) 教育環境

- 看護師等養成所の教育環境の充実を図るため、看護師等養成所の施設整備を支援するとともに民間養成所に対する運営費の補助等を行っています。
- 実習環境の向上を図るため、看護師等養成所における実習指導教員の配置にかかる経費や小規模な実習施設が実習指導者を育成するための経費を支援しています。

施策の方向性と目標

1 看護職を目指す学生の確保

(1) 小学生・中学生・高校生等を対象とした看護職の普及啓発

18歳人口が減少する中、看護職を目指す学生を確保していくためには、進学や職業を選択する早い段階から看護への興味と関心を高めることが必要であり、小・中・高校生への「出前講座」や高校生の「一日看護体験」等、看護に触れる機会を提供するなど、進路を検討する時期を捉えた取り組みを行います。

なお、県が作成する看護職ポータルサイト等のSNSを活用し、看護職の活躍の場等を紹介するとともに、看護学生の学校での生活や、実習時の活動、修学資金の情報等、イメージしやすい情報発信を行うなど、医療関係団体、看護師等養成施設や教育庁等と連携して、看護職の魅力及びやりがい等への理解を深めるための普及啓発に努めます。

また、進路の決定に当たって重要な役割を担う保護者や進路指導担当教諭に対する働きかけを行います。

(2) 看護師等養成施設のPR

看護職を目指す学生や社会人が看護師等の資格取得の方法や県内の養成施設について理解を深めるため、県が作成する看護職ポータルサイト等のSNSを活用し、医療関係団体、看護師等養成施設や教育庁等と連携して、学校案内や学生募集に関する情報の提供や社会人が入学する場合に利用できる制度などの周知に努めます。

2 看護師等養成所の教育体制の充実

(1) 看護教員・実習指導者等の育成

看護師等養成所の専任教員や実習施設における実習指導者の確保、資質の向上を支援するため、関係団体等と連携し、専任教員や実習指導者等の養成及び現任教員などに対する研修を実施し、看護師等養成所や実習施設からの計画的な受講を促進します。

(2) 教育環境の充実

看護師等養成所の円滑な運営や教育施設の整備、教育内容、実習環境の充実を図るための支援を行うとともに、運営状況などに関する調査を実施し、必要に応じ改善を求めるなど適切な指導を行います。

(3) 准看護師養成所から看護師養成所への移行等支援

看護基礎教育制度の動向、看護職員の需給見通し、看護職を志す若い世代のニーズ、また准看護師養成所設置者の意向などを踏まえつつ、准看護師養成所から看護師養成所への移行や准看護師が看護師の資格を取得するための進学課程の設置を支援するとともに、看護師へのキャリアアップを目指す准看護師に対し、県の保健師等修学資金貸与事業により資格の取得を支援します。

第2 県内への就業促進と定着化

現状・課題

1 各地域の医療機関等における看護職員確保対策

- 地域や医療機関等の種別毎に、看護職員の確保状況や、不足する年代や職域、中途離職等、課題が大きく異なることから、当該地域や医療機関等の種別などに対応した県内への就業促進と定着化に取り組む必要があります。

特に、震災等の影響により、相双地域においては、看護職員数が大きく減少しており、地域医療の復興に向けて、看護職員の確保及び定着のための取組を推進する必要があります。

2 新卒看護職の県内への就業促進と定着化

- 本県の看護師等養成施設の卒業者における令和5年3月の県内就業率は、79.5%で平成24年以降上昇傾向にあります。今後も、新卒者の県内就業を促進していく必

要があります。

- 県外からの新卒就業者は平成24年に減少しましたが、その後は増加傾向にあり、県内出身者など県外養成施設在学者への県内就業促進の取組が必要となっています。

3 看護職員の定着に向けた働き続けることができる職場環境づくり

- 「看護職員需給計画策定のための調査」では、新卒者の退職理由として「基礎教育と現場とのギャップ」及び「現代の若者の精神的な未熟さや弱さ」（回答者は看護職員の採用等に関する責任者）が多くなっており、新卒者の離職防止に向けては、新人看護職員への教育体制の充実が求められています。

「その他」には結婚や夫の転勤、進学、体調不良などがあげられています。

- 令和3～4年度福島県ナースセンター^{※6}事業実績によると、ナースバンクに登録している求職者の主な退職時の理由として、求職者側の理由では「結婚」、「出産・育児・子どものため」、「健康上の理由」「転居」「看護の他職場への興味」が多く、職場側の理由では「その他」以外では、「人間関係」、「労働時間への不満」が多くなっており、結婚や出産後も働き続けられるような支援や、勤務環境改善に向けた取組が必要となっています。
- また、特に病院での働き盛りである中堅看護職員の離職が課題となっており、若手看護師への指導や、現場での中核となる看護職員の不足にもつながることから、対応について検討していくことが必要です。
- なお、看護職員の年代については、全国と比較して50代以上の割合が高くなっており、今後も高齢化により、その増加が見込まれます。

50代以上の看護職員に働き続けてもらえるよう、医療の現場における職場環境づくりに取り組むことが重要であり、医療関係団体等、関係機関と連携し、働きかけを行っていくことが必要です。

4 看護職の再就業の促進等

- 県では、無料職業紹介所として県ナースセンターを設置し、ナースバンクを運用していますが、未だ医療機関、看護職の間での認知が十分とは言えない状況を踏まえ、その活用を推進し、看護職の求人・求職情報の利用拡大を図るため、有料職業紹介事業との違いやナースバンク登録のメリット等について理解・促進を図る必要があります。
- 平成27年10月から開始された看護師等免許保持者の届出制度の周知に努め、看護職の再就業を支援していく必要があります。

表46 新卒者の退職理由（複数回答）

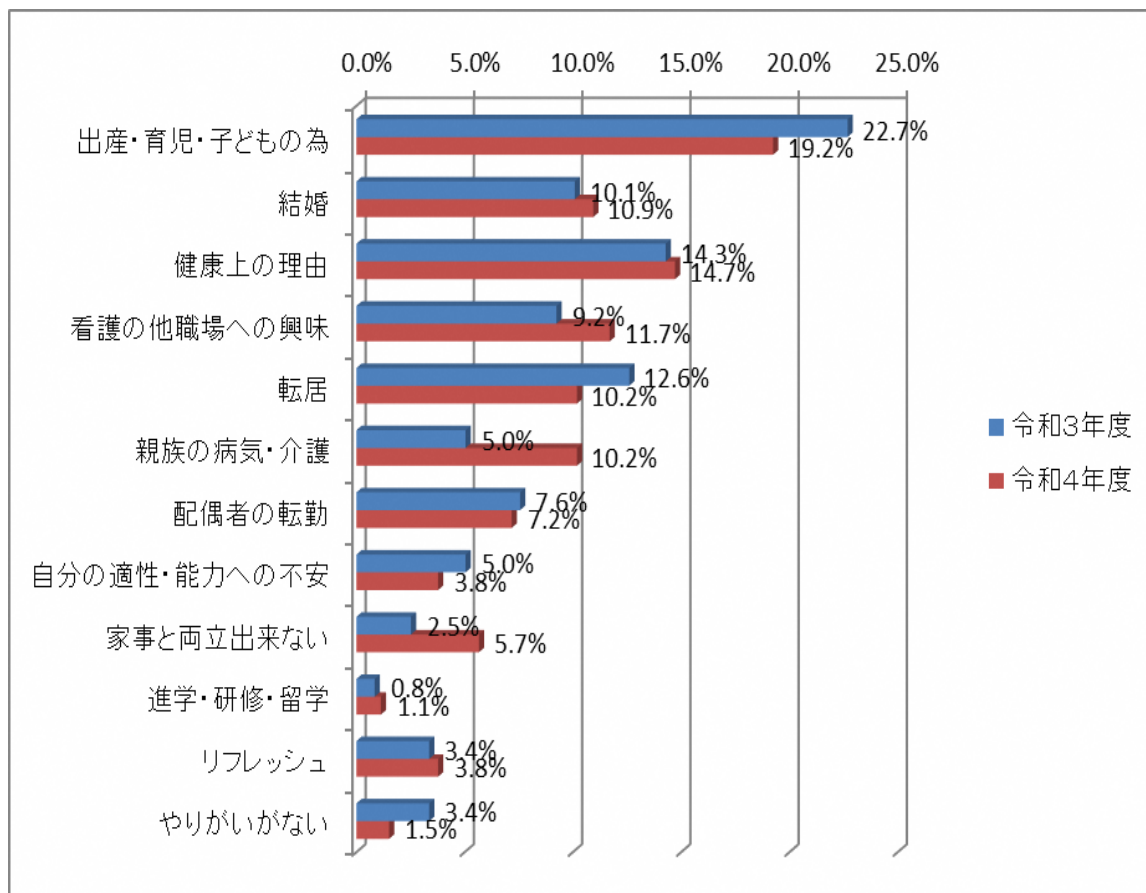
※新卒退職者数 H30：50名、R1：55名、R2：60名、R3：97名

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	基礎教育と現場とのギャップ	現代の若者の精神的未熟さや弱さ	看護職員に従来の高い能力が求められる	個々の看護職員を「認め」「ほめる」ことが少ない	現場の看護職員が新人に教える時間がなくなっている	交代制など不規則な勤務形態による労働負担が大きい	新人を計画的に育成する体制が整っていない	新人が看護の仕事の魅力を感じにくい状況にある	医療事故を起こす不安があり萎縮している	看護業務が整理されていないため、新人が混乱している	若者が置かれた社会状況が経済的自立の必要性を弱めている	震災・原発に対する不安	感染症（新型コロナウイルスを含む）に対する不安	その他	不明
H30	14	15	4	0	4	3	0	5	2	0	0	0	0	22	5
R元	20	20	5	0	0	2	1	4	3	1	0	2	0	22	2
R2	26	22	9	1	4	3	2	1	5	0	0	0	0	14	4
R3	41	33	11	1	6	2	2	2	7	2	0	0	2	20	14
合計	101	90	29	2	14	10	5	12	17	3	0	2	2	78	25

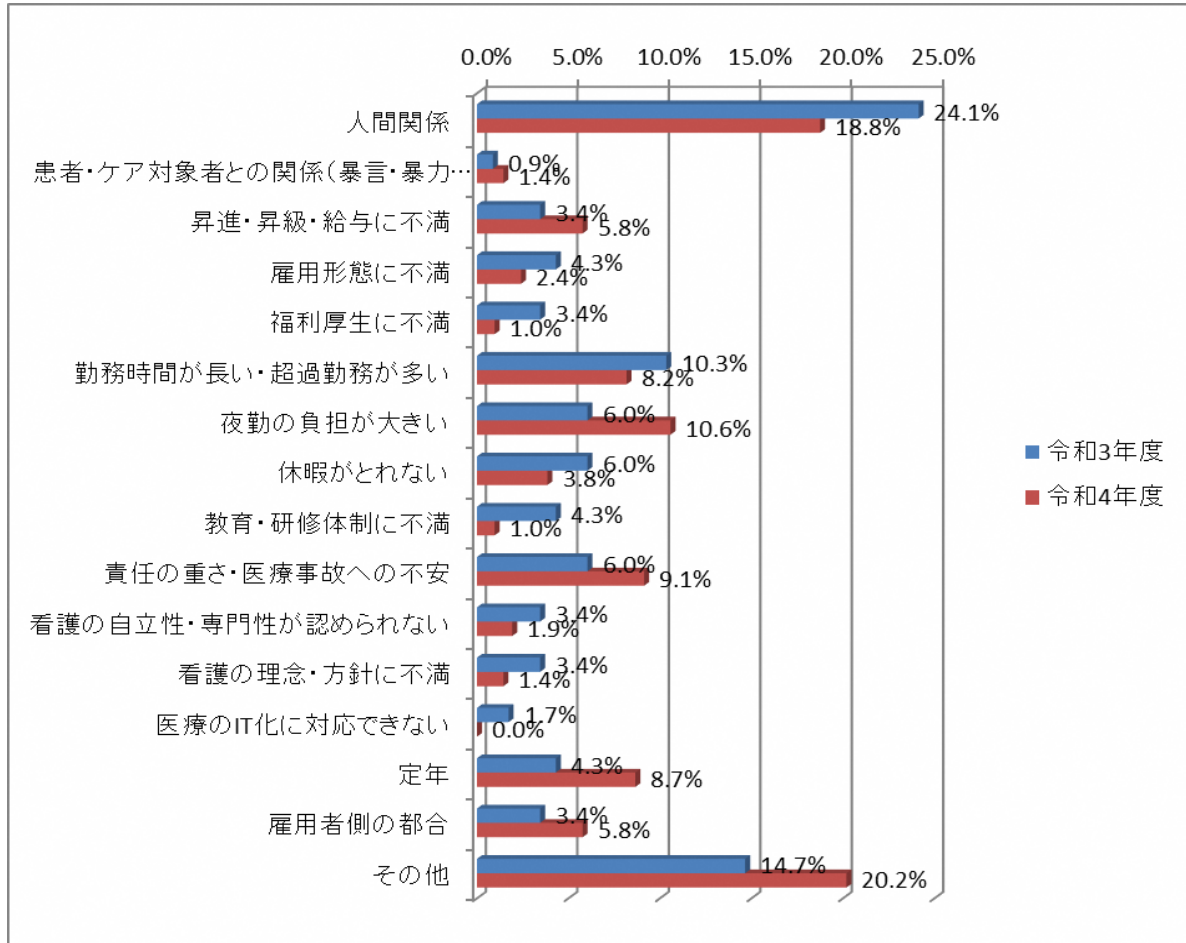
資料：看護職員需給計画策定のための調査（福島県）

図31 ナースバンク求職者の主な退職理由（複数回答）

○求職者側の理由（回答数 令和3年度119件、令和4年度265件）



○勤務場所の理由（回答数 令和3年度116件、令和4年度208件）



資料：県ナースセンター事業報告

施策の方向性と目標

1 各地域の医療機関等における看護職員確保対策

(1) 医療機関等の看護職員確保の取組への支援

各地域の市町村、関係機関等との連携のもと、各医療機関における看護職員の確保及び定着を図るための取組を支援します。

(2) 相双地域の医療機関等の情報発信

県が作成する看護職ポータルサイトや、地域の現状を知ることが出来るバスツアー等、看護学生への普及啓発事業により、相双地域の医療機関等の情報を積極的に発信します。

2 新卒看護職の県内への就業促進と定着化

(1) 県内の就業情報等の提供

県内・県外の看護師等養成施設の在学者が、県内の各医療機関等の概要や募集などに関する情報が入手できるよう、医療機関等や看護師等養成施設、医療関係団体、

県ナースセンター、ハローワーク等、関係機関と連携し、様々な広報媒体を活用し、就職情報の提供、就業相談・支援等に努めます。

また、県が作成する看護職ポータルサイト等のSNSの活用や、上記関係機関に加え、教育庁と連携した情報発信の強化により、看護師等養成所に入学する前から、県の修学資金、各医療機関等の奨学金、県内の各医療機関等の情報に触れる機会を増やします。

(2) 保健師等修学資金の貸与等による県内就業の促進

看護職の資格取得を支援するため、県内及び県外の養成施設の在学者や県内高等学校の在学者に対し、県の保健師等修学資金貸与事業の周知に努めます。

(3) 新人看護師等に対する研修の充実

新卒看護師等が基本的な臨床実践能力を身につけられるよう、病院が新人看護職員研修ガイドライン（改訂版平成26年2月策定、平成26年3月24日厚生労働省医政局看護課長通知）に沿った研修が実施できるよう支援します。

3 看護職員の定着に向けた働き続けることができる職場環境づくり

(1) 看護職員が働きやすい職場環境づくりの促進

労働局や医療関係団体等との連携・協働により、医療機関等における職場環境の実態の把握に努め、看護職員が働きやすい職場環境づくりを促進します。

(2) 勤務環境改善に対する取組への支援

看護職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や好事例の紹介等を行うとともに、スタッフステーションなど看護職員が働く職場環境の改善を支援し、看護職員の定着を促進します。

また、医療勤務環境改善支援センターが行う看護職員を含めた医療従事者全体の勤務環境改善の取組を推進するなど、医療関係団体等、関係機関と連携し、働きかけを行っていきます。

(3) ライフサイクルに応じた看護職員の就業支援

子どもを持つ看護職員の離職防止や再就業支援のため、病院内保育所の設置を促進するとともに、運営への支援を行います。

また、看護職員がライフサイクルやスタイルに合わせて柔軟な働き方を選択し、キャリアの継続や新たなキャリアの形成ができるよう効果的な取組について検討します。

4 看護職への再就業支援等

(1) 県ナースセンターによる再就業支援等

無料職業紹介所として県ナースセンターを設置し、ナースバンクを運用しており、就業相談業務や職業紹介業務等を行うとともに、ハローワークと連携して巡回相談会等を実施するなど、求人・求職のマッチングを行います。

また、県が実施する病院を対象にした「定期医療従事者数調査」等において、看護職員数に大きな変動等があった場合には、病院の意向を確認した上で、県ナースセンターの相談員を派遣して看護職員の採用活動等に関する相談に応じるなど、支援を行います。

更に、いわき市に県ナースセンターのサテライトを設置し、地域の各医療機関等の状況を熟知した看護職免許を有する相談員による就業相談を行うなど、支援の充実を図っており、その実績も踏まえながら、県内における体制の強化に取り組みます。

なお、就業前の看護学生なども含め、様々な機会をとらえて県ナースセンターの周知を行うなど、活用を推進し、看護職の求人・求職情報の利用拡大を図ります。

(2) 潜在看護職の再就業の促進

離職した看護職の再就業を促進するため、平成27年10月から開始された離職届出制度を活用し、離職者のニーズに応じてきめ細かな支援を行います。

また医療機関や看護団体等と連携し、職場復帰に向けた知識・技術等の習得に向けた研修の開催等に努めます。

(3) 緊急時における潜在看護職の活用

緊急時（災害時、感染拡大時）にワクチン接種や避難所対応を行う市町村等を支援するため、ナースバンクの情報を基に、それら業務への就業を希望する潜在看護職員の登録制度を運用するなど、体制の構築について取り組みます。

第3 看護職員の資質の向上

現状・課題

1 各地域の医療ニーズに応じた看護力の向上

- 地域や医療機関等の種別毎に、医療ニーズは異なることから、当該地域や医療機関等の種別などに対応した看護職員の資質向上に取り組む必要があります。

特に、相双地域においては、震災の影響により、人材育成や看護の質の確保に対する取組の中核を担っていた中堅看護職員が多数離職したため、院内研修体制の再構築や看護力の向上が課題となっています。

2 看護職員の専門性の向上

- 少子高齢化の進行により人口構造が急速に変化しており、慢性的な疾患や複数の疾患をかかえる方、認知症の高齢者などが増加しており、看護職員には安全で質の高い看護の提供が求められています。
- 県では、認定看護師や専門看護師などの育成にかかる経費を支援しており、令和4年12月現在、認定看護師は275人、専門看護師は19人で、平成28年と比較し着実に配置が進んでいます。

看護の質の向上を図るため、今後さらに、認定看護師、専門看護師など専門性の高い看護師を育成し医療機関などへの配置を促進していく必要があります。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関等では感染者への対応や、院内感染対策等、これまで経験したことがない対応を求められました。

様々な感染症リスクへの対応の要として、専門的な知識・技術を有する感染管理認定看護師の養成・確保が求められています。

- また、死因の一位であるがんについて、看護実践能力の向上を目指し、平成19年度から都道府県がん診療連携拠点病院でがん看護の専門研修を実施しています。受講者から、がん関連分野の認定看護師の資格を取得した者も多く、地域がん診療連携拠点病院の人材育成が進んだことから、平成29年度からは地域がん診療連携拠点病院においても、がん看護の研修を実施しています。

3 在宅ケアの推進

- 退院支援加算や退院後訪問指導料が導入されるなど入院から在宅への移行支援が重要視されており、疾病や障がいがあっても住み慣れた地域で暮らしていくことを

支えていくため、訪問看護の充実や施設間の看護職の連携、また多死社会の到来において在宅看取りへの対応などが課題となっており、訪問看護に従事する人材の育成等が求められています

4 医師等と看護職員の連携・協働によるチーム医療の推進

- 看護職員にはチーム医療を推進するため、専門性の発揮が求められるとともに、役割や就業の場が拡大しております。診療の補助として行われる医療行為については、看護職に認められている業務範囲の中で、その役割への期待が大きくなっています。
- 平成27年10月から開始された「特定行為に係る看護師の研修制度」では、医師、歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行う「特定行為（診療の補助）」が明確になり、特定行為研修により今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師を育成していくことが求められており、タスク・シフトにおいても、重要な役割を担うと期待されています。
- また、妊産婦等への質の高いケアを実現するため、医師等と助産師の連携・協働による院内助産や助産師外来の設置の推進や、助産師の実践力の向上に向けた取組が求められています。

表47 福島県認定看護師認定者数

単位：人

年	H30	R1	R2	R3	H4 12月現在
感染管理(A課程)	32	34	35	34	30
感染管理(B課程)				1	3
認知症看護(A課程)	19	24	30	30	30
認知症看護(B課程)				1	4
緩和ケア(A課程)	30	29	30	29	27
緩和ケア(B課程)				2	5
がん化学療法看護(A課程)	24	24	25	23	21
がん性疼痛看護(A課程)	7	7	9	10	9
がん放射線療法看護(A課程)	2	2	3	3	3
がん薬物療法看護(B課程)				1	2
乳がん看護(A課程)	5	6	6	6	5
乳がん看護(B課程)					1
皮膚・排泄ケア(A課程)	38	38	37	26	20
皮膚・排泄ケア(B課程)				12	19
摂食・嚥下障害看護(A課程)	11	12	15	16	14
摂食嚥下障害看護(B課程)				2	5
救急看護(A課程)	12	12	12	13	13
小児救急看護(A課程)	2	2	2	1	1
クリティカルケア(B課程)				5	7
集中ケア(A課程)	10	11	11	7	8
慢性心不全看護(A課程)	5	7	7	7	7
糖尿病看護(A課程)	10	10	10	5	2
糖尿病看護(B課程)				4	7
腎不全看護(B課程)					1
訪問看護(A課程)	7	8	8	5	5
在宅ケア(B課程)				2	2
新生児集中ケア(A課程)	5	5	7	6	5
不妊症看護(A課程)	2	2	2	2	2
脳卒中リハビリテーション看護(A課程)	5	6	6	6	5
脳卒中看護(B課程)				1	1
透析看護(A課程)	4	3	3	3	3
手術看護(A課程)	3	3	3	3	3
慢性呼吸器疾患看護(A課程)	4	5	5	3	3
呼吸器疾患看護(B課程)				2	2
合計	237	250	266	271	275

※認定看護師：高度化し専門分化が進む医療の現場において、水準の高い看護を実践できると認められた看護師。「認定看護分野」ごとに日本看護協会が認定している。（日本看護協会資料より抜粋）

資料：日本看護協会都道府県別認定看護師登録数（各年12月末日現在）

表48 福島県専門看護師認定者数 単位：人

	H30	R1	R2	R3	H4 12月現在
がん看護	7	7	6	7	7
精神看護	5	5	4	4	4
急性・重症患者看護	2	2	3	3	3
在宅看護	2	2	3	3	3
小児看護	1	1	1	1	1
感染症看護	1	1	1	1	1
老人看護	1	1	1	1	
合計	19	19	19	20	19

※専門看護師：水準の高い看護を効率よく行うための技術と知識を深め、卓越した看護を実践できると認められた看護師で、「専門看護分野」ごとに日本看護協会が認定している。（日本看護協会資料より抜粋）

資料：日本看護協会都道府県別専門看護師登録数（各年12月末日現在）

表49 福島県認定看護管理者認定者数 単位：人

	H30	R1	R2	R3	R4年 12月末
認定看護管理者認定者	65	69	65	60	61

※認定看護管理者：病院や介護老人保健施設などの管理者として必要な知識を持ち、患者・家族や地域住民に対して質の高いサービスを提供できるよう組織を改革し、発展させることができる能力を有すると認められた看護師で、日本看護協会が認定している。（日本看護協会資料より抜粋）

資料：日本看護協会都道府県別認定看護管理者登録数（各年12月末日現在）

施策の方向性と目標

1 各地域の医療ニーズに応じた看護力の向上

(1) 各地域の医療ニーズに応じた看護力の向上

地域や医療機関の種別毎に異なる医療ニーズに対応した看護職員の資質の向上に向け、支援を行います。

(2) 相双地域の医療機関における院内教育体制の充実

相双地域の看護力の向上のため、県内医療機関との連携のもと、ニーズに合わせた分野の認定看護師を派遣するなど、院内における集合研修やOJT^{※7}の充実に向けた支援を行います。

2 看護職員の専門性の向上

(1) 認定看護師等の養成支援

看護の質向上に向け、医療機関における認定看護師、アドバンス助産師など専門

性の高い看護職員の配置を促進するための支援を行います。また、地域の中小規模の病院や介護保険施設などのニーズに合わせた分野の認定看護師を派遣することにより当該地域における看護力の向上を図ります。

(参考) アドバンス助産師 令和5年6月現在：県内 193 名

(2) がん等専門分野の資質向上

社会のニーズや保健・医療・福祉制度の動向等を踏まえ、がん看護など専門分野における質の高い看護職員を育成するための研修等を実施します。

(3) 感染症に関する看護人材の養成

新興感染症を含む、様々な感染症リスクに対応するため、県内に感染管理認定看護師教育課程を開講させるなど、感染症に関する専門的な知識や技術を有する感染管理認定看護師の養成を進めます。

(4) 助産師の実践力の向上

卒後においても、助産師としての助産技術の習得、様々な実務経験等、キャリアデザインにつながるよう、医療関係団体等、関係機関と連携し、新人助産師を対象とした研修会を実施するなど、現任者教育の充実を図ります。

3 在宅ケアの推進

(1) 訪問看護従事者の養成及び資質向上

訪問看護に従事する人材の育成を行うとともに、関係団体と連携し訪問看護従事者の資質向上を支援します。

地域包括ケアシステムにおいて訪問看護の果たす役割は大きく、国が実施する研修等に職員を派遣し人材の育成を図ります。

(参考) 訪問看護ステーション従事者数：令和4年12月現在：841 名

4 医師等と看護職員の連携・協働によるチーム医療の推進

(1) 特定行為研修修了者の養成支援

病院や訪問看護ステーションなどの看護師を特定行為研修に派遣する際に必要な経費を補助することにより特定行為研修修了者の増加を図るとともに、研修制度

の理解促進など修了者が安心して活動できる環境整備に努めます。

また、関係機関や団体と連携し、特定行為研修の普及啓発を強化し、看護師が身近な地域で研修を受講できるよう指定研修機関や協力施設の拡充など研修環境の充実に努めます。

(2) 特定行為の推進

病院管理者等向けセミナーを開催するなど、医師、病院経営者の特定行為研修制度への理解を促進するための取り組みを進めます。

また、指導者養成講習会を開催するなど、県内の看護師特定行為研修における指導者育成のための取組を進めます。

(3) 看護職員のネットワーク及び多職種連携の推進

各医療機関や地域の実情に応じて、医師や保健・医療従事者、福祉・介護職員、事務職員等との適切な連携のもとに、チーム医療の担い手として看護の専門性を発揮できるよう看護管理者や関係団体などの連携を促進するとともに、施設のニーズに応じて助産師等看護職員の出向を支援するなど専門性の向上を図ります。

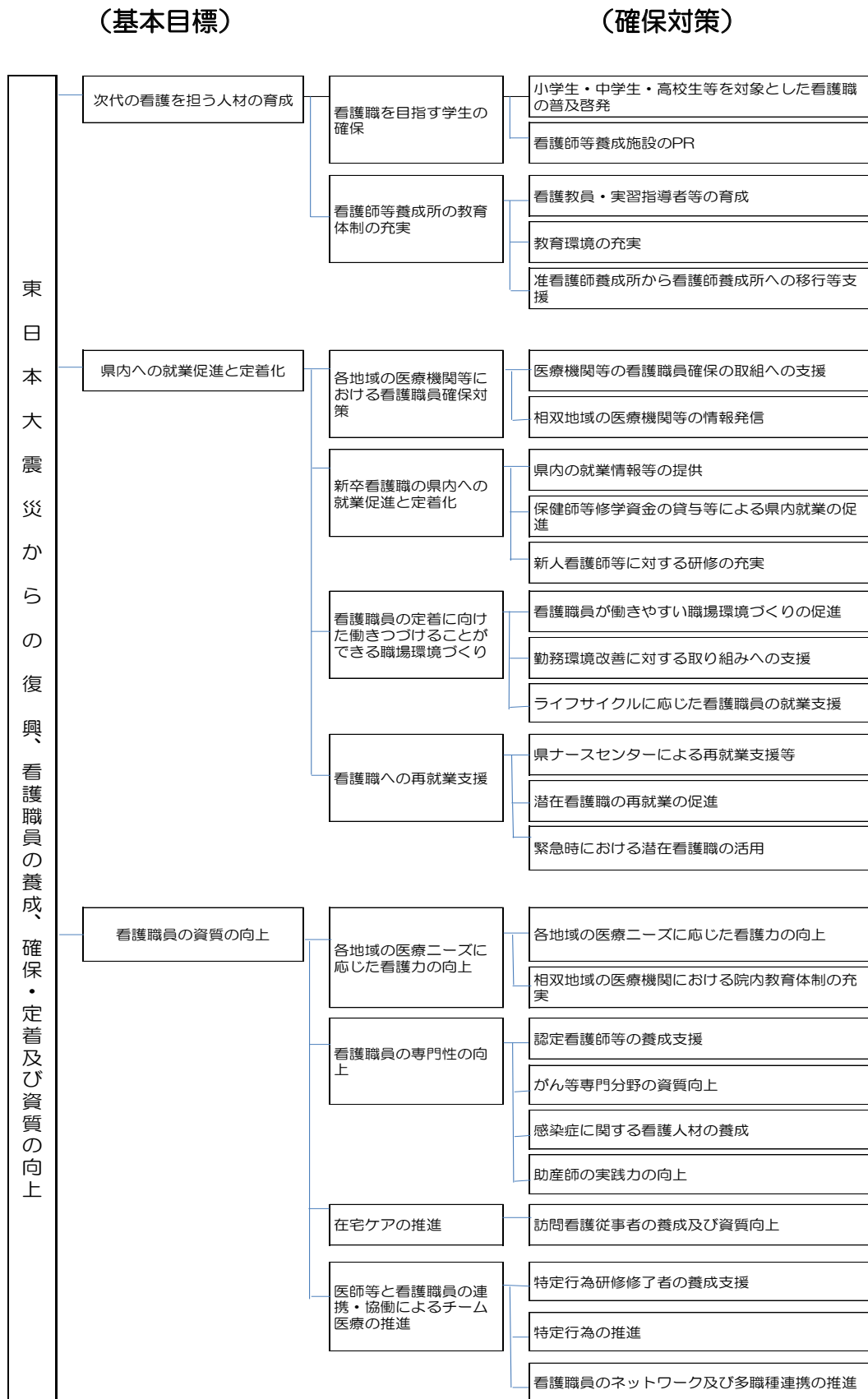
また、学生の頃から他職種の業務を理解できるよう関係団体などが実施する研修会等の開催を支援します。

指標及び数値目標

看護職員の確保対策を踏まえ、計画期間の指標及び目標値を設定します。

NO	指標	現 状	目 標 値	備 考
		(令和5年度)	(令和11年度)	
1	看護師等養成所の 入学定員に対する充足率	67.8% (R5.4.1)	80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ■データの出典 看護学校養成所入学状況及び 卒業生就業状況調査 ■算定式 充足率=入学者 / 入学定員 ■時点 各年4月1日現在
2	新卒者(就業者)の 県内就業率	79.5% (R5.3.31)	88%以上	<ul style="list-style-type: none"> ■データの出典 看護学校養成所入学状況及び 卒業生就業状況調査 ■算定式 県内就業率=新卒者の県内就業 者 / 新卒者の就業者数 ■時点 各年3月末日現在
3	再就業者数	294人 (R5.3.31)	337人以上	<ul style="list-style-type: none"> ■データの出典 福島県ナースセンターからの報告 ■算定式 ナースバンク登録者就業者数(連 携事業によるハローワーク就業者 数を含む) ■時点 各年3月末日現在
4	認定看護師数	275人 (R4.12.31)	352人以上	<ul style="list-style-type: none"> ■データの出典 日本看護協会都道府県別 認定看護師登録者数 ■時点 各年12月末日現在
5	特定行為研修修了者数	219人 (R5.3.31)	492人以上	<ul style="list-style-type: none"> ■データの出典 福島県内指定研修機関の状況(医 療人材対策室調べ) ■時点 各年3月末日現在
補完指標				
補1	感染管理認定看護師数	35人 (R4.12.31)	59人以上	<ul style="list-style-type: none"> ■データの出典 日本看護協会都道府県別 認定看護師登録者数及び医療人 材対策室調べ ■時点 各年12月末日現在
補2	特定行為研修修了者 就 業者数	195人 (R4.12.31)	457人以上	<ul style="list-style-type: none"> ■データの出典 看護師等業務従事者届 ■時点 各年12月末日現在

看護職員確保対策の概要図



用語解説

※1 看護職員・看護職

本計画のなかでは、看護職は、保健師・助産師・看護師・准看護師の資格を有する者、看護職員は、そのうち就業している者を指しています。

※2 潜在看護職

保健師・助産師・看護師・准看護師の資格を有しているが、就業していない者を指しています。

※3 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるという考え方です。

※4 特定行為に係る看護師の研修制度

医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し確保していく必要があるとして、その行為を特定し研修制度を創設し、その内容を標準化したものです。保健師助産師看護師法第37条の2に「特定行為を手順書により行う看護師は指定研修機関において当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない」と規定されています。(平成27年10月1日施行)

※5 看護職員の離職届出制度

看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者を把握し都道府県ナースセンターが離職後も一定のつながりを確保しライフサイクル等を踏まえて適切なタイミングで復職研修等の必要な支援を行うなど看護職員の復職支援を強化することを目的に創設された制度です。「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第16条の3に「看護師等の届出等」が規定されています。(平成27年10月1日施行)

※6 県ナースセンター・ナースバンク

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき看護職員の就業の促進・確保の拠点として、都道府県毎にナースセンターを1か所指定しており、看護師等の就業等の調査、相談、情報提供、無料の職業紹介事業等を行っております。本県では、公益社団法人福島県看護協会がその指定を受けています。

ナースバンクとは、県ナースセンターにおいて、仕事を探している看護職の方、看護職を雇用したい施設にそれぞれ登録していただき、無料で職業紹介を行っているところです。

※7 OJT

「On the Job Training」の略です。

上司や先輩と実際に仕事をするなかで、業務上必要な知識・技術・態度を身につける教育訓練手法で、実際の職場で日常業務に就きながら行います。

參 考 資 料

職種別需給見通し（常勤換算）

- 需要数は、令和4年末就業届（速報値）の就業者数（常勤換算）を基本に「福島県看護職員需給計画策定のための調査」により施設・職種毎の需要数（常勤換算）を算出したもの。
- 供給数は、令和4年末就業届（速報値）の就業者数（実人員）を基本に、新卒就業者（実人員）、再就業者（実人員）を加算し、退職等による減少数（実人員）を減算し、令和4年末就業届（速報値）の職種別常勤換算率から常勤換算数を推計したもの。

【全職種】

（単位：人）

	R4.12.31(基準値) (2022)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
需要数	病院	14,890.0	14,804.1	14,903.2	15,002.7	15,050.5	15,081.9	15,122.8
	診療所	3,881.0	3,886.8	3,957.5	3,942.0	3,964.2	3,984.5	3,995.7
	助産所	21.0	27.3	27.3	28.8	28.8	28.8	29.8
	訪問看護ステーション	680.0	895.0	928.3	947.4	960.3	973.3	983.0
	介護保険施設、社会福祉施設等	3,608.0	4,008.9	4,036.2	4,057.2	4,063.6	4,054.4	4,065.6
	保健所、市町村、県	911.0	987.7	983.8	983.8	983.8	983.8	983.8
	養成機関、その他(事業所等)	901.0	749.8	749.8	749.8	734.6	754.3	754.3
	計 (A)	24,892.0	25,359.5	25,586.0	25,711.7	25,785.9	25,861.1	25,935.1
供給数	年当初就業者数 実人員 (B)	25,575	25,600	25,327	25,531	26,138	26,527	27,021
	新卒就業者数 実人員 (C)	733	720	745	773	801	831	863
	再就業者数 実人員 (D)	178	275	286	298	158	323	337
	退職等による減少数 実人員 (E)	855	894	827	762	675	632	568
	供給計 実人員 (F) (F)=(B)+(C)+(D)-(E)	25,631	25,701	25,531	25,840	26,422	27,049	27,653
	供給数 常勤換算数 (H) (H)=(F)×(G)	24,104.2	24,154.7	24,322.0	24,589.6	24,958.4	25,426.7	25,999.8
	過不足 (I)=(H)-(A)	△ 788	△ 1,205	△ 1,264	△ 1,122	△ 827	△ 434	65

※全職種は下記の職種別の需要数及び供給数の合計。

【保健師】

（単位：人）

	R4.12.31(基準値) (2022)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
需要数	病院	63.0	80.7	86.0	87.5	89.6	91.2	92.7
	診療所	34.0	36.5	37.1	38.9	39.6	41.4	42.0
	助産所	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	訪問看護ステーション	5.0	6.9	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
	介護保険施設、社会福祉施設等	18.0	43.3	43.3	47.7	47.7	47.7	47.7
	保健所、市町村、県	773.0	822.6	822.6	822.6	822.6	822.6	822.6
	養成機関、その他(事業所等)	148.0	130.3	130.3	130.3	130.3	136.5	136.5
	計 (A)	1,041.0	1,121.3	1,127.5	1,135.2	1,138.0	1,147.5	1,149.7
供給数	年当初就業者数 (B)	1,103	1,120	1,128	1,135	1,141	1,147	1,152
	新卒就業者数 (C)	13	14	14	14	14	14	14
	再就業者数 (D)	4	7	7	7	7	7	7
	退職等による減少数 (E)	8	13	14	15	15	16	16
	供給計 実人員 (F) (F)=(B)+(C)+(D)-(E)	1,112	1,128	1,135	1,141	1,147	1,152	1,157
	常勤換算率 (G) (G)=1,071.8/1,112	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964	0.964
	供給数 常勤換算数 (H) (H)=(F)×(G)	1,071.8	1,087.2	1,094.0	1,099.8	1,105.5	1,110.4	1,115.2
過不足 (I)=(H)-(A)	31	△ 34	△ 34	△ 35	△ 32	△ 37	△ 35	

※常勤換算率 (G) は、令和4年12月末就業届の常勤換算数（速報値）と実人員の比（常勤換算数/実人員）

【助産師】

(単位:人)

	R4.12.31(基準値) (2022)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
需要数	病院	333	381.3	382.5	394.3	399.1	403.8	410.9
	診療所	127	128.9	136.5	144.2	151.8	159.4	167.0
	助産所	20	25.3	25.3	26.8	26.8	26.8	26.8
	訪問看護ステーション	0	3.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
	介護保険施設、社会福祉施設等	0	5.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4
	保健所、市町村、県	6	23.7	23.7	23.7	23.7	23.7	23.7
	養成機関、その他(事業所等)	37	35.4	35.4	35.4	33.7	33.7	33.7
	計 (A)	523	603.3	614.1	635.1	645.7	658.1	672.8
供給数	年当初就業者数 (B)	563	620	635	649	663	677	690
	新卒就業者数 (C)	24	24	24	24	24	24	24
	再就業者数 (D)	5	3	3	3	3	3	3
	退職等による減少数 (E)	△ 12	△ 12	△ 13	△ 13	△ 13	△ 14	△ 14
	供給計 実人員 (F) (F)=(B)+(C)+(D)-(E)	604	635	649	663	677	690	703
	常勤換算率 (G) (G)=564.4 / 604	0.934	0.934	0.934	0.934	0.934	0.934	0.934
	供給数 常勤換算数 (H) (H)=(F)×(G)	564.4	593.4	606.4	619.5	632.6	644.8	656.9
	過不足 (I)=(H)-(A)	41	△ 10	△ 8	△ 16	△ 13	△ 13	△ 16

※常勤換算率 (G) は、令和4年12月末就業届の常勤換算数 (速報値) と実人員の比 (常勤換算数/実人員)

【看護師・准看護師】

(単位:人)

	R4.12.31(基準値) (2022)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
需要数	病院	14,494.0	14,342.1	14,434.8	14,520.9	14,561.8	14,587.0	14,619.2
	診療所	3,720.0	3,721.4	3,783.8	3,758.9	3,772.9	3,783.8	3,786.7
	助産所	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0
	訪問看護ステーション	675.0	884.8	916.8	935.8	948.8	961.8	971.5
	介護保険施設、社会福祉施設等	3,590.0	3,960.2	3,986.5	4,003.2	4,009.5	4,000.3	4,011.6
	保健所、市町村、県	132.0	141.4	137.5	137.5	137.5	137.5	137.5
	養成機関、その他(事業所等)	716.0	584.1	584.1	584.1	570.6	584.1	584.1
	計 (A)	23,328.0	23,635.0	23,844.5	23,941.4	24,002.2	24,055.5	24,112.6
供給数	年当初就業者数 (B)	23,909	23,860	23,914	24,071	24,334	24,703	25,179
	新卒就業者数 (C)	696	682	707	735	763	793	825
	再就業者数 (D)	169	265	276	288	300	313	327
	退職等による減少数 (E)	859	893	826	760	694	630	566
	供給計 実人員 (F) (F)=(B)+(C)+(D)-(E)	23,915	23,914	24,071	24,334	24,703	25,179	25,765
	常勤換算率 (G) 看護師 (G)=17291.5/18236 准看護師 (G)=5176.5/5679	0.948 0.912	0.948 0.910	0.948 0.908	0.948 0.906	0.948 0.904	0.948 0.902	0.948 0.900
	供給数 常勤換算数 (H) (H)=(F)×(G)	22,468.0	22,474.1	22,621.6	22,870.3	23,220.3	23,671.6	24,227.7
	過不足 (I)=(H)-(A)	△ 860	△ 1,161	△ 1,223	△ 1,071	△ 782	△ 384	115

※常勤換算率 (G) は、令和4年12月末就業届の常勤換算数 (速報値) と実人員の比 (常勤換算数/実人員)、准看護師は過去の推移から常勤換算率の低下を見込む。

次期福島県看護職員需給計画策定のための調査

調査票の記入者 必須

施設名：

職名： 氏名：

電話： Eメールアドレス：

【記入上の注意】

- 1 調査票の回答は、看護職員の採用等に関する責任者をお願いします。
- 2 特に期日の指定がない場合には、令和4年12月31日現在の状況を記入してください。
- 3 看護職員とは、保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
- 4 数値で回答する設問において、実績なし、該当なしの場合には、空欄とせず「0」を記入してください。
- 5 斜線の箇所は、記入不要です。
- 6 黄色着色セルは必ず回答してください。
- 7 「看護職員の採用、退職の状況」で過去の状況が不明の場合は、可能な範囲で入力ください。

令和4年12月
福島県医療人材対策室

1. 基本情報

- ・ 令和4年12月31日現在で記入してください。 必須

(1) 施設の名前を記入してください。

施設名

(2) 真備施設の所在地(市町村名)を記入してください。 必須

市町村名

(3) 真備施設の施設区分は次のうちどれですか。あてはまる番号を回答欄に記載してください。 必須

- 病院 診療所(有床) 診療所(無床) 介護所 訪問看護ステーション 介護福祉施設等 社会福祉施設
 行政機関(県・市町村等) 施設機関(事業所含む)
- 回答欄

(4) 真備施設の勤務形態は次のうちどれですか。あてはまる番号を回答欄に記載してください。 必須

- 日勤 2交代制 3交代制 2交代又は3交代の選択制 その他()
- 回答欄 その他の
種別名

(5) 多様な勤務形態の導入について

① 多様な勤務形態について、導入しているものだけをつけてください。(あてはまるものすべて)。 必須

項目	導入	検討中	項目	導入	検討中
1 短時間正職員制度			6 勤務時間外の確保		
2 フレックスタイム			7 交代制勤務時間等の選択		
3 ジョブ・シェアリング			8 在宅勤務制		
4 時差出勤・時差就業			9 その他		
5 正職員勤務時間制					

・短時間正職員：フルタイムの正職員より一週間の所定労働時間が短い正職員
 ・フレックスタイム：勤務時間を労働者が決定する。通常は一部のコアタイムが含まれる。
 ・ジョブ・シェアリング：複数の労働者が一つのフルタイムの仕事を担当し、給与は働いた時間で使分する。
 ・時差出勤・時差就業：勤務の開始・終了時間を労働者によって変えること
 ・正職員勤務時間制：通常よりも短い期間での勤務時間を奨励する。
 例) 週5日勤務から週4日勤務に変更し、勤務時間は同じ(5日分)とする

※「その他」に記入した場合には、下記に具体的な内容を記入してください。

② 多様な勤務形態の導入としての勤務形態の整備について、法定外で実施している制度のうち、あてはまる番号を回答欄に記載してください。 必須

	なし	検討中	規定ではないが 運用で有効	規定に明記	回答欄
1 育児・介護の理由以外の短時間勤務制度	1	2	3	4	
2 年休が半日単位で取得できる制度	1	2	3	4	
3 年休が時間単位で取得できる制度	1	2	3	4	
4 能力開発のための休暇・休職制度	1	2	3	4	
5 社会貢献・ボランティアのための休暇・休職制度	1	2	3	4	
6 育児・介護の理由以外の夜勤への配慮(夜勤の免除や勤務制)	1	2	3	4	
7 治療と職業生活の両立のための支援制度(がん治療・不妊治療・臨産等)	1	2	3	4	
8 退職した職員の再雇用制度	1	2	3	4	

(6) 休職・休職の取得状況など

・ 看護職員の前年30年度～令和3年度の休職取得状況について記入してください。

年度	年次有給休暇				産前・産後休暇				育児休暇				介護休暇				その他の休職・休職			
	H30年	R1年	R2年	R3年	H30年	R1年	R2年	R3年	H30年	R1年	R2年	R3年	H30年	R1年	R2年	R3年	H30年	R1年	R2年	R3年
1 1人当たり取得日数(日)																				
2 取得者数(人)																				
3 1人当たり平均取得日数(日)																				
4 代替職員の確保状況(人) ※常勤換算																				

※その他の休職・休職に記入した場合は、具体的な内容を記入してください。

(7) 日本看護協会が公表した「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」および「就業環境が可能な看護職の働き方の提案」の勤務編成の基準の実施、取り組み状況について、あてはまる番号を空欄欄に記載してください。(明瞭および有誤診療所のみ回答します)

項目	実施している	実施していない		計
		現在検討している	取り組む予定はない	
1 勤務と睡眠の時間は11時間以上あげる	1	2	3	
2 勤務の充実時間は13時間以内とする	1	2	3	
3 夜勤回数は、三交代制勤務は月8回以内を基本とする(三交代制勤務のある施設のみご回答ください)	1	2	3	
4 夜勤の連続回数は2連続(2回)までとする	1	2	3	
5 連続勤務日数は6日以内とする	1	2	3	
6 休憩時間は夜勤の途中で1時間以上を確保する	1	2	3	
7 夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する	1	2	3	
8 夜勤後の休養について、1回の夜勤後にはおおよそ24時間以上を確保する	1	2	3	
9 夜勤後の休養について、2回連続夜勤後にはおおよそ48時間以上を確保する	1	2	3	
10 少なくとも1か月に1回は土曜・日曜ともに連続夜勤のない休日をつくる	1	2	3	
11 交代の方向は正看護師の交代制勤務とする(三交代制勤務のある施設のみご回答ください) ※日勤→夜勤→(非番)→夜勤のように開始時間を遅くする勤務編成	1	2	3	
12 夜勤・交代制勤務者の早出の始業時間は7時より前を避ける(夜勤・交代制勤務者についてご回答ください)	1	2	3	
13 暴力・ハラスメントに対し、実効性のある組織的対策を推進する	1	2	3	
14 上層・同僚・家族からのサポート体制を充実させる	1	2	3	
15 仕事のコントロール感を増やすようにする	1	2	3	
16 仕事・役割・責任等に合った評価・処遇(賃金)とする	1	2	3	

2. 看護職員の採用、退職の状況

(1) 看護職員採用の状況 **必須**

- ・ 新卒者は免許取得後1年未満の者を指してください。
- ・ 看護免許を有する場合は、実際に入職している期間にも乗算する乗算率を記入してください。
- ・ 人数は実人数で記入してください。
- ・ 令和4年度は12月31日までの実績、令和5年度は現時点での予定数を記入してください。数値が4～6人など僅かな場合は、その中間値(6人)としてください。

〇 労働看護職員の募集人数、採用人数

単位：人

年度	新卒者		新卒以外		中途採用		中途以外		計		看護補助者	
	募集	採用	募集	採用	募集	採用	募集	採用	募集	採用	募集	採用
H30												
R1												
R2												
R3												
R4 (12月31日現在)												
R5												

(2) 退職者の状況 **必須**

- ・ 各年度の退職者について、新卒者(免許取得後1年以内の者)は新卒に、新卒以外は定年・中途に分けて記入してください。
- ・ 人数は実人数で記入してください。

〇 労働看護職員の退職者数

単位：人

年度	新卒者				中途採用				計			
	新卒	定年	中途	小計	新卒	定年	中途	小計	新卒	定年	中途	小計
H30												
R1												
R2												
R3												
R4 (12月30日現在)												

〇 H30年度～令和3年度の看護職員の退職者の主な理由について、人数を記入してください。

理由	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	理由	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1 定年					11 休職がとれない、とびざらい				
2 被褥					12 給与に不満				
3 妊娠・出産・育児					13 夜勤の負担が大きい				
4 家族の転居・転居					14 責任の重さ、医療事故への不安				
5 家族の介護・介護時間					15 キャリアアップの機会がない				
6 本人の健康問題					16 調剤・薬物に対する不安				
7 進学					17 調剤(調剤)や調剤(調剤)に不安				
8 人間関係					18 その他				
9 他分野(看護以外)への興味					19 不明				
10 看護職が多い									

※その他の理由、具体的な内容を記入してください。

◎新卒で退職した看護職員について、下記の理由で退職した人数を記入してください。(複数選択可)

理由	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	理由	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1 基礎教育と実践とのギャップ					9 医療事故を起こす不安があり継続している				
2 病状の悪化の精神的な負担や孤独					10 看護業務が軽減されていないため、新人が退去する				
3 看護職員に必要より高い能力が求められるようになってきている					11 働きがなくなった状況が職場の自立の必要性を認識している				
4 病状の悪化を「死ぬ」、「死ぬ」といふ言葉が少なくない					12 勤労・疾病に対する不安				
5 病状の悪化が新人に教える時間を削り減らしてきている					13 感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）に対する不安				
6 交代制など不規則な勤務形態による労働負担が大きい					14 その他				
7 新人を計画的に育成する体制が整っていない					15 不明				
8 新人が看護の仕事の魅力を感ぜにくい状況にある									

※その他の理由、具体的な内容を記入してください。

3. 今後の看護職員等の配置計画

(1) 令和11年までの必要人員数 **必須**

- 令和11年12月31日現在の人員数及び令和11年未だに必要と見込んでいる必要人員数を記入してください。
- 非常勤職員が含まれる場合、下記の計算により非常勤職員数を算出して非常勤職員に記入してください。
例えは、100人の看護職員中、80人が非常勤職員で20人が非常勤職員（週20時間勤務）である場合は：80人+（20時間/40時間×20人）=非常勤職員90人
- 非常勤職員の非常勤換算は、就業時間を労働時間の1人当たりの週所定労働時間で除して算出してください。
- 必要人員数の見込みにあたっては、年次有給や育児休暇などの取得や変動人数などに留意して算出してください。

○全ての要因について、現状を踏まえ、実現可能と判断される必要人員数を記入してください。

※令和11年までに看護職員を増員または削減する計画があるが各年の人数が未確定の場合は、目標数から各年平均等に増員または削減することとして記入してください。

	R4年12月31日現在		R5年度(2023年度)		R6年度(2024年度)		R7年度(2025年度)		R8年度(2026年度)		R9年度(2027年度)		R10年度(2028年度)		R11年度(2029年度)		各部署の配置計画に増員または削減の計画がある場合 主な理由を下から3つまで選んで、番号を記入してください。 具体的な内容を記入してください。
	実人員	非常勤換算	実人員	非常勤換算	実人員	非常勤換算	実人員	非常勤換算	実人員	非常勤換算	実人員	非常勤換算	実人員	非常勤換算			
看護職員																	
看護長(専任)																	
准看護長(専任)																	
助産師(専任)																	
栄養士(専任)																	

○増員または削減する理由の主な理由(下記から3つまで選択してください。)

- ①看護部門の充実・見直し
- ②外来部門の充実・見直し
- ③診療管理・看護管理部門の充実・見直し
- ④訪問看護・在宅ケア部門の充実・見直し
- ⑤地域連携部門の充実・見直し
- ⑥研修体制の充実・見直し
- ⑦施設環境の改善
- ⑧感染・医療事故により増加した業務への対応(感染対策、被ばく測定、職業教育など)
- ⑨地域における医療ニーズを踏まえた充実・見直し
- ⑩新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた充実・見直し
- ⑪その他(上記記載欄に主な理由を記入)

4. 特定行為研修の研修終了者の養成計画及び指定研修機関としての申請計画

(1) 今後の養成計画(実施数から受贈させたい人数)について、受贈希望の区分番号に人数を記入してください。(区分番号は特定行為区分番号一覧をご覧ください。)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	P1	P2	P3	P4	P5
		養成計画(受贈させたい人数)	R5年度																								
	R6年度																										
	R7年度																										
	R8年度																										
	R9年度																										
	R10年度																										
	R11年度																										

(2) 特定行為研修に申し、今後の養成計画がある場合、受贈予定地を教えてください。

- ① 県内
 - ② 県外
 - ③ 異都府県
- (3) 貴施設で看護師特定行為研修指定研修機関として運営するために指定申請を行う計画がありますか。当ではまる番号を選択してください。また、「①ある」の場合、申請予定年度を記入してください。(病状および有床診療のみを記載します)
- ① ある → (申請予定 年度) ② ない ③ 未定
- 「①ある」と回答した場合、指定申請予定の区分番号全てに○をつけてください。(区分番号は特定行為区分番号一覧をご覧ください。)

区分番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	P1	P2	P3	P4	P5	
指定申請予定の有無																											

5. 認定看護師の養成計画

(1) 貴施設において、認定看護師に申し、令和11年度までに養成計画はありますか。当ではまる番号を選択してください。(複数選択可)

- 0 養成計画なし
- 1 感染管理
- 2 がん放射線療法看護
- 3 がん薬物療法看護
- 4 緩和ケア
- 5 クリティカルケア
- 6 呼吸器疾患看護
- 7 在宅ケア
- 8 手術看護
- 9 小児プライマリケア
- 10 新生児集中ケア
- 11 心不全看護
- 12 腎不全看護
- 13 生体看護
- 14 摂食嚥下障害看護
- 15 動物看護
- 16 乳がん看護
- 17 認知症看護
- 18 脳卒中看護
- 19 皮膚・排泄ケア

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
		養成計画(受贈させたい人数)	R5年度																		
	R6年度																				
	R7年度																				
	R8年度																				
	R9年度																				
	R10年度																				
	R11年度																				

6. 看護職員の確保、継続防止、資質向上などに関し、行政へのご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記入ください。

調査はこれで終了です。お忙しいなかご協力ありがとうございました。

福島県看護職員需給計画策定検討会経過

- 第1回 令和5年7月13日
- 1 現行計画の進捗状況、効果的な確保対策について
 - 2 次期計画策定のための調査結果について
 - 3 次期計画の策定方針について

- 第2回 令和5年11月9日
- 1 次期計画(たたき台)について
 - 2 看護職員の需給見通しについて
 - 3 指標について

- 第3回 令和5年12月13日
- 1 次期計画(素案)について
 - 2 今後のスケジュールについて

パブリック・コメント実施 令和5年12月15日(金)～令和6年1月15日(月)

- 第4回 令和6年2月2日
- 1 うつくしま県民意見公募の実施結果について
 - 2 次期計画(案)について
 - 3 令和5年度事業の成果、進捗状況について(現状・課題等の把握)

福島県看護職員需給計画策定検討会設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災及び原子力災害による影響を踏まえた看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。)の適正な需給見通しに沿った養成、確保等を図るため、福島県医療計画の部門別位置づけとしての福島県看護職員需給計画の内容に関する検討を行うことを目的として、福島県看護職員需給計画策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 看護職員の需給見通しに関する事。
- (2) 看護職員の養成及び確保に関する事。
- (3) その他必要と認める事項に関する事。

(委員)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから11名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療、看護等関係団体及び関係機関等から推薦のあった者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集及び運営)

第5条 検討会には議長を置き、議長は委員の互選とする。

- 2 検討会は、議長が招集するものとする。
- 3 議長は、検討会の業務を統括し、進行する。
- 4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者が、その職務を代行するものとする。

(意見の聴取)

第6条 検討会は、必要に応じて専門的助言や意見を求めるため、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会に関する庶務は、福島県保健福祉部地域医療課医療人材対策室において処理するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月13日から施行する。

福島県看護職員需給計画策定検討会委員名簿

(委員敬称略 五十音順)

委 員	所 属	職 名	勤 務 先 ・ 職 員
五十嵐 敦	国立大学法人福島大学	名誉教授	
大戸 和子	一般社団法人福島県看護学校協議会	副会長	公益社団法人福島明星厚生学院 福島看護専門学校長
小野寺 光江	福島県准看護学校教育協議会	委 員	一般社団法人喜多方医師会 喜多方准看護高等専修学校
小谷 尚克	福島県保健所長会	代 表	会津保健所長
斎藤 恵子	公益社団法人福島県看護協会(保健師)	代 表	公益財団法人星総合病院 ポラリス保健看護学院
坂本 祐子	公立大学法人福島県立医科大学看護学部	看護学部長	公立大学法人 福島県立医科大学看護学部長
佐藤 勝彦	一般社団法人福島県病院協会	会 長	一般財団法人大原記念財団 理事長・統括院長
佐藤 博子	公益社団法人福島県看護協会(看護師)	代 表	公益社団法人 福島県看護協会会長
高岡 寿哉	社会福祉法人福島県社会福祉協議会	代 表	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 人材研修課長
土屋 繁之	一般社団法人福島県医師会	副会長	医療法人慈繁会 理事長
橋本 ゆみ	公益社団法人福島県看護協会(助産師)	代 表	公益社団法人 福島県看護協会専務理事

1 委員数 11名

2 在籍 令和5年7月13日～令和6年3月31日

福島県看護職員需給計画

令和 6 年 3 月

福島県保健福祉部

医療人材対策室

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

電話：024-521-7222

FAX：024-521-7926

kango@pref.fukushima.lg.jp

